

Important

重要

For Academic Year 2025
2025年度用

To All International Students Enrolled in "Gakkensai"
学研災ご加入の留学生の皆様へ



International Students offers comprehensive support in the case of unexpected incidents occurring during student life
留学生活中のもしものを総合的にサポートするなら

Comprehensive Insurance for Students Lives Coupled with "Gakkensai"

外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険

Comprehensive Insurance for Students Lives Coupled with "Gakkensai" For International Students was established to provide support for International Students.

International Students at 1,181 schools nationwide who have adopted "Gakkensai" are eligible for enrollment, and a group discount is available due to the economies of scale achieved through the large number of universities adopting this system.

留学生向け付帯学総は、留学生を応援するために創設いたしました。

学研災を導入している全国 1,181 校の留学生を加入対象としており、本制度採用大学のスケールメリットを活かした団体割引を適用しております。

Indemnity Liability

賠償責任

Injury, illness

ケガ・病気

Death, residual disability

死亡・後遺障害



Scope of
30%
Group Discount

団体割引 30% 適用



The procedure is convenient and simple!
Please use **the Sai Chan School Insurance website.**

お手続きは、便利で簡単！
「サイちゃんの学生保険サイト」をご利用ください。

- Please complete the payment before the requested effective date.
In case of a late payment, compensation will start from the following day of the payment date.
- ご希望の始期日前日までに入金してください。入金が遅れた場合、入金の翌日から補償開始となります。

<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=003680Y>

KYUSHU UNIVERSITY

Japan Educational Exchanges and Services (JEES)

公益財団法人 日本国際教育支援協会

We Offer Broad Support for Your Student Life!

学生生活を幅広くサポートします！

* Please refer to the separate document entitled "Overview of Compensation" for information on the main cases subject to insurance payment and main cases not subject to insurance payment.

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、別紙「補償の概要等」をご確認ください。

1 Personal compensation responsibility When the student riding a bicycle and bumping into passers-by, injures them.

個人賠償責任 自転車で行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

If a student accidentally injures another person or damages the property of another person within Japan or abroad, or if a student borrows or is entrusted with an item (entrustable goods) ^{(*)1} which is then broken, stolen etc. within Japan or abroad, we will cover the insurance payout if the student is legally liable for damages. Only with domestic incidents involving personal liability, out-of-court settlement negotiations shall be conducted by Tokio Marine & Nichido Fire Insurance as a rule. (Excludes cases in which lawsuits are filed in courts outside the country, etc.)

(*)1 Products such as mobile phones, smart phones, bicycles, contact lenses, and glasses are not considered as consigned goods.

* Students are also eligible for compensation while taking part in internships or while working part time. However, students are not eligible for compensation in the case of incidents occurring while carrying out other duties.

* Compensation shall not be paid in the case of incidents involving automobiles or motorcycles (including motorized bicycles).

* "Out-of-court settlement negotiation service" is a service provided by the insurance company, in which they conduct negotiations, private settlements, mediation, or file lawsuits on behalf of the insured person based on an agreement with him/her if a claim is made against the insured student for damages involving an incident. 国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの（受託品）^{(*)1}を国内外で壊したり盗まれましたとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）

(*)1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外となります。

※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外となります。

※「示談交渉サービス」とは、被保険者である学生が、事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合に、被保険者の同意を得て、保険会社が被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービス。

With Out-of-court Settlement
Negotiation Service!
示談交渉サービス付き！



2 Death・Physical impediment When faced with unlikely emergencies, or when residual disabilities are involved.

死亡・後遺障害 万が一のときや後遺障害が残ったとき。

Insurance payments shall be made if the student in question suffers death or incurs residual disability as a result of a sudden and unexpected external incident occurring either domestically or overseas. (However, incidents occurring during the regular curriculum, during extra-curricular activities (club activities) authorized by the school, or in school facilities (excluding dormitories) are not covered by this insurance, but by "Gakkensai".) Injuries resulting from earthquakes, volcanic eruptions, or tsunamis caused by these are also covered.

国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。（ただし、正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く）の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。）

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



3 Medical treatment expenses ^{(*)1} ^{(*)2} When the student in question is hospitalized or visits the hospital as a result of injury or illness.

治療費用 ^{(*)1} ^{(*)2} 学生本人が、ケガや病気入院または通院したとき。

If the student in question visits the hospital or is hospitalized for 1 day or longer as a result of injury or illness suffered domestically, insurance payments shall be made to cover the cost of co-payments ^{(*)3} for health insurance and so on. (hospital visits for dental treatment, hospital visits and admission for mental disorder, or hemorrhoid treatment, fissure of the anus, etc. are excluded) Injuries resulting from earthquakes, volcanic eruptions, or tsunamis caused by these are also covered.

(*)1 The coverage period for the insurance proceeds for medical expense starts on the first day of hospitalization until the last day of the month where 60 days have elapsed.
Date of the first visit: in the case of April 15, 2025
After 60 days elapse: June 13, 2025
Last day of month where 60 days have elapsed: June 30, 2025
Coverage period for treatment is from April 15, 2025 - June 30, 2025

(*)2 Any illnesses or injuries that existed before the start of the insurance term will not be covered. (However, there will be coverage and insurance payouts for any hospitalization and/or doctor's visit that takes place two years after the start of the insurance term (or one year if the duration of the insurance term is one year or less and if it had been renewed).)

(*)3 Please refer to the "Liability Overview, etc." for details about the amount you will have to bear.
国内で学生本人がケガや病気1 日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分^{(*)3}を保険金としてお支払いします。（歯科疾病治療のための通院、精神障害による通院、痔核、裂肛等による入院は除く。）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

(*)1 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
初診日：2025/4/15のケース
60日を経過した日：2025/6/13
60日を経過した日の属する月の末日：2025/6/30
2025/4/15 ~ 2025/6/30の治療がお支払対象

(*)2 保険期間の開始時前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。（ただし、保険期間の開始時より2年（保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。）

(*)3 自己負担分の詳細については、＜補償の概要等＞をご参照ください。

Students shall be compensated for expenses borne by the patient at the counter of medical institutions.
医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

年	月	日	金額
2025	4	15	4,380
2025	6	13	4,380
2025	6	30	4,380

Recommended
Points
おすすめポイント

Insurance coverage
starts from the 1st day
of attending a hospital.
通院1日目から補償



4 Hospitalization Insurance Payments ^{(*)1}, Surgery Insurance Payments ^{(*)2}, Hospital Visit Insurance Payments ^{(*)3}

When the student in question is hospitalized or visits the hospital as a result of injury.

入院保険^{(*)1}・手術保険^{(*)2}・通院保険^{(*)3} 学生本人が、ケガで入院または通院したとき。

Daily insurance payments shall be made for each day of hospitalization or hospital visit if the student in question suffers an injury outside the control of the school, and is subsequently hospitalized or requires a visit to the hospital. Furthermore, insurance payments shall also be made for any surgeries involved.

Injuries resulting from earthquakes, volcanic eruptions, or tsunamis caused by these are also covered.

(*)1 Payment cannot be made for hospitalization occurring after 180 days from the date of the incident. Furthermore, the limit is 180 days per incident.

(*)2 Payments are limited to surgeries performed within 180 days from the date of the incident. Furthermore, payment shall not be made for certain surgeries such as treatment for wounds or tooth extractions.

(*)3 Payment cannot be made for hospital visits occurring after 180 days from the date of the incident. Furthermore, the limit is 90 days per incident.

学校管理下外で学生本人がケガをされ、入院、通院された場合に、入院・通院1日につき保険金日額をお支払いします。また、手術を受けられた場合も保険金をお支払いします。地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

(*)1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払はできません。また、1事故について180日を限度とします。

(*)2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

(*)3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払はできません。また、1事故について90日を限度とします。



Enrollment Type ご加入タイプ

		A Type ^(※1)		B Type	C Type
Insurance Amount 保険金額	1	Personal compensation responsibility ^(※2) 個人賠償責任 ^(※2) Limited to 100 million yen per incident both domestically and overseas 1 事故 国内：1 億円 国外：1 億円 限度			
	2	Death・Physical impediment ^(※3) 死亡・後遺障害 ^(※3) 	1,000,000 yen	1,000,000 yen	1,000,000 yen
	3	Medical treatment expenses ^(※4) 治療費用 ^(※4) 	Out-of-pocket medical expenses 治療費用実費	Not covered	Not covered
		Medical treatment expenses ^(※4) 治療費用 ^(※4) 			
	4	Injury flat-rates ^(※3) (Daily amount for hospitalization ^(※5)) (Daily amount for hospital visits) 傷害定額 ^(※3) (入院日額 ^(※5)) (通院日額)	Not covered	Not covered	Daily amount for hospitalization: 5,000 yen daily amount for hospital visits: 3,000 yen

Insurance premium (lump sum up until graduation) 保険料 (卒業までの一括払)	Insurance period 保険期間	1 month 1ヶ月	—	390 yen	2,170 yen
		2 months 2ヶ月	—	560 yen	3,070 yen
		3 months 3ヶ月	—	710 yen	3,930 yen
		4 months 4ヶ月	6,170 yen	870 yen	—
		5 months 5ヶ月	7,300 yen	1,030 yen	—
		6 months 6ヶ月	7,860 yen	1,110 yen	—
		7 months 7ヶ月	8,420 yen	1,190 yen	—
		8 months 8ヶ月	8,970 yen	1,260 yen	—
		9 months 9ヶ月	9,540 yen	1,350 yen	—
		10 months 10ヶ月	10,110 yen	1,430 yen	—
		11 months 11ヶ月	10,660 yen	1,500 yen	—
		1 year 1年間	11,220 yen	1,580 yen	—
		2 years 2年間	19,640 yen	2,770 yen	—
		3 years 3年間	28,070 yen	3,970 yen	—
		4 years 4年間	36,490 yen	5,160 yen	—
		5 years 5年間	44,900 yen	6,340 yen	—
		6 years 6年間	50,510 yen	7,130 yen	—

(※1) Enrollment is possible only for those enrolled in health insurance. (For those students whose period of stay is within 3 months and who have not enrolled in health insurance, please select from type B or C.)
(※2) Payments for damage to data stored on information devices is limited to 5 million yen per incident.
(※3) Incidents occurred during educational research activities are not covered by this insurance, but by "Gakkensai".
(※4) The applicable payment period is from the initial day of the hospital visit or hospitalization up to the end of the month 60 days after and including the initial day.
(※5) The amount paid for surgery insurance payments shall be either 5 times (for surgeries performed at times other than while hospitalized) or 10 times (for surgeries performed while hospitalized) the daily hospitalization insurance payment. Payment shall not be made for certain surgeries such as treatment for wounds or tooth extractions.
A discount rate of [30%] is applied to the above insurance premiums if the number of insured people throughout the entire country is 10,000 or more.
The insurance period extends from 0:00 on the first day to 16:00 on the final day of insurance coverage.
Example) In the case of 6 year insurance period: 0:00 on April 1, 2025 to 16:00 on April 1, 2031.
Insurance premiums are in monthly units. Even if study abroad is terminated part of the way through a month, the final day of insurance coverage shall be the "1st" of each month.
Example 1) If the period of study abroad is from April 1 to May 31, the insurance period shall be "April 1 to June 1," and require "2 months" of insurance premiums.
Example 2) If the period of study abroad is from April 15 to May 31, the insurance period shall be "April 15 to June 1," and require "2 months" of insurance premiums.
Example 3) If the period of study abroad is from April 15 to May 15, the insurance period shall be "April 15 to June 1," and require "2 months" of insurance premiums.
Please inquire individually if the period of study abroad exceeds 1 year, and the insurance period is other than the above.
The enrollment types listed in this pamphlet are intended for those applicable to occupation grade A (students, etc. not engaged in continuous employment.)
Individuals who are continuously engaged in the following professions are categorized as Occupational Class B and are not eligible for enrollment. (If you fall under this category after enrollment, please notify us promptly.)
"Automobile drivers," "construction workers," "agriculture and forestry workers," "fishing industry workers," "mine, quarry workers," "wood, bamboo, grass, vine product manufacturing workers" (the above 6 occupations)
(※1) 健康保険加入者のみご加入できます。(滞在期間3ヶ月以内で健康保険未加入の方は、B・Cタイプからお選びください。)
(※2) 情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。
(※3) 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
(※4) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
(※5) 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が10,000人以上の場合の割引率[30%]が適用されています。
保険期間は、始期日の午前0時より、保険終期日の午後4時までとなります。
例) 6年間の場合 2025年4月1日午前0時より 2031年4月1日午後4時まで6年間
保険料は1ヶ月単位となっております。月の途中で留学が終了される場合でも、保険終期は毎月「1日」となります。
例1) 留学期間が、4月1日～5月31日の場合、保険期間は「4月1日～6月1日」で「2ヶ月」の保険料となります。
例2) 留学期間が、4月15日～5月31日の場合、保険期間は「4月15日～6月1日」で「2ヶ月」の保険料となります。
例3) 留学期間が、4月15日～5月15日の場合、保険期間は「4月15日～6月1日」で「2ヶ月」の保険料となります。
1年間を超える場合で、上記以外の保険期間となる場合には、個別にお問合せください。
本パンフレット記載のご加入タイプは、職種別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない学生等)用です。以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種別Bとなりご加入いただくことができません。
(ご加入後に該当することになった場合、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。)
【自動車運転者】「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上6職種)

Enrollment Method ご加入方法

From School Entrance to Graduation, the Procedure is Required Only Once! Giving you peace of mind until graduation! 入学から卒業まで、手続きは1回だけ! 卒業まで安心!

Web entry through a smartphone or PC スマートフォンやPCからのWeb加入

① You can access the website using the QR-code in the pamphlet.
You can also visit the URL in the pamphlet to access the website on your PC.
① パンフレットのQRコードでサイトへアクセスすることも掲載されたURLを入力することで、PCからのアクセスも可能です。

② Pre-registration
An e-mail address is required for pre-registration
② 事前登録
事前登録にはメールアドレスが必要です。

③ Enter policy details
③ 加入内容の入力

④ Select a policy type
④ 加入タイプの選択

⑤ Select a convenience store
⑤ コンビニの選択

⑥ Insurance payment via transfer at a convenience store
The policyholder is required to cover any processing fees at the convenience store.
⑥ コンビニで保険料振込
コンビニ払い手数料は加入者負担です。

※ If purchasing a policy online is not possible ➡ apply at the post office ※ Web加入が出来ない場合➡郵便局でのお申込み

① Choose the desired coverage from the pamphlet.
The insurance period cannot be selected. Payments are made in a lump sum lasting up until graduation.
パンフレットより希望の補償内容を選ぶ。保険期間は選べません。卒業までの一括払いです。

② Confirm the insurance premium, and enter the required items in the enclosed "Payment Handling Slip."
Please fill out carefully and in as much detail as possible, without leaving out any information. A "payment handling slip" will also serve as an application request form. Please fill this out in accordance with the example provided.
保険料を確認し、同封の「払込取扱票」に必要な事項を記入する。漏れの無いよう、できるだけ丁寧に赤字で記入してください。「払込取扱票」は加入依頼書と兼用となります。必ず記入例に従って記入ください。

③ Please transfer insurance premium payments from Japan Post Bank or the post office.
The application will be complete after completing the payment transfer procedure. **Note that the person making the transfer is required to cover any transfer fees.**
ゆうちょ銀行または郵便局から保険料を振込む。振込手続きをもってお申込みは完了します。**なお、振込手数料は振込人負担です。**

An enrollment certificate shall be sent out approximately 2 months after completing the enrollment procedure.
Please rest assured that compensation shall be paid for incidents occurred after the coverage start date even if your enrollment certificate has not arrived. Please store your receipt in a safe place until your enrollment certificate has arrived. * Your enrollment certificate shall be sent to the address in Japan indicated on the "Payment Handling Slip."
加入手続後、2ヶ月後を目途に加入者証をお送り。加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者証は「払込取扱票」に記載の日本国内の住所へ送付します。
* If you mistakenly transfer too much money for the insurance (new application/ change), the transaction fee for the refund will be borne by you.
※誤って多くの保険料をお振込みいただいた場合(新規申込・変更)、返戻時の振込手数料は受取人負担となります。返戻保険料<振込手数料となる場合には返戻いたしませんのでご注意ください。

Claim Handling Procedure Following Incidents 事故の際のご対応について

1. Download the "Incident Report Form" file from the JEES website, and enter the details of the incident.
(公財) 日本国際教育支援協会 HP より、「事故報告書」ファイル
をダウンロードし、事故の状況を入力してください。

- * Please enter the information in either "English" or "Japanese."
- * If an accident relating to personal liability compensation occurs outside of an agent's business hours (for instance, an accident in everyday life which injures another person(s) or damages another's property) please contact Accident Reception Desk (at Tokio Marine Nichido Fire Insurance Co., Ltd.) at 0120-720-110.

Note) Please tell us the "certificate number" and "accident summary" when you call in case of an accident.

* 入力は、「英語」または「日本語」をお願いします。
* 個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合に限り、「事故受付センター」(東京海上日動安心110番) (0120-720-110) へお電話でご連絡いただくことも可能です。
注) 事故のお電話の際は、「証券番号」・「事故の概要」をお伝えください。

[URL for Incident Report Form]
[事故報告書掲載URL]

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/inbound.htm>

2. Please attach the completed "Incident Report Form" to an e-mail, and send it to the following address.

入力した「事故報告書」ファイルを添付し、以下のメールアドレスまで、メール送信をお願いします。

- * Enter "INSCLAIM enrollee number" in the e-mail subject field. (No entry is required if the enrollee number is not known.)
- * Please enter the information in either "English" or "Japanese."
- * メール件名は「INSCLAIM 加入者番号」としてください。(加入者番号が不明な場合は、記入不要です。)
- * 入力は「英語」または「日本語」をお願いします。

[Dedicated incident report address]
[事故報告専用アドレス]

<Indemnity liability> <賠償責任>
<Other (medical expenses, etc.)> <その他 (治療費用等)>
insclaim.futaigakuso@tmnf.jp

3. After receiving the incident report and determining the person in charge, the person in charge shall contact claimants and send them the necessary documents.

事故受付し、担当者が決まりましたら、担当者より、必要書類のご連絡や送付をいたします。

- * If contacted by Tokio Marine & Nichido Fire Insurance, an e-mail shall be sent in either "English" or "Japanese" to the e-mail address from which the incident report was received. (An e-mail shall be sent in English if the incident report form is completed in English.) Please note that the address for e-mails sent from Tokio Marine & Nichido Fire Insurance will differ from the [Dedicated incident report address].

* 弊社よりご連絡する場合には、事故報告を頂いたメールアドレスへ、「英語」または「日本語」で送信いたします。
(英語で事故報告書に記載頂いた場合には、英語でメールをいたします。)
その際、弊社からご連絡するメールアドレスは、「事故報告専用アドレス」とは異なりますので、ご注意ください。

- (1) Incident notification: If an incident has occurred, please notify us by sending an e-mail immediately to the above "Dedicated incident report address."
- (2) Please be aware that a statute of limitations (3 years) applies to the right to claim insurance payments.
- (3) If the injury or illness suffered aggravates a preexisting injury or illness, the insurance payment may be reduced.
- (4) When claiming insurance payments for medical expenses following injury or illness, the receipt and so on issued by the hospital or other medical institution is required. Furthermore, a receipt and so on is required to verify expenses borne by the student for insurance payments made for other out-of-pocket expenses. Be sure to store receipts in a safe place until claims for insurance payments have been made.
- (5) In the case of incidents in which the student in question is liable, always verify and take a note of the "other person's name" and "contact details." Furthermore, always consult the insurance underwriter beforehand when attempting to acknowledge liability for damages, either in part or in full.

Please be aware that insurance payments may be reduced if approval is not obtained from the insurance underwriter.

- ① 事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに上記「事故報告専用アドレス」までメールにてご連絡ください。
- ② 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ③ ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- ④ ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要となります。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要となります。保険金のご請求まで、必ず保管しておいてください。
- ⑤ 賠償事件の場合、「相手方の名前」、「連絡先」を、必ず確認し、控えておいてください。また、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

Enrollment Precautions ご加入にあたっての注意点

Insurance scope

Coverage with this insurance is limited to students registered at this school who have enrolled in "Gakkensai". (In cases such as where the student has withdrawn from school, a procedure for withdrawing from the insurance contract prematurely is required as a rule, and therefore the insurance underwriter must be notified.)

Cancellation, contract modification, and refund of premiums in case of erroneous payment.

If there is a refund of premiums due to cancellation, contract modification, or erroneous payment, Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd. will refund the premium according to its prescribed procedures. If a refund of premium is generated due to an erroneous payment or if the designated account for refund is located outside of Japan, the customer will be

responsible for any transfer fees incurred in sending the refund to their account. If the transfer fees exceed the refund amount, refund of premiums will not be provided.

保険の対象となる方の範囲

この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限り（退学等の場合は、原則中途退退の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。）。

解約・契約内容変更・誤振込時の返還保険料の取扱い

解約・契約内容変更・誤振込時において返還保険料があった場合、東京海上日動の所定の方法で保険料を返還します。保険料を誤振込されて返還保険料が発生した場合や振込先の口座が日本国外の口座となる場合、お客様の口座へ送金するための振込手数料はお客様負担とします。振込手数料が、返還保険料を上回る場合、保険料は返還しません。

Other Precautions その他ご注意いただきたいこと

This insurance contract is a co-insurance contract provided by the following companies, and Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd. acts as proxy and agent for other insurance underwriters. Each insurance underwriter holds sole responsibility, without any collaboration with other companies, for insurance contracts based on underwriting shares determined when concluding the contracts.

Please check with JEES regarding each underwriting share.
<Insurance underwriters> Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd. (managing insurance company), Aioi Nissay Dowa Insurance Co., Ltd., Sampo Japan Insurance Inc., Mitsui Sumitomo Insurance Co., Ltd.

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険（株）が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

なお、各引受割合については（公財）日本国際教育支援協会にご確認ください。

（引受保険会社）東京海上日動火災保険(株) (幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険(株) 損害保険ジャパン(株) 三井住友海上火災保険(株)

This pamphlet provides an overview of Comprehensive Insurance for Student lives Coupled with "Gakkensai" (Comprehensive Life Insurance (Comprehensive Child Coverage)). Be sure to read the "Disclosure Statement" at the time of enrollment. Details will depend on the policy terms given to the group representative (contracting party), however, please send any inquiries to the following "Dedicated general inquiry address" if there is anything that is unclear. Please check the "Overview of Comprehensive Insurance for Student lives Coupled with "Gakkensai" (Comprehensive Life Insurance (Comprehensive Child Coverage))" following enrollment.

All rights and obligations associated with this insurance contract are stipulated in the Japanese versions of the Standard Terms of Comprehensive Life Insurance Policy and Special Provisions. A translation of the Japanese versions has been provided for reference purposes only.

このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、下記「一般照会専用アドレス」までお問い合わせください。

なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

本保険契約の全ての権利および義務は、総合生活保険普通保険約款および特約の日本語版で規定されています。日本語版の翻訳は、参照のみを目的で提供されています。

Comprehensive Insurance for Student lives Coupled with "Gakkensai" is an informal name for Comprehensive Life Insurance (Comprehensive Child Coverage).

This insurance is a group contract for Comprehensive Insurance for Student lives Coupled with "Gakkensai" aimed at students enrolled in JEES supporting member universities, with JEES as the contracting party. As a rule, the right to make insurance policy claims and right to terminate insurance contracts lies with JEES.

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）のペットネームです。

この保険は（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし（公財）日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国際教育支援協会が有します。

Please check the URL/QR code on the right of frequently asked questions regarding online enrollment procedures.

Web加入手続きに関するよくあるご照会を右記のURL・QRコードに掲載していますのでご確認ください。



<https://www.jees.or.jp/gakkensai/inbound.htm>

<Other General Inquiries>

Please send an e-mail to the following dedicated general inquiry address for inquiries unrelated to incidents, such as inquiries relating to enrollment or changes to contracts. (Please send inquiries in either "English" or "Japanese.") A response to e-mails shall be sent to the address from which inquiries are received. Be sure to write the "university name," "student name," and "student ID number" when sending an e-mail.

<その他 一般的なご照会について>

事故報告以外の、加入に関するご照会やご契約の変更に関するご照会につきましては、以下の一般照会専用アドレスへご連絡ください。（「英語」または「日本語」でお願いします。）ご連絡を頂いたメールアドレスへ、メールにてご返信いたします。メールの際には、「大学名」、「お名前」、「学籍番号」を必ず、記載ください。

[Dedicated general inquiry address] [照会アドレス] futaigakuso.inbound@tmnf.jp

Inquiry contact
お問合せ先

Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd.
Inbound futai-gakuso Service counter
東京海上日動火災保険株式会社 インバウンド付帯学総 照会窓口

[Incident desk] [事故受付] insclaim.futaigakuso@tmnf.jp

* If an accident relating to personal liability compensation occurs outside of an agent's business hours (for instance, an accident in everyday life which injures another person(s) or damages another's property) please contact Accident Reception Desk (at Tokio Marine Nichido Fire Insurance Co., Ltd.) at 0120-720-110.
Note) Please tell us the "certificate number" and "accident summary" when you call in case of an accident.
* 個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合に限り、「事故受付センター」(東京海上日動安心110番) (0120-720-110) へお電話でご連絡いただくことも可能です。
注) 事故のお電話の際は、「証券番号」・「事故の概要」をお伝えください。

[General inquiries] [一般照会] futaigakuso.inbound@tmnf.jp

Handling agent
取扱代理店

Tokio Marine & Nichido Anshin Consulting Co., Ltd.
東京海上日動あんしんコンサルティング(株)

〒104-0033 Chichibu Building 6F, 1-8-6 Shinkawa, Chuo-ku, Tokyo
東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6階

Insurance underwriter
引受保険会社

Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd.
(Branch of section in charge) Financial Institutions & Government Sector Division, Fukuoka Chuo Branch
東京海上日動火災保険株式会社 (担当課支店) 福岡支店 金融公務チーム

〒812-8705 3-3 Fukuoka TOKIO MARINE NICHIDO Building 7F, Tsunaba-machi, Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka
福岡市博多区綱場町3-3 福岡東京海上日動ビル7階

Disclosure Statement

[Contract Overview, Description of Information Calling for Attention]

重要事項説明書 [契約概要・注意喚起情報のご説明]

This contains important information which must be understood prior to enrollment. Be sure to read until the end.

* If the insured persons are family members and so on, explain this content to all insured persons.

* If you have any questions or concerns, please contact the contact information on the brochure, etc.

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[Description of Marks] [マークのご説明]

Overview of Contract

Information required to ensure an understanding of the content of insurance products

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

Information calling for attention

Items to which particular attention is required when enrolling, such as items which may be disadvantageous to the customer

注意喚起情報

ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I Points to be checked prior to enrollment ご加入前におけるご確認事項

1. Product structure

This insurance is a group insurance contract between Japan Educational Exchanges and Services (JEES) as a contractor and students of Supporting Member Schools of JEES as the insured. Generally under this contract, JEES has the right to request the issuance of insurance policies, and to surrender insurance contracts when necessary. Explanations about the group that can be a contractor, the basic coverage, and the special rider contracts which can be added by the insured's request, are provided in the brochures and related documents. This insurance requires the insured to be a member of a group. For explanation on who is authorized to be covered, please review the brochures. If any individual who does not fit the scope of an authorized individual is enrolled in the insurance, there is a good chance such enrollment may be cancelled.

2. Overview of basic coverage and main special provisions

Please refer to the pamphlet and so on for information on the "Main cases subject to insurance payment" and "Main cases not subject to insurance payment" involving basic coverage, as well as for an overview of the main special provisions.

3. Caution relating to overlapping coverage

If the following special provisions are contracted, there may be cases in which coverage overlaps if the insured person or their family concludes a separate insurance contract *1 with similar coverage. If coverage overlaps, coverage is provided for applicable incidents by either contract, however, there may be cases in which one of the contracts does not pay out. Check the difference in coverage content and insurance amounts, and consider whether special provisions and so on are required *2.

● Personal liability coverage special provision ● Special provision for coverage of rescuer expenses, etc. ● Medical expense coverage special provision

*1 This includes special provisions set for insurance contracts other than Comprehensive Life Insurance (Comprehensive Child Coverage), and insurance contracts with other than Tokio Marine & Nichido Fire Insurance.

*2 Please be aware that if set for one contract only, coverage may no longer be available at times in the future such as when the insurance contract is terminated, or when the insured person is no longer covered by insurance for reasons such as a change in living status such as cohabitation to separation.

4. Setting the Insurance Amount, etc.

The insurance amount, etc. can be selected from the pre-established option types. As for the explanation on the different types available, please review the brochures and related documents. Please select your insurance amount after taking into account the information from the Public Insurance System such as the High-cost Medical Expense Benefits, Workers' Accident Insurance System, and others. For the information about the Public Insurance System, please review the Financial Services Agency's homepage.

(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>).



(Financial Services Agency website)

5. Insurance period and start and end of coverage

Refer to the pamphlet and so on for details on the insurance period and start and end of coverage for the contract in which you are enrolled. Depending on the type of insurance, when enrolling in a new contract, there are periods during which insurance payments are not made. Please refer to the pamphlet and so on for details.

6. Mechanism for determining insurance premiums and payment method, etc.

(1) Mechanism for determining insurance premiums

Insurance premiums are determined based on the type and so on of the insurance being enrolled in. Please refer to the pamphlet and so on for details of insurance premiums.

(2) Insurance premium payment methods

Please refer to the pamphlet and so on for details of payment methods.

7. Maturity refunds, policyholder dividends

There are no maturity refunds or policyholder dividends with this insurance.

1 商品の仕組み

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会をご契約者とし、(公財)日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等を請求してください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきますことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他に契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●救護者費用等補償特約 ●医療費用補償特約

*1 総合生活保険 (こども総合補償) 以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動 (以下、「弊社」といいます。) 以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額等はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

(金融庁ホームページ)

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合

合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II Precautions when enrolling ご加入時におけるご注意事項

1. Disclosure obligation

Items on the enrollment request form and so on with a ★ or ☆ mark next to them are important items (disclosure items) required for enrollment, and therefore must be filled in accurately (the right to receive disclosure lies with the agent of Tokio Marine & Nichido Fire Insurance). If the entered content differs from the actual facts, or if the actual facts are not entered for disclosure items, enrollment may be canceled, preventing insurance payments from being made.

* A ☆ mark is indicated next to disclosure items and notification items. Please refer to "III-1 Notification obligation, etc." later in this document for details on notification items. Similarly, if making changes to the enrollment information following enrollment in the form of additional coverage, the following items must be disclosed when the changes are made.

[List of disclosure items and notification items]

☆: Disclosure items and notification items

- Job or duties, etc. if the insured person in question is engaged in work *1
- Public healthcare insurance system in which the insured person in question is enrolled *2

★: Disclosure items

- Date of birth of the insured person in question
- Content of any other insurance contracts, etc. *3 that have been concluded

*1 Includes cases where taking a new occupation, or quitting an existing one.

*2 Both disclosure items and notification items (☆) are required only if the medical expense coverage special provision has been set.

*3 This refers to a concluded insurance contract or mutual aid contract other than this contract for which the payment responsibility is entirely or partially the same as this contract. If another insurance contract and so on has been concluded, there may be cases, depending on the content of the other contract, in which Tokio Marine & Nichido Fire Insurance is unable to undertake the insurance.

2. Cooling off

There is no cooling off period for the enrolled insurance.

3. Death beneficiary

If designating a particular person as the death beneficiary of Comprehensive Life Insurance (Comprehensive Child Coverage), always obtain the consent of the insured person (if no one is designated, the death benefit shall be paid to the legal heir.)

Enrollment will be invalid if enrolling without obtaining consent. If designating a particular person as the death beneficiary, please discuss enrollment in this insurance with the family and so on of the insured person.

If wishing to designate the death beneficiary, please notify the inquiry contact listed in the pamphlet and so on.

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項 (告知事項) です。正確に記載してください (弊社の代理店には、告知受領権があります)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

☆: 告知事項かつ通知事項

- 保険の対象となる方ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・職務等*1
- 保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度*2

★: 告知事項

- 保険の対象となる方ご本人の生年月日
- 他の保険契約等*3を締結されている場合には、その内容

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項 (☆) となります。

*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人

総合生活保険 (こども総合補償) において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください (指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

III Precautions following enrollment ご加入後におけるご注意事項

1. Notification obligation, etc.

[Notification items]

If changes are made to the content of items with a ☆ mark next to them (notification items) in the enrollment request form and so on, please notify the inquiry contact listed in the pamphlet and so on without delay. The insurance payment made may be reduced if no contact is made. Please note that notification items differ for each product purchased, and that depending on the product, there may be cases in which items with a ☆ mark next to them do not apply to notification items. Refer to the above-mentioned "II-1. Disclosure obligation [List of disclosure items and notification items]" for details of notification items for each product purchased.

[Other items for which notification is required]

- Common to all products

If making a change to the address and so on of the enrollee, please notify the inquiry contact listed in the pamphlet and so on without delay.

[Changes following enrollment]

After joining, if you would like to modify the content or cancel, please contact us before the modification / cancellation date. During the coverage period, if you no longer become eligible for this insurance coverage, you will have to go through the cancellation procedure. However, there are cases where it may be possible to continue the coverage until the end of the insurance period, so please contact the contact information provided on

the brochure, etc.

If the coverage, etc. changes, please notify the inquiry contact listed in the pamphlet and so on within 1 month of a change to the enrollment information, for the sake of caution, please notify the person in charge listed in the pamphlet and so on.

2. When canceling the insurance contract

If canceling enrollment, please notify the inquiry contact listed in the pamphlet and so on.

Depending on the enrollment information and contract termination conditions, insurance premiums may be returned, or unpaid insurance premiums may be billed *1 using Tokio Marine & Nichido Fire Insurance's prescribed calculation method. The sum for the insurance premium being returned or billed will differ depending on the insurance premium payment method and reason for termination of contract.

Even if insurance premiums are being returned, as a rule, the returned sum shall be less than the amount obtained by deducting the insurance premium calculated on a "monthly basis" for the elapsed portion of the policy duration *2 from the insurance premium already paid.

If terminating the insurance contract and enrolling anew without waiting for the maturity date, there may be cases in which coverage and insurance premiums change, and where services are no longer available.

*1 Bills for insurance premiums may be received after the day on which the contract is terminated.

*2 This refers to the period that has already elapsed up to the contract termination date from the start date, including that day.

3. Termination of contract at the request of the insured person

In the comprehensive life insurance (child insurance), there is a system in place, which allows for those having been insured to cancel the insurance, if they request it. For further information about the system and procedure, please contact the contact information stated on the brochure, etc. We hope you can explain this content to all those who have been insured.

4. When the maturity date is reached

[If renewal is restricted following end of insurance period]

- Depending on the insurance payment claim status and age of the insured person and so on, there may be times when future renewals are refused, or underwriting conditions are restricted.
- If revisions are made by Tokio Marine & Nichido Fire Insurance to the standard policy terms, special provisions, or system and so on pertaining to insurance underwriting, the content on the renewal date shall apply for coverage following renewal. As a result, there may be cases in which the coverage content and so on following renewal is changed, or in which renewal is not possible.

[Post-contract renewal insurance fee]

The insurance fee for each product is calculated as of the renewal date in accordance to the current renewed insurance fee percentages. Therefore, the product's post-renewal insurance fee is different from the pre-renewal insurance fee.

[Verification of unpaid insurance]

When you renew your subscription, we ask you to check whether you have missed any payments prior to renewal of the insurance contract. If you have missed a payment or have any questions, please send an inquiry to the contact information written on the pamphlet. Further, the information provided in the pamphlet is in regard to this year's post-contract renewal compensation. Please note that the information differs from that of pre-contract renewal compensation.

1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「II-1告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

- すべての商品共通
- ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{*1}することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{*2}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

^{*1} 解約日以降に請求することがあります。

^{*2} 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険（子ども総合補償）においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

IV Other points of notice その他ご留意いただきたいこと

1. Personal information handling

Please check the <Information on the Handling of Personal Information> posted on the back of the payment handling slip or on the web site for enrollement.

- In order to prevent the purposeful causing of incidents involving fraudulent accident insurance contracts to multiple nonlife insurance companies and so on, and to ensure that insurance payments are made appropriately, promptly, and reliably, insurance companies verify the status of insurance contracts involving the same insured person or same incident, and the status of insurance payment claims against information registered with The General Insurance Association of Japan. Please note that this information shall not be used for purposes other than the above.

2. Contract terminations due to enrollment cancellation, invalidation, or important reason

- If designating a person other than the heir - at - law as the death beneficiary of Comprehensive Life Insurance (Comprehensive Child Coverage) when the insured person is other than the enrollee, enrollment shall be invalid without the consent of the insured person.
- If acknowledged that the contracting party, insured person, or insurance payment beneficiary is affiliated with a gang or falls under any other antisocial forces, Tokio Marine & Nichido Fire Insurance reserves the right to cancel enrollment.
- Enrollment may be canceled, invalidated, or terminated based on other reasons, policy terms, and so on.

3. Special measures for extension in the Enrollment Procedure

If you are not able to complete the enrollment procedure due to a natural disaster or the spread of infectious disease, you may be able to take advantage of special measures for extension in "procedure for enrollment of contract renewal" and "payment of the first insurance premium."

* For more information on special measures available, please

contact << Point of contact >>.

4. Handling following insurance company failure

- In cases such as where the business of the insurance underwriter fails, there may be cases in which insurance payments, refunds and so are frozen for a certain period of time, or the sum involved is reduced.
- If the business of the insurance underwriter fails, this insurance shall be subject to coverage by the "Non-life Insurance Policyholders Protection Corporation of Japan," and insurance payments and refunds shall be as shown in the following table for each type of coverage.

Insurance period	Handling in cases such as business failure
Within 1 year	Coverage shall be provided up to 80% as a rule (100% for insurance payments relating to insurance incidents occurring up to 3 months following the stoppage of payment by the failed insurance company).
Over 1 year	Coverage shall be provided up to 90% as a rule. However, coverage may be less than 90% if there are any changes to the assumed interest rate and so on following failure.

5. Other precautions relating to enrollment

- The agent for Tokio Marine & Nichido Fire Insurance shall perform a proxy service including tasks such as concluding insurance contracts and managing contracts based on a consignment contract concluded with Tokio Marine & Nichido Fire Insurance. Consequently, contracts validly settled with the agent for Tokio Marine & Nichido Fire Insurance shall be contracts concluded directly with Tokio Marine & Nichido Fire Insurance.
- It is important to check the enrollment information on the enrollee slip. When the enrollee slip arrives, make sure that

the enrollment information is as intended. Furthermore, please store material such as the pamphlet and enrollment request form containing enrollment information until the enrollee slip has arrived. Please ask the inquiry contact listed in the pamphlet if there is anything about which you are unsure. Please note that the pamphlet and so on contains information important for enrollment, and therefore after reading through, it should be stored together with the enrollee slip until the end of the insurance period

- If the insurance contract is a co-insurance contract, each insurance underwriter holds sole responsibility, without any collaboration with other companies, for insurance contracts based on the respective underwriting shares. Furthermore, the managing insurance company acts as proxy and agent for other insurance underwriters. Please refer to the reverse side of the pamphlet for details on insurance underwriters.

6. When an incident occurs

- Please notify the inquiry contact listed in the pamphlet and so on immediately if an incident occurs.
- When it comes to liability indemnification, we recommend you to always consult with us before negotiating any settlements related to compensable accidents.
- In order to claim insurance payments, it may be necessary to submit the following documents or evidence in addition to documents stipulated in the policy terms.
 - ・ Documents such as proof of personal seal registration, certified copy of resident register, or copy of family register in order to verify the legitimacy of the insured person or insurance payment beneficiary
 - ・ Medical certificate, receipt, or medical bill and so on issued by a physician other than the insurance person offering evidence of the extent of the injury or illness as stipulated by Tokio Marine & Nichido Fire Insurance, as well as treatment details, treatment period and so on (There may be cases in which the submission of a medical certificate issued by a physician specified by Tokio Marine & Nichido Fire Insurance, or sample and so on for medical examination is required.)
 - ・ Document such as itemized payment statement indicating insurance payment details for another insurance contract and so on used to calculate the insurance payment to be made by Tokio Marine & Nichido Fire Insurance
 - ・ Document which can be used to verify sums paid by high-cost medical care benefit systems
 - ・ Document which can be used to verify fringe benefit payments.
 - ・ Written consent form used to verify the items necessary for Tokio Marine & Nichido Fire Insurance to make insurance payments
- In case an insured person or a recipient of the insurance benefit cannot claim the benefit for some reason and there is no insured person who appointed to receive the benefit or a proxy of the recipient, the spouse*1 or relatives within third-degree (they all together should be called as [family member] herein) of the insured person or recipient of the benefit may claim the insurance as proxy of the insured person or recipient when they fulfil our certain conditions. Please explain it to the family member.
 - *1 only legal spouse.
- Please be aware that a statute of limitations (3 years) applies to the right to claim insurance payments.
- If the insured person and so on acquires the right to claim damages or losses or acquires other claim as a result of damages, and Tokio Marine & Nichido Fire Insurance makes insurance payments to cover the damage, all or part of the claim shall transfer to Tokio Marine & Nichido Fire Insurance.
- With respect to the personal liability coverage special provision, the insured person is able to claim for liability insurance payments and so on in the following cases, with the exception of expense insurance payments.
 1. If the insured person has already settled with the other party for damages
 2. If able to confirm that the other party has consented to an insurance payment to the insured person
 3. If an insurance payment is made by Tokio Marine & Nichido Fire Insurance directly to the other party under the instruction of the insured person

1 個人情報の取扱い

△ 払込取扱票裏面もしくはweb加入サイトに掲載の＜個人情報の取扱いに関するご案内＞をご確認ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険（こども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の

方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。

- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。

- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、パンフレット裏面をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・ 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・ 弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・ 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・ 高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・ 附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・ 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- 個人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

The purpose of these check items is to verify that the enrolled insurance product matches the wishes of the customer, and that all important items necessary for enrollment have been entered correctly in order to ensure use of the insurance with peace of mind in the event of an incident. Please kindly check each of the following questions one more time.

If you have any questions, etc. during your confirmation, please contact the contact information on the brochure etc.

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入をいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. Please check the pamphlet and Disclosure Statement to ensure that the insurance product matches the wishes of the customer on the following points.

Please review the enrollment details once more in the event that wishes are not met.

- ☐ Main cases in which insurance payments are made
- ☐ Insurance period
- ☐ Insurance amount, deductible (co-payment)
- ☐ Insurance premium, insurance premium payment method
- ☐ Person covered by insurance

2. Please check the following points regarding the items in the insurance subscription form, etc. Please correct the form if it is incomplete or contain errors. Regarding the following points, if there are errors in your current insurance contents, please contact the contact information on the brochure, etc.

☐ Did you enter the correct information in the "Date of birth" field in the enrollment request form and so on?

☐ If your child (insured person) is engaged in continuous employment in a part-time job and so on, have you verified that he/she does not apply to "Those subject to occupation grade B" outlined below?

If you fall under the category of "Occupational Class B," you will not be eligible for enrollment. (If you fall under this category after enrollment, please notify us promptly)

(*) Examples of occupations applicable to each category (occupation grade A or B) are as follows.

○ Those subject to occupation grade A:

Those not applicable to occupation grade B below

○ Those subject to occupation grade B:

Those engaged in one of the following six types of continuous part-time employment

"Automobile drivers," "construction workers," "agriculture and forestry workers," "fishing industry workers," "mine, quarry workers," "wood, bamboo, grass, vine product manufacturing workers"

☐ Did you declare correctly in the "Other insurance contracts, etc." field of the enrollment request form?

3. Did you check the content of the Disclosure Statement?

In particular, please check "Main cases not subject to insurance

payment," "Disclosure obligation, notification obligation, etc.," and "Caution relating to overlapping coverage *1."

*1 For example, if contracted for the personal liability coverage special provision, there may be times where the scope of coverage overlaps, such as when another similar contract has been concluded.

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐ 保険金をお支払いする主な場合
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険金額、免責金額（自己負担額）
- ☐ 保険料・保険料払込方法
- ☐ 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

☐ 加入依頼書等の「生年月日」欄は正しくご記入いただいていますか？

☐ お子様（保険の対象となる方）がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種級別 B に該当する方」に該当しないことをご確認くださいませしたか？

なお、「職種級別 B に該当する方」に該当した場合はご加入いただくことができません。（ご加入後に該当することとなった場合、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。）

(*) 各区分（職種級別 A または B）に該当する職業例は下記のとおりです。

○ 職種級別 A に該当する方：

下記の職種級別 B に該当しない方

○ 職種級別 B に該当する方：

アルバイト等で、継続的に以下の 6 業種のいずれかに従事される方
「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、
「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」

☐ 加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認くださいませしたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

2024年7月作成 24T-000486

Feedbacks and inquiries about insurance details 保険の内容に関するご意見・ご相談等

Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd. 東京海上日動火災保険株式会社

Please notify the inquiry contact listed in the pamphlet and so on of any opinions, or ask for advice with regard to the content of the insurance. 保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

Designated dispute resolution organization 指定紛争解決機関

The General Insurance Association of Japan

General insurance Counseling and ADR Center

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター

Tokio Marine & Nichido Fire Insurance has concluded a Basic Contract for Implementation of Dispute Resolution Procedures with The General Insurance Association of Japan, a designated dispute resolution organization, designated by the FSA Commissioner in accordance with Insurance Business Act.

If unable to resolve issues with Tokio Marine & Nichido Fire Insurance, claims for resolution may be filed with The General Insurance Association of Japan.

Please check The General Insurance Association of Japan website for details. (<https://www.sonpo.or.jp/>)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 <Fee required for telephone calls 通話料有料>

Dial 03-4332-5241 from IP phones.

Business hours: 09:15 to 17:00 on weekdays

(Holidays: Saturdays, Sundays, national holidays, New Year holidays)

IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

受付時間：平日 午前 9 時 15 分～午後 5 時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）



Comprehensive Insurance for Student lives Coupled with "Gakkensai"
(Comprehensive Life Insurance (Comprehensive Child Coverage)) <Overview of Compensation>
学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））〈補償の概要等〉

The overview of coverage provides an overview of the policy terms. Depending on the type of insurance in which the student is enrolled, there may be cases where insurance payments are not made. Please refer to the pamphlet and so on for details of enrollment types. If the extent of the injury for which insurance payments should be made becomes serious due to the impact and so on of bodily injuries not subject to insurance payments, Tokio Marine & Nichido Fire Insurance shall pay the sum equivalent to the amount that would be paid when there was no such impact.

For further details, please contact to the contact information provided on the pamphlet, etc.

補償の概要等は約款の概要をご紹介します。ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、パンフレット等をご確認ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

		Main cases subject to insurance payment 保険金をお支払いする主な場合	Main cases not subject to insurance payment 保険金をお支払いしない主な場合
Basic Special Provisions for Injury Coverage (Note 1) 傷害補償基本特約（注1）	Death Insurance Payments 死亡保険金	If death occurs within 180 days from the date of the incident, including that day ▶ Death and residual disability insurance payments shall be made in full. * For each incident, if a residual disability insurance payment has already been made, payment shall be made after first subtracting the sum already paid from the death and residual disability insurance payment. 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	• Injuries caused by the insured person intentionally, or as a result of gross negligence • Injuries caused by the insurance payment beneficiary intentionally, or as a result of gross negligence (portion of sum that should be received by that person) • Injuries caused by the insured person due to fighting, suicidal behavior, or criminal behavior • Injuries caused by unlicensed driving or drunk driving • Injuries caused as the result of a brain disorder, illness, or insanity • Injuries caused as the result of pregnancy, childbirth, premature childbirth, or miscarriage • Injuries caused as the result of medical procedures such as surgery (excludes cases involving treatment of injuries for which insurance payments are made) • Injuries caused as the result of incidents occurred while mountain climbing using mountaineering equipment such as an ice ax, or while engaged in dangerous sports such as hang gliding • Injuries caused as the result of incidents occurred while following dangerous professions such as competitive motorcycle and motor racing, cycle racing, fierce animal handling, and professional boxing • Injuries sustained from an accident while using a vehicle such as a car during competition, test run, free-run at a stadium, etc. • Injuries such as whiplash or backache with no objective medical finding, etc.
	Residual Disability Insurance Payments 後遺障害保険金	If residual body disability occurs within 180 days from the date of the incident, including that day ▶ Between 4% and 100% of the death and residual disability insurance payment shall be made based on the extent of the residual disability. * The sum paid for death and residual disability insurance payments per incident shall be the maximum amount paid. 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	• 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ • 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） • 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ • 無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ • 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ • 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ • 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ • ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ • オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ • 自動車等の乗用員を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ • むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	Hospitalization Insurance Payments 入院保険金	If treatment by a physician and so on is necessary, and the student in question is hospitalized within 180 days from the date of the incident, including that day ▶ A sum multiplied by the number of days spent in hospital (actual number of days) shall be paid for the daily hospitalization insurance payment. However, payment cannot be made for hospitalization occurred after 180 days from the date of the incident, including that day. Furthermore, the "number of days of hospitalization" subject to payment is limited to 180 days per incident. * No subsequent payments can be made for other injuries suffered during the period in which hospitalization insurance payments are made. 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても入院保険金は重複してはお支払いできません。	

(Note 1) Insurance payments shall be made if injuries *2 are suffered as a result of sudden and unexpected external incidents other than those under the control of the school *1 at which the insured person is enrolled.
*1 Under the control of the school refers to the following times.
(1) While participating in the regular curriculum or school events at the university, etc.
(2) While in school facilities (excluding dormitories) However, this excludes during times, while in locations, or while engaged in behavior prohibited by the university and so on.
(3) While engaged in extra-curricular activities of which the university and so on has been notified outside the school facilities
*2 Injuries include acute poisoning caused by toxic gas or toxic materials, bacterial food poisoning, and viral food poisoning *3. Please be aware that insurance payments are not made for cases that are sudden, unexpected, or extraneous in nature, or exhibit none of these characteristics, such as occupational diseases or tennis shoulder.
*3 A special provision on coverage for bacterial food poisoning and so on is provided automatically.

(注1) 保険の対象となる方が在籍する学校の管理下*1 外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。
*1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。
①学校等の正課中および学校行事に参加している間
②学校施設（寄宿舎を除きます。）内にいる間。ただし、学校等が禁じた時間もしくは場所に在る間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。
③学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間
*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
*3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

		Main cases subject to insurance payment 保険金をお支払いする主な場合	Main cases not subject to insurance payment 保険金をお支払いしない主な場合
Basic Special Provisions for Injury Coverage (Note 1) 傷害補償基本特約（注一）	Surgery Insurance Payments 手術保険金	If undergoing prescribed surgery applicable to surgery *1 or advanced medical care *2 listed as subject to surgery fee calculation with medical treatment fee list based on the public healthcare insurance system for the purpose of treatment ▶ The amount paid shall be either 5 times (for surgeries performed at times other than while hospitalized) or 10 times (for surgeries performed while hospitalized) the daily hospitalization insurance payment. For each incident, however, payments are limited to a single surgery performed within 180 days from the date of the incident, including that day. *3 *1 Payment shall not be made for certain surgeries such as treatment for wounds or tooth extractions. *2 "Advanced medical care" refers to advanced medical care (restricted to treatment carried out at hospitals or clinics and so on complying with standards for facilities stipulated by the Minister of Health, Labour and Welfare for each type of advanced medical care) stipulated by the Minister of Health, Labour and Welfare of those treatments under evaluation stipulated by the public healthcare insurance system (see Minister of Health, Labour and Welfare website for details). Please note that as of the day on which treatment is received, treatments subject to public healthcare insurance system benefits are not regarded as advanced medical care (There is a possibility that the advanced medical care covered during the insurance period may change.). *3 The amount paid for injuries per incident shall be 10 times the daily hospitalization insurance payment only if undergoing surgery both while hospitalized and while not hospitalized. 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術＊１または先進医療＊２に該当する所定の手術を受けた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。＊３ ＊１ 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ＊２「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 ＊３１事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	• Injuries caused by the insured person intentionally, or as a result of gross negligence • Injuries caused by the insurance payment beneficiary intentionally, or as a result of gross negligence (portion of sum that should be received by that person) • Injuries caused by the insured person due to fighting, suicidal behavior, or criminal behavior • Injuries caused by unlicensed driving or drunk driving • Injuries caused as the result of a brain disorder, illness, or insanity • Injuries caused as the result of pregnancy, childbirth, premature childbirth, or miscarriage • Injuries caused as the result of medical procedures such as surgery (excludes cases involving treatment of injuries for which insurance payments are made) • Injuries caused as the result of incidents occurred while mountain climbing using mountaineering equipment such as an ice ax, or while engaged in dangerous sports such as hang gliding • Injuries caused as the result of incidents occurred while following dangerous professions such as competitive motorcycle and motor racing, cycle racing, fierce animal handling, and professional boxing • Injuries sustained from an accident while using a vehicle such as a car during competition, test run, free-run at a stadium, etc. • Injuries such as whiplash or backache with no objective medical finding, etc. • 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ • 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） • 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ • 無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ • 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ • 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ • 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ • ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ • オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ • 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ • むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	Hospital Visit Insurance Payments 通院保険金	If treatment by a physician and so on is necessary, and the student in question requires hospital visits (including house calls) within 180 days from the date of the incident, including that day ▶ A sum multiplied by the number of days on which hospital visits were made (actual number of days) shall be paid for the daily hospital visit insurance payment. However, payment cannot be made for hospital visits occurred after 180 days from the date of the incident, including that day. Furthermore, the "number of days of hospital visits" subject to payment is limited to 90 days per incident. * Payments which overlap with hospitalization insurance payments cannot be made. Furthermore, no subsequent payments shall be made for other injuries suffered during the period in which hospital visit insurance payments are made. * Even if you do not physically visit the hospital, the number of days you wear a cast *1 as a result of being treated by a doctor will be included as "number of hospital visitation days." *1 Plaster cast , plaster slab , bivalve cast , plaster splint fixator, external fixator, PTB cast, PTB brace, splint, etc. and halo vest. 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等＊１を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 ＊１ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	

(Note 1) Insurance payments shall be made if injuries *2 are suffered as a result of sudden and unexpected external incidents other than those under the control of the school *1 at which the insured person is enrolled.

*1 Under the control of the school refers to the following times.

(1) While participating in the regular curriculum or school events at the university, etc.

(2) While in school facilities (excluding dormitories) However, this excludes during times, while in locations, or while engaged in behavior prohibited by the university and so on.

(3) While engaged in extra-curricular activities of which the university and so on has been notified outside the school facilities

*2 Injuries include acute poisoning caused by toxic gas or toxic materials, bacterial food poisoning, and viral food poisoning *3. Please be aware that insurance payments are not made for cases that are sudden, unexpected, or extraneous in nature, or exhibit none of these

characteristics, such as occupational diseases or tennis shoulder.

*3 A special provision on coverage for bacterial food poisoning and so on is provided automatically.

(注1) 保険の対象となる方が在籍する学校の管理下＊１外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ＊２をした場合に保険金をお支払いします。

＊１ 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。

①学校等の正課中および学校行事に参加している間

②学校の施設（寄宿舎を除きます。）内にいる間。ただし、学校等が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。

③学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間

＊２ ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒＊３を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

＊３ 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

		Main cases subject to insurance payment 保険金をお支払いする主な場合	Main cases not subject to insurance payment 保険金をお支払いしない主な場合
Medical expense coverage special provision (Note 2) + Special provision pertaining to lack of waiting period setting (for medical expense coverage) 医療費用補償特約（注2）＋待機期間の不設定に関する特約（医療費用補償用）	Medical Expense Insurance Payments 医療費用保険金	When the person who is covered by an insurance starts hospitalization or having treatment in Japan due to illness or injury during the insurance period, ▶ The co-payment *1 borne by the insured person shall be paid. However, if hospitalization *2 or a hospital visit *3 is required for an identical illness or injury (including illness or injury pertaining to medically important aspect of body), payments shall be limited to the sum borne by the insured person for hospitalization or hospital visits up to the end of the month 60 days after and including the initial day. * Charges for medicine paid at pharmacies (not inside hospitals) dispensed based on a physician's prescription are also subject to payment. * If insurance payments or mutual aid payments are made through other insurance contracts or mutual aid contracts, the insurance payment may be deducted. * There may be cases in which coverage overlaps if the insured person or their family concludes a separate insurance contract with similar coverage. Please check the details of coverage sufficiently at the time of enrollment. * If any of the following benefits and so on are involved, these sums shall be deducted from the sum borne by the insured person. ● High-cost medical expenses required to be paid in accordance with laws and ordinances stipulated by the public healthcare insurance system ● Benefits (so-called "fringe benefits" *4) provided within the scope of a sum equivalent to the co-payment made by the insured person in accordance with regulations stated in laws and ordinances stipulated by the public healthcare insurance system ● Compensation for damages paid by a third party for co-payments borne by the insured person ● Other benefits provided to compensate for damages suffered by the insured person (excluding insurance payments equivalent to insurance payments for medical expenses paid through other insurance contracts or mutual aid contracts) *1 This refers to public healthcare insurance system co-payments, expenses equivalent to those co-payments, or standard amount borne for meals or standard amount borne for living care out of those expenses required for meals or living care while hospitalized. In the event any subsequent refund should be required, it will be deducted from the copayment. *2 If readmitted to hospital from the day after 180 days from the discharge date, including that day, the readmittance shall be regarded as being different from the previous hospitalization. *3 If visiting a hospital again from the day after 180 days from the previous hospital visit, including that day, the latter visit shall be regarded as being different from the previous visit. *4 Fringe benefits are additional benefits paid to those students who have made co-payments within the scope of these payments as stipulated in the regulations and so on of the health insurance society and various mutual aid associations and so on. 保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始した場合 ▶ 保険の対象となる方が負担した一部負担金*1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院*2または通院*3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限りします。 ※医師の処方箋に基づき、薬局（いわゆる院外薬局）で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。 ●公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ●公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」*4） ●保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。） *1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。事後に還付金が発生する場合等は自己負担額から控除します。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 *3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。 *4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。	• Hospitalization or having treatment due to illness caused by an earthquake, eruption, or tsunami they generated • Hospitalization or hospital visits for illness or injury caused by the insured person intentionally, or as a result of gross negligence • Hospitalization or hospital visits for illness or injury caused by the insurance payment beneficiary intentionally, or as a result of gross negligence (portion of sum that should be received by that person) • Hospitalization or hospital visits for illness or injury caused due to fighting, suicidal behavior, or criminal behavior involving the insured person • Hospitalization or hospital visits due to illness or injury caused by unlicensed driving or drunk driving • Hospitalization or hospital visits for psychotic disorders, mental retardation, personality disorders, or mental disorders *1 such as alcohol or drug dependence suffered by the insured person • Hospitalization or hospital visits due to illness or injury caused by the use of narcotics, marijuana, opium, methamphetamine, dangerous drugs, paint thinner, etc • Hospitalization or hospital visits for congenital diseases *2 • Hospitalization or hospital visits for pregnancy or childbirth. However, this provision does not apply when payment is subject to "payment of medical treatment," etc. • Hospitalization or hospital visits for hemorrhoids, anal fissures, or anal fistulas • Hospitalization or hospital visits for illness or injury caused as the result of incidents occurred while mountain climbing using mountaineering equipment such as an ice ax, or while engaged in dangerous sports such as hang gliding • Hospitalized or outpatient visits due to injuries sustained from an accident while using a vehicle such as a car during competition, test run, free-run at a stadium, etc. • Hospital visits for dental disease treatment • Hospitalization or hospital visits for injuries such as whiplash or backache with no objective medical finding • Hospitalization or hospital visits for existing illness or injury suffered at the insurance starting point of the initial insurance contract from which this contract continued (referred to as initial year contract) *3 etc. *1 This is in compliance with Sections F00 through F99 detailed in the Ministry of Internal Affairs and Communications Notification No. 35 dated February 13, 2015. *2 This is in compliance with Sections Q00 through Q99 detailed in the Ministry of Internal Affairs and Communications Notification No. 35 dated February 13, 2015. *3 Insurance payments shall be made for hospitalization or hospital visits which begin 1 year (2 years for contracts whose insurance period exceeds 1 year) from the insurance start date of the initial year contract even for existing illness or injury suffered at the insurance starting point of the initial year contract. • 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気による入院または通院 • 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 • 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院（その方が受け取るべき金額部分） • 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 • 無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 • 保険の対象となる方が被った精神障害性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害*1を原因として生じた入院または通院 • 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 • 先天性疾患*2による入院または通院 • 妊娠または出産による入院または通院。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合は、この規定は適用しません。 • 痔核、裂肛または痔瘻による入院または通院 • ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 • 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 • 歯科疾病の治療のための通院 • むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 • この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院*3 等 *1 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。 *2 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号Q00からQ99に規定された内容に準拠します。 *3 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金のお支払いの対象とします。

(Note 2) Free form special provisions (for medical expense coverage) have been established for insurance payments for hospitalization charges and for advanced medical care.

(注2) 入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約（医療費用補償用）がセットされています。

	Main cases subject to insurance payment 保険金をお支払いする主な場合	Main cases not subject to insurance payment 保険金をお支払いしない主な場合
Personal liability compensation special agreement + Special agreement for partial change of personal liability compensation agreement (B) + Unsecured special agreement 個人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約 (B) ＋本人のみ補償特約 (B) ＋受託品等不担保特約	Be it within Japan or abroad, legally responsibility is to be held and thus reparations are to be paid out in such instances, including damage or injury caused to another party and/or their property (which comprises digital property i.e. information stored on appliances)*1, as outlined below: ● Accidents met with unexpectedly by insured students in their everyday lives * Unexpected accidents which occur in insured students' day-to-day lives, where said students' legal guardian(s) - including those having otherwise been legally designated as their supervisor and/or as their representative supervisor - have been previously made to bear legal responsibility, are also included. ● Unexpected accidents arising from the ownership, usage or management of a housing used by the insured student for his/her own residency * The student is responsible for any accidental damage caused by the ownership, usage, or management of the housing he or she uses for residence, personal liability insurance includes cases in which the student's parent, other legal custodian or other person responsible for legal supervision and vicarious supervision of the student is liable (for vicarious supervisors, only accidents related to the student himself/ herself are covered). ▶ The amount to be paid out for one accident*2 will limited to the maximum value stated in your insurance contract. * In principle, settlements are to be negotiated by Tokio Marine only for those accidents having occurred in Japan (cases where a lawsuit has been filed in a court outside Japan are an exception). * Should the other party fail to agree to enter directly into negotiations with Tokio Marine, or should the insured party not be liable for damages, then please note that negotiations with the other party will not be possible. * Should any insurance and/or mutual aid money be paid out by another insurance policy and/or mutual aid contract, the amount of insurance money to be paid out by Tokio Marine may decrease. * In addition to those insurance benefits listed above, there are cases where various insurance amounts are to be paid to cover necessary expenditures incurred at the time of the accident. * If the insured person or their family have other insurance policies with similar coverage, this coverage may well overlap and thus be duplicated. Please be sure to check your coverage details thoroughly before enrolling. *1 Property (consigned goods) entrusted in Japan by the covered person is damaged or stolen while it is stored in a home or temporarily managed outside the home in Japan or overseas. Even if you are legally liable for damages to a person who has a legitimate right to such property, the insurance will pay the amount of damage (amount of liability for damages). However, the amount of damage is limited to the market value*3. (Clause of Liability Compensation for Consigned Goods) In addition, the following items are not subjected to compensation. ・ Automobiles (including golf carts). ・ Bicycles, boats, etc. ・ Surfboards, radio-controlled models. Drones. ・ Mobile phones, smartphones, mobile Wi-Fi routers, etc. ・ Contact lenses, glasses, etc. ・ Bills and other marketable securities. ・ Credit cards and drafts, specification documents, ledgers, etc. ・ Goods, products, and equipment/appliances. ・ Living organisms such as animals and plants. ・ Fare tickets, currencies, etc. ・ Precious metals, gemstones, artworks, etc. (non-exhaustive) *2 Liability for damages caused to digital information stored on electrical appliances has a maximum payout of 5 million yen. *3 Amount estimated by subtracting the cost of wear and tear after use from the cost of a new version of the same item. 国内外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）＊1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ● 保険の対象となる学生本人の日常生活に起因する偶然な事故 ※ 学生本人の日常生活に起因する偶然な事故に関し、個人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。 ● 保険の対象となる学生本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ※ 学生本人が居住に使用する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故に関し、個人賠償責任の保険の対象となる方については学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます（代理監督義務者については、学生本人に関する事故に限りまします。）。 ▶ 1 事故について保険金額＊2を限度に保険金をお支払いします。 ※ 国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※ 弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険の対象となる方が国内で受託した財物（受託品）が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合についても、損害額（損害賠償責任の額）について保険金をお支払いします。ただし、損害額は時価額＊3を限度とします。（受託品に係る賠償責任補償条項）なお、以下のものは補償の対象となりません。 ・ 自動車（ゴルフ・カートを含みます）・自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型 ・ドローン ・携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・商品・製品や設備・什器（じゅうき） ・動物、植物等の生物 ・乗車券、通貨等 ・貴金属、宝石、美術品等 *2 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。 *3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	・ Damage caused intentionally by the contracting party or insured person (liability coverage clause pertaining to goods on consignment also applies to relatives living together.) ・ Damage sustained as a result of earthquakes, volcanic eruptions, or tsunamis caused by these ・ Damage sustained by the insured person due to liability for damages (liability for damages involving work ＊1) directly ascribed to carrying out duties (excludes part time work and internships) ・ Damage sustained by the insured person due to liability for damages to the insured person or relatives living together ・ Damage sustained by the insured person due to liability for damages added as a result of a special agreement with a third party ・ Damage sustained by the insured person due to liability for damages to the owner due to damage to borrowed possessions (liability coverage clause pertaining to goods on consignment allows for payment.) ・ Damage sustained by the insured person due to liability for damages ascribed to insanity ・ Damage sustained by the insured person due to liability for damages ascribed to the ownership, use, or management of planes, ships, vehicles ＊2, ＊3 or small arms (excluding air guns) <Liability coverage clause pertaining to goods on consignment only> ・ Damage sustained by the insured person due to liability for damages ascribed to damage to goods on consignment discovered after goods on consignment are handed over to the consignor ・ Damage sustained by the insured person due to liability for damages (profit decline, etc.) ascribed to goods on consignment being unusable ・ Damage sustained as a result of fighting, suicidal behavior, or criminal behavior involving the insured person ・ Damage sustained as a result of accident while driving without a license, while using narcotics and so on, or while under the influence of alcohol ・ Damage ascribed to the exercise of public power by the country or public body involving seizure, expropriation, confiscation, destruction, etc. ・ Damage ascribed to loss of normal characteristics or performance of goods on consignment ・ Damage ascribed to natural consumption, rusting, or mold, etc. ・ Damage associated with loss or drop in functionality of item covered by insurance as a result of mere exterior damage such as scratches, scrapes, or paint peeling ・ Damage ascribed to mistakes when carrying out machining, repairs, or inspections of goods on consignment, or technical blundering ・ Damage ascribed to electrical or mechanical incidents ・ Damage ascribed to misplacement or loss of goods on consignment (includes theft following misplacement or loss) etc. *1 If the insured person is other than someone engaged in golf competition or coaching work, liability for damages due to incidents occurred during golf practice, competition, or coaching ＊4 is excluded. *2 This excludes golf carts inside the grounds of golf courses, however, damage and so on to actual golf carts being driven is not eligible for compensation. *3 With regards to the liability coverage clause pertaining to goods on consignment, insurance payments shall be made to cover damage sustained by the insured person due to liability for damages ascribed to the ownership, use, or management of vehicles. *4 This includes behavior such as changing clothes, taking breaks, eating meals, or bathing and so on associated with golf practice, competition, or coaching normally enjoyed on golf course or driving range sites. ・ ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・ 職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任＊1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。） ・ 心身喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 航空機、船舶、車両＊2＊3または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <受託品に係る賠償責任補償条項のみ> ・ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 受託品を使用不能にしたこと起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・ 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・ 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・ 受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・ 自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・ すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・ 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・ 電氣的または機械的事故に起因する損害 ・ 受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害 等 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導＊4中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は、補償の対象となりません。 *3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。 *4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

重要

重要

2025年度资料
2025年度用

致加入学生教育研究人身意外伤害保险的各位留学生
学研災ご加入の留学生の皆様へ



如果要全方面支援留学生活的话

留学生活中のもしもを総合的にサポートするなら

面向外国留学生的学研灾附带学生生活综合保险

外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険

附带学生综合险，专为留学生设置，为其提供全面支援。

全国共 1,181 家学校选择了学研意外险，我们为这些学校的留学生准备了留学生附带学生综合险服务，所有选择本项服务的大学均可利用其规模优势，享受团体优惠。

留学生向け付帯学総は、留学生を応援するために創設いたしました。

学研災を導入している全国 1,181 校の留学生を加入対象としており、本制度採用大学のスケールメリットを活かした団体割引を適用しております。

赔付责任

賠償責任

伤害・疾病

ケガ・病氣

死亡・后遗症

死亡・後遺障害



团体优惠

30%
可用

団体割引 30% 適用



手续简单又方便！

请利用“小犀牛学生保险
网站”。

お手続きは、便利で簡単！
「サイちゃんの学生保険サイト」を
ご利用ください。

●请您在所希望的生效日期前一天为止汇款。如果推迟汇款，从汇款日期的第二天起开始补偿。

●ご希望の始期日前日までに入金してください。入金が遅れた場合、入金の日から補償開始となります。

<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=003680Y>

KYUSHU UNIVERSITY

公益財団法人 日本国际教育支援协会

公益財団法人 日本国際教育支援協会

为您的学生生活提供多方面支援！
学生生活を幅広くサポートします！

※关于支付保险金的主要情况和不予支付保险金的主要情况，请查看另附的《补偿概要等》。
※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、別紙「補償の概要等」をご確認ください。

1 个人赔偿责任 骑自行车撞伤行人时。
個人賠償責任 自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

在国内外，由于学生本人的原因而发生的突发事故，导致给他人带来伤害、破坏他人财物及在国内租借别人的物品或暂时保管他人物品（寄托物品）（*1）后，在国内外造成破坏或被盜等，依法承担损害赔偿赔偿责任时，支付保险金。日本国内的个人赔偿责任事故原则上由东京海上日动负责和解谈判。（由国外法院受理诉讼的情况除外。）

- （*1）手机、智能手机、自行车、隐形眼镜、眼镜等物品不包括在托管物品内。
- ※实习过程中和打工过程中发生的事故也在补偿范围内。但是，因从事除此以外的其他业务而导致事故不在补偿范围内。
- ※汽车和摩托车（含电动自行车）事故不在补偿范围内。
- ※“和解谈判服务”是指身为被保险人的学生收到有关事故的损害赔偿请求后，经被保险人同意，保险公司为被保险人履行谈判、和解以及调停或者诉讼程序的服务。
- 国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの（受託品）（*1）を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）
- （*1）携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。
- ※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外となります。
- ※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外となります。
- ※「示談交渉サービス」とは、被保険者である学生が、事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合に、被保険者の同意を得て、保険会社が被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービス。



附帯和解谈判服务！
示談交渉サービス付き！

2 死亡・后遗症 发生不幸或出现后遗症时。
死亡・後遺障害 万が一のときや後遺障害が残ったとき。

学生本人在日本国内外因严重的偶发外来事故而死亡或留下后遗症时，由保险公司支付保险金。（但是，正常上课时、学校活动过程中、取得学校同意的课外活动（社团活动）过程中、学校设施内（宿舍除外）发生的事故不在本保险补偿范围内，而属于学研意外险的补偿范围。）

地震或火山喷发或因此而引起的海啸所致伤害也在补偿范围内。
国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。（ただし、正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く）の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。）
地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



3 治疗费用（*1）（*2） 学生本人因受伤或疾病住院或接受门诊治疗时。
治療費用（*1）（*2） 学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

在国内学生本人因为受伤及生病而接受门诊治疗或住院超过一天以上时，健康保险等的个人承担部分（*3）将作为保险金支付。（不包括因为牙科疾病而接受门诊治疗，因精神疾病住院或接受门诊治疗，痔疮，肛裂等原因住院及接受门诊治疗。）地震或火山喷发或因此而引起的海啸所致伤害也在补偿范围内。

- （*1）治疗费用保险金的支付对象期间为从接受门诊治疗或开始住院的日期到包括当天在内，经过60天的月份的月末为止。
初診日：2025/4/15为例
经过60天当天：2025/6/13
经过60天当天的月份的月末：2025/6/30
2025/4/15～2025/6/30の治療費用が支払対象
- （*2）保险期间开始前出现的疾病和伤害不在保险补偿范围内。（但，保险期间开始后满2年（保险期间为1年以下且将其更新时为“1年”）后开始接受住院或门诊治疗属于保险金支付范围。）
- （*3）关于本人负担额的详细内容请您参照（补偿概要等）。
- 国内で学生本人がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分（*3）を保険金としてお支払いします。（歯科疾病治療のための通院、精神障害による入院、痔核、裂肛等による入院は除く。）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
- （*1）治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
初診日：2025/4/15のケース
60日を経過した日：2025/6/13
60日を経過した日の属する月の末日：2025/6/30
2025/4/15～2025/6/30の治療がお支払対象
- （*2）保険期間の開始時に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。（ただし、保険期間の開始日より2年（保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。）
- （*3）自己負担分の詳細については、＜補償の概要等＞をご参照ください。

对在医疗机构窗口支付的自付费用进行补偿。
医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

品	数	担 金	負
3	4,380	円	4,380
金額	消費税率	円	4,380

推荐要点
おすすめのポイント

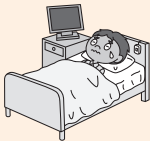
从去医院就诊的第一天开始补偿
通院1日目から補償



4 住院保险（*1）・手术保险（*2）・门诊医疗保险（*3） 学生本人因受伤而住院或接受门诊治疗时。
入院保険（*1）・手術保険（*2）・通院保険（*3） 学生本人が、ケガで入院または通院したとき。

学生本人在学校管理下之外受伤并住院或接受门诊治疗时，由保险公司按住院或门诊天数支付日额保险金。学生接受手术治疗时，保险公司也将支付保险金。地震或火山喷发或因此而引起的海啸所致伤害也在补偿范围内。

- （*1）自事故之日起满180天后住院的，本公司无法支付相应费用。另，单次事故以180天为限。
- （*2）仅限自事故之日起180天以内接受的手术。此外，如伤口处理、拔牙等有些手术不在支付范围内。
- （*3）自事故之日起满180天后接受的门诊治疗，本公司无法支付相应费用。另，单次事故以90天为限。
- 学校管理下外で学生本人がケガをされ、入院、通院された場合に、入院・通院1日につき保険金日額をお支払いします。また、手術を受けられた場合も保険金をお支払いします。地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
- （*1）事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払はできません。また、1事故について180日を限度とします。
- （*2）事故の日から180日以内に受けた手術に限りです。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- （*3）事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払はできません。また、1事故について90日を限度とします。



保险类型
 ご加入タイプ

			A 类型 (* 1)	B 类型	C 类型
保险金額 保険金額	1	个人赔偿责任 (* 2) 個人賠償責任 (* 2)	单次事故 日本国内: 1 亿日元 日本国外: 1 亿日元 为限 1 事故 国内: 1 億円 国外: 1 億円 限度		
	2	死亡・后遗症 (* 3) 死亡・後遺障害 (* 3) 受傷 ケガ	100万日元	100万日元	100万日元
	3	治疗费用 (* 4) 治療費用 (* 4) 受傷 ケガ	实际支付的医疗费用 治療費用実費	非支付対象	非支付対象
		治疗费用 (* 4) 治療費用 (* 4) 疾病 病気			
	4	伤害定额 (* 3) (住院日額 (* 5)) (门诊日額) 傷害定額 (* 3) (入院日額 (* 5)) (通院日額)	非支付対象	非支付対象	住院日額 5,000 日元 门诊日額 3,000 日元

保险费 (毕业前的全部保险费一次付清) 保険料 (卒業までの一括払)	保险期限 保険期間	1个月	1ヶ月	—	390 日元	2,170 日元
		2个月	2ヶ月	—	560 日元	3,070 日元
		3个月	3ヶ月	—	710 日元	3,930 日元
		4个月	4ヶ月	6,170 日元	870 日元	—
		5个月	5ヶ月	7,300 日元	1,030 日元	—
		6个月	6ヶ月	7,860 日元	1,110 日元	—
		7个月	7ヶ月	8,420 日元	1,190 日元	—
		8个月	8ヶ月	8,970 日元	1,260 日元	—
		9个月	9ヶ月	9,540 日元	1,350 日元	—
		10个月	10ヶ月	10,110 日元	1,430 日元	—
		11个月	11ヶ月	10,660 日元	1,500 日元	—
		1年	1年間	11,220 日元	1,580 日元	—
		2年	2年間	19,640 日元	2,770 日元	—
		3年	3年間	28,070 日元	3,970 日元	—
		4年	4年間	36,490 日元	5,160 日元	—
		5年	5年間	44,900 日元	6,340 日元	—
		6年	6年間	50,510 日元	7,130 日元	—

- (* 1) 仅限已加入医疗保险者可以加入。(滞留时间3个月以内未加入医疗保险者请从B・C类型中选择。)
 (* 2) 信息设备内的数据损坏，单次事故以 500 万日元为限。
 (* 3) 教育研究活动中发生的故事不属于本保险补偿对象，属于学研意外补偿对象。
 (* 4) 支付对象时间为开始接受门诊治疗或住院之日起至包括第一天在内满 60 天之日所属月份的最后一天。
 (* 5) 手术保险金支付金额为住院保险金日额的 10 倍 (住院期间的手术) 或 5 倍 (非住院期间的手术)。伤口处理、拔牙等有些手术不在支付范围内。
 全国被保险人数达到 10000 人及以上时，上述保险费适用 30% 的折扣优惠。
 保险期限为开始之日的凌晨 0 时至保险期满之日的下午 4 时为止。
 例) 6 年期保险为 2025 年 4 月 1 日凌晨 0 时至 2031 年 4 月 1 日下午 4 时为止共 6 年时间。
 保险费为按月计算。如果在月中结束留学，保险截止日仍为次月 1 日。
 例 1) 留学期限如果为 4 月 1 日~5 月 31 日，则保险期限为 4 月 1 日~6 月 1 日，共需支付 2 个月的保险费。
 例 2) 留学期限如果为 4 月 15 日~5 月 31 日，则保险期限为 4 月 15 日~6 月 1 日，共需支付 2 个月的保险费。
 例 3) 留学期限如果为 4 月 15 日~5 月 15 日，则保险期限为 4 月 15 日~6 月 1 日，共需支付 2 个月的保险费。
 留学期限超过 1 年，保险期限不同于上述保险期限时，请单独咨询。
 本手册所述参保类型仅针对相当于行业类别 A 的人员 (未持续性从事工作的学生等)。
 持续从事下列职业的人将被归类为 B 级职业，无法加入。(如果在加入后发现符合此条件，请务必立即与我们联系。)
 “汽车驾驶员”、“建筑施工人员”、“农林业工作者”、“渔业工作者”、“采矿与采石工作者”、“木、竹、草、藤制品生产工作者” (以上 6 类行业)
 (* 1) 健康保险加入者のみご加入できます。(滞在期間 3 ヶ月以内に健康保険未加入の方は、B・C タイプからお選びください。)
- (* 2) 情報機器内のデータ損壊は 1 事故 500 万円限度となります。
 (* 3) 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
 (* 4) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて 60 日を経過した日の属する月の末日までとなります。
 (* 5) 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の 10 倍 (入院中の手術) または 5 倍 (入院中以外の手術) となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
 上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が 10,000 人以上の場合の割引率 [30%] が適用されています。
 保険期間は、始期日の午前 0 時より、保険終期日の午後 4 時までとなります。
 例) 6 年間の場合 2025 年 4 月 1 日午前 0 時より 2031 年 4 月 1 日午後 4 時まで 6 年間
 保険料は 1 ヶ月単位となっております。月の途中で留学が終了される場合でも、保険終期は毎月 1 日] となります。
 例 1) 留学期間が、4 月 1 日～5 月 31 日の場合、保険期間は [4 月 1 日～6 月 1 日] で [2 ヶ月] の保険料となります。
 例 2) 留学期間が、4 月 15 日～5 月 31 日の場合、保険期間は [4 月 15 日～6 月 1 日] で [2 ヶ月] の保険料となります。
 例 3) 留学期間が、4 月 15 日～5 月 15 日の場合、保険期間は [4 月 15 日～6 月 1 日] で [2 ヶ月] の保険料となります。
 1 年間を超える場合で、上記以外の保険期間となる場合には、個別にお問合せください。
 本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別 A に該当する方 (継続的に職業に従事していない学生等) 用です。
 以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種級別 B となりご加入いただくことができません。
 (ご加入後に該当することとなった場合、遅滞なくご連絡くださようお願いします。)
 [自動車運転者] [建設作業者] [農林業作業者] [漁業作業者] [採鉱・採石作業者] [木・竹・草・つる製品製造作業者] (以上 6 職種)

参保方法
 ご加入方法

从入学到毕业，只办理 1 次手续！直到毕业都放心！
 入学から卒業まで、手続きは 1 回だけ！卒業まで安心！

用智能手机以及电脑，在 Web 上加入
 スマートフォンや PC からの Web 加入

①连接到小册子封面的 QR 码
 输入小册子等处记载的网址，也可以从电脑连接。
 ①パンフ表紙の QR コードでサイトへアクセス
 パンフ等に記載された URL を入力することで、PC からのアクセスも可能です。

②事先登录
 事先登录需要邮箱。
 ②事前登録
 事前登録にはメールアドレスが必要です。

③输入加入内容
 ③加入内容の入力

④选择加入类型
 ④加入タイプの選択

⑤选择便利店
 ⑤コンビニの選択

⑥在便利店支付保险费
 便利店的支付手续费由加入者负担。
 ⑥コンビニで保険料振込
 コンビニ払い手数料は加入者負担です。

※ 无法在网页上加入时 ➡ 在邮局申请
 ※ Web 加入が出来ない場合 ➡ 郵便局でのお申込み

①根据手册选择合适的补偿内容。
 保险期限不可选。毕业前的全部保险费一次付清。
 パンフレットより希望の補償内容を選ぶ。
 保険期間は選べません。卒業までの一括払いです。

②确认保险费，在所附《付款处理单》中填写必要事项。
 尽量工整地用细字体填写，以免遗漏。“汇款受理票”上还兼有加入依赖书。请务必按例填写。
 保険料を確認し、同封の「払込取扱票」に必要事項を記入する。
 漏れの無いよう、できるだけ丁寧に細字でご記入ください。
 「払込取扱票」は加入依頼書を兼ねております。必ず記入例に従いご記入ください。

③通过邮政储蓄银行或邮局转账支付保险费。
 完成汇款手续，即完成参保申请。还有，汇款手续费由汇款人负担。
 ゆうちょ銀行または郵便局から保険料を振込む。振込手続きをもってお申込みは完了します。なお、振込手数料は振込人負担です。

参保手续完成后，约 2 个月左右可以收到参保证。
 无论是否收到参保证，在补偿开始日之后发生的故事都将获得补偿，敬请放心。参保证寄达前，请妥善保管回执。* 参保证将寄至《付款处理单》中填写的日本国内地址。
 加入手續之後、2 ヶ月後を目途に加入者証をお届け。加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますので安心ください。加入者証到着までは受領証を保管してください。* 加入者証は「払込取扱票」に記載の日本国内の住所へ送付します。
 ※ 二维码是 (株) DENSO WAVE 的注册商标。 * QR コードは (株) デンソーウェーブの登録商標です。
 ※ 因失误多次入汇的保险费 (新規申請、変更)、退还时的汇款手续费由收款人承担。如退还保险费低于转账手续费，将无法退还该费用，敬请谅解。
 ※ 誤って多くの保険料をお振込みいただいた場合 (新規申込・変更)、返戻時の振込手数料は受取人負担となります。返戻保険料<振込手数料となる場合には返戻いたしませんのでご注意ください。

发生事故时的处理流程 事故の際のご対応について

1. 从（公益財団法人）日本国际教育支援協会官网下载《事故报告书》文档，填写事故情况。（公財）日本国际教育支援協会HPより、「事故報告書」ファイルをダウンロードし、事故の状況を入力してください。

※ 请使用英语或日语填写。
※ 在代理店的营业时间内，发生关于个人赔偿责任补偿的事故时（在日常生活动中，由于意外发生的事故给他人带来伤害或者损害他人财物等情况时），请联系事故受理电话窗口（东京海上日动安心110号）“0120-720-110”。

注）因事故而拨打电话时，请告知「証券番号」・「事故の概要」。
※ 入力は、「英語」または「日本語」をお願いします。
※ 個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合に限り、「事故受付センター」（東京海上日動安心110番）（0120-720-110）へお電話でご連絡いただくことも可能です。
注）事故のお電話の際は、「証券番号」・「事故の概要」をお伝えください。

【《事故报告书》下载网址】
【事故報告書掲載URL】

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/inbound.htm>

2. 将填写好的《事故报告书》添加为附件，以邮件形式发送到以下邮箱地址。

入力をした「事故報告書」ファイルを添付し、以下のメールアドレスまで、メール送信をお願いします。
※ 邮件主题为「INSCCLAIM 参保人番号」。（如不知道参保人番号，则无需填写。）
※ 邮件请使用英语或日语撰写。
※ メール件名は「INSCCLAIM 加入者番号」としてください。（加入者番号が不明な場合は、記入不要です。）
※ 入力は「英語」または「日本語」をお願いします。

【事故報告専用邮箱地址】
【事故報告専用アドレス】

《賠償責任》《賠償責任》
《其他（治疗费用等）》《其他（治療費用等）》
insclaim.futaigakuso@tmnf.jp

3. 受理事故并确定具体负责的工作人员后，将由工作人员告知或寄送必要资料。
事故受付し、担当者が決まりましたら、担当者より、必要書類のご連絡や送付をいたします。

※ 本公司与您联系时，将使用“英语”或“日语”向您发送事故报告的邮箱地址发送邮件。（如果您的《事故报告书》为英语填写，则使用英语回复您的邮件。）
此时，本公司向您发送邮件的邮箱地址并非【事故報告専用邮箱地址】，敬请知晓。
※ 弊社よりご連絡をする場合には、事故報告を頂いたメールアドレスへ、「英語」または「日本語」で送信いたします。（英語で事故報告書に記載頂いた場合には、英語でメールをいたします。）
その際、弊社からご連絡するメールアドレスは、「事故報告専用アドレス」とは異なりますので、ご注意ください。

- ① 事故通知：事故发生后，请立即通过邮件与上述“事故報告専用邮箱地址”取得联系。
- ② 保险金请求权存在时效（3年），敬请知晓。
- ③ 受伤或患病时，如果因受到旧伤或既有疾病等影响，而导致新伤或疾病的程度加重，则所支付保险金的金额有可能减少。
- ④ 受伤或患病后申请治疗费用保险金时，需要提供医院等出具的收据等。申请用以支付其他实际费用的保险金时，也同样需要提供收据等单据，以确认您所负担的费用金额。因此，在申请保险金之前，请妥善保管相应单据。
- ⑤ 如果为赔偿事故，请务必确认并记录下对方的“姓名”、“联系方式”。
另，在您认可全部或部分损害赔偿时，请务必先向承保公司咨询。如果未经承保公司认可，则有可能减少支付保险金，敬请知晓。
- ① 事故的通知：事故が発生した場合には、直ちに上記「事故報告専用アドレス」までメールにてご連絡ください。

- ② 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ③ ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- ④ ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。保険金のご請求まで、必ず保管しておいてください。
- ⑤ 賠償事故の場合、「相手方の名前」、「連絡先」を、必ず確認し、控えておいてください。また、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

参保注意事项 ご加入にあたっての注意点

被保険人范围

本保险被保险仅限参保学研意外险的本校在校学生（如出现退学等情况，原则上需要办理中途退保手续，届时请联系承保公司）。

解约、契约内容变更、误转账时的退还保险费的处理方式如下

在解约、契约内容变更或误转账情况下产生退还保险费时，东京海上日动将按照其规定的方式进行退还。如果因为保险费被误转账而发生退还保险费，或者转账目的地是日本以外的账户，客户需承担向客户账户转账所产生的转账手续费。如果转账手续费超过了退还保险费的金額，则不会退还保险费。

保険の対象となる方の範囲

この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります（退学等の場合は、原則中途退学の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください）。

解約・契約内容変更・誤振込時の返還保険料の取扱い

解約・契約内容変更・誤振込時において返還保険料があった場合、東京海上日動の所定の方法で保険料を返還します。保険料を誤振込されて返還保険料が発生した場合や振込先の口座が日本国外の口座となる場合、お客様の口座へ送金するための振込手数料はお客様負担とします。振込手数料が、返還保険料を上回る場合、保険料は返還しません。

其他注意事项 その他ご注意いただきたいこと

本保险服务是由以下保险公司提供的共同保险服务，东京海上日动火灾保险株式会社为其他承保公司代理、代行业务。

各承保公司按照签订合同时确定的承保比率，各自单独承担保险合同中的责任，并非连带责任。

如需了解各承保公司的承保比率，请咨询（公益財団法人）日本国际教育支援協会。

（承保公司）東京海上日動火災保険株式会社（干事机构保險公司） 愛和道日生同和財産保険株式会社 損保japan株式会社 三井住友海上火災保険株式会社

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険（株）が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

なお、各引受割合については（公財）日本国际教育支援協会にご確認ください。

（引受保険会社）東京海上日動火災保険（幹事保険会社） あいおいニッセイ同和損害保険（株） 損害保険ジャパン（株） 三井住友海上火災保険（株）

本手册为学研意外险附带学生综合险（综合生活保险（儿童综合补偿））的概要介绍。参保前请务必仔细阅读《重要事项说明》。详细内容参见已经交付给保单持有人团体法人代表的保险条款。如有任何疑问，请发送邮件至下方“普通咨询专用邮箱地址”。

参保后，请阅读《学研意外险附带学生综合险（综合生活保险（儿童综合补偿））补偿概要等》。

有关本保险合同的所有权利与义务均由《综合生活保险普通保险条款及特别条款》日语版作出规定。其他语种版本为日语版的译文，仅供参考。

このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、下記「一般照会専用アドレス」までお問い合わせください。

なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

本保険契約の全ての権利および義務は、総合生活保険普通保険約款および特約の日本語版で規定されています。日本語版の翻訳は、参照のみを目的で提供されています。

学研意外险附带学生生活综合保险为综合生活保险（儿童综合补偿）的别名。

本保险为学研意外险附带学生生活综合保险团体合同，保单持有人为（公益財団法人）日本国际教育支援協会、被保險人仅限（公益財団法人）日本国际教育支援協会賛助会員大学の在校學生。保单请求权、保险合同解除权等权利原则上为（公益財団法人）日本国际教育支援協会所有。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）のペットネームです。

この保険は（公財）日本国际教育支援協会を契約者とし（公財）日本国际教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国际教育支援協会が有します。

关于Web注册手续的常见咨询，在右侧的URL和QR码上发布，请您查看。
Web加入手続きに関するよくあるご照会を右記のURL・QRコードに掲載していますのでご確認ください。



<https://www.jees.or.jp/gakkensai/inbound.htm>

<其他 关于普通咨询>

非事故报告的、有关参保的咨询或有关合同变更的咨询，请发送邮件至下方普通咨询专用邮箱地址。（请使用“英语”或“日语”撰写邮件。）我公司收到邮件后，将直接回复至发件地址。请务必在邮件中写明大学名称、您的姓名、学号。

<その他 一般のご照会について>

事故報告以外の、加入に関するご照会やご契約の変更に関するご照会につきましては、以下の一般照会専用アドレスへご連絡ください。（「英語」または「日本語」をお願いします。）ご連絡を頂いたメールアドレスへ、メールにてご返信いたします。メールの際は、「大学名」、「お名前」、「学号番号」を必ず、記載ください。

【咨询专用邮箱】【照会アドレス】 futaigakuso.inbound@tmnf.jp

咨询处 お問合せ先	Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd. Inbound futaigakuso 查询窗口 東京海上日動火災保険株式会社 インバウンド付帯学総 照会窓口	【事故受理】【事故受付】 insclaim.futaigakuso@tmnf.jp ※ 在代理店的营业时间内，发生关于个人赔偿责任补偿的事故时（在日常生活动中，由于意外发生的事故给他人带来伤害或者损害他人财物等情况时），请联系事故受理电话窗口（东京海上日动安心110号）“0120-720-110”。 ※ 因事故而拨打电话时，请告知「証券番号」・「事故の概要」。 ※ 個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合に限り、「事故受付センター」（東京海上日動安心110番）（0120-720-110）へお電話でご連絡いただくことも可能です。 注）事故のお電話の際は、「証券番号」・「事故の概要」をお伝えください。 【普通咨询】【一般照会】 futaigakuso.inbound@tmnf.jp
代理店 取扱代理店	Tokio Marine & Nichido Anshin Consulting Co., Ltd. 東京海上日動あんしんコンサルティング(株)	〒104-0033 Chichibu Building 6F, 1-8-6 Shinkawa, Chuo-ku, Tokyo 東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6階
承保公司 引受保険会社	Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd. （负责部门及分公司）Financial Institutions & Government Sector Division,Fukuoka Chuo Branch 東京海上日動火災保険株式会社（担当課支社）福岡支店 金融公務チーム	〒812-8705 3-3 Fukuoka TOKIO MARINE NICHIDO Building 7F, Tsunaba-machi, Hakata-ku,Fukuoka-shi,Fukuoka 福岡市博多区綱場町3-3 福岡東京海上日動ビル7階

重要事項説明

〔合同概要及提醒注意事項〕

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

以下内容均为重要信息，参保前务必知晓。请务必通读全文。

※ 如果被保险人为您的亲属等其他人员，请向所有被保险人说明本内容。

※ 如有任何疑问或不明之处，请与宣传册等上所记载的咨询处联系。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

〔标记意义〕
〔マークのご説明〕

合同概要
有关保险产品内容的事项

契約概要
保険商品の内容をご理解いただくための事項

提醒注意事項
参保时对客户不利的事项、尤其需要注意的事项

注意喚起情報
ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

1 参保前需确认事项 ご加入前におけるご確認事項

1 产品形式

本保险为团体合同形式的保险，被保险人仅限（公益财团法人）日本国际教育支援协会会员大学的在校学生，保单持有人为（公益财团法人）日本国际教育支援协会。

保单请求权、保险合同解除权利等原则上为日本国际教育支援协会所有。成为契约者的团体和基本补偿内容以及参保人提出申请后可自由选择的特别条款等均以手册所述内容为准。

本保险的加入条件为被保险人是保单持有人组织的成员等。有关被保险人本人范围等信息，请查阅手册等相关资料。如不属于被保险人本人范围等信息，可能会取消参保。

2 基本补偿内容及主要特别条款概要等

有关基本补偿内容中的“支付保险金的主要情况”与“不予支付保险金的主要情况”以及主要特别条款概要等，请查阅手册等相关资料。

3 有关重复补偿的注意事项

在签订以下特别条款的情况下，如果被保险人或其亲属还签订了其他同一补偿内容的其他保险合同^{*1}，则可能出现重复补偿。如果不同的保险合同补偿内容重复，发生应予以补偿的事故时，参保人可以通过任何一份保险合同获得补偿。但有时会出现某一保险合同不予以支付保险金的情况。请在确认补偿内容的差异以及保险金额后，考虑是否签订特别条款等^{*2}。

● 个人赔偿责任补偿特别条款 ● 救助者费用等补偿特别条款 ● 医疗费用补偿特别条款

*1 包括综合生活保险（儿童综合补偿）以外的保险合同中的特别条款以及东京海上日动（以下称“本公司”）以外的保险合同。

*2 如果仅与1合同搭配，则今后因该合同退保或因居住状态由同居变为独居等原因而导致被保险人不再属于补偿对象时，将失去补偿，敬请知晓。

4 保险金额等的设定

本保险中的保险金额需要在规定种类中选择。关于种类的详细介绍请查阅手册。保险金额等的设定，请根据高额疗养费制度和劳灾保险制度等公共保险制度进行考虑。关于公共保险制度的概要，请确认金融厅的官方网站等。（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）



（金融庁网站）

5 保险期限以及补偿起止时间

所签保险合同的保险期限以及补偿的起止时间，请查阅手册等相关资料。因保险种类不同，有的新参保合同可能存在免责期，免责期内保险公司将不予以支付保险金。详情请查阅手册等相关资料。

6 保险费的确定方法与支付方法等

（1）保险费的确定方法

保险费因所参保的保险种类等条件不同而不同。请查阅手册等相关资料，确认保险费。

（2）保险费的支付方法

关于付款方式，请确认小册子等。

7 期满返还金与保单红利

本保险无期满返还和保单红利。

1 商品の仕組み

この保険は、（公財）日本国际教育支援協会をご契約者とし、（公財）日本国际教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等

は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただきますことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください^{*2}。

● 個人賠償責任補償特約 ● 救援者費用等補償特約 ● 医療費用補償特約

*1 総合生活保険（子ども総合補償）以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額等はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。



（金融庁ホームページ）

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（1）保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

（2）保険料の払込方法

払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 参保时注意事项 ご加入時におけるご注意事項

1 告知义务

△
参保委托单等资料中标有★或☆标记的事项，均为有关参保事宜的重要事项（告知事项），请准确填写（本公司代理商拥有知情权。）。如所填写内容与事实不符，或在告知事项中隐瞒事实，保险公司有可能解除保险合同或不予以支付保险金。

※告知事项暨通知事项中标有☆标记。关于通知事项，请查阅后文中的“Ⅲ-1 通知义务等”。参保后，因参保内容变更而需要增加补偿时，内容变更时的下述事项同样为告知事项。

[告知事项・通知事项一覧]

☆：告知事项暨通知事项

●如果被保险人本人从事工作，则需要告知所从事的职业、职务等*1

●被保险人本人所参保的公共医疗保险制度*2

★：告知事项

●被保险人本人出生日期

●如果还签订了其他保险合同等*3，则需要告知其他保险合同的内容

*1 包括由无职业状态变为有职业状态或由有职业状态变为无职业状态。

*2 仅为搭配医疗费用补偿特别条款时的告知事项暨通知事项（☆）。

*3 是指除本保险以外另行签订的、与本保险全部或部分支付责任相重合的保险合同或共济合同。如果存在其他保险合同等，因该其他保险合同的合同内容不同，可能存在本公司无法承保的情况。

2 犹豫期

△
该保险无犹豫期。

3 死亡保险金领取人

△
在综合生活保险（儿童综合补偿）中，如果需要指定特定人员为死亡保险金领取人，请务必取得被保险人的同意（如未指定死亡保险金领取人，死亡保险金支付对象为法定继承人。）。如未经参保人的同意，则保险合同无效。如果需要指定特定人员为死亡保险金领取人，请向被保险人亲属等相关人员说明该参保事宜。

如果需要指定死亡保险金领取人，烦请与手册等相关资料中所记载的咨询处联系。

1 告知義務

△
加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、

告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

☆：告知事項かつ通知事項

●保険の対象となる方ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・職務等*1

●保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度*2

★：告知事項

●保険の対象となる方ご本人の生年月日

●他の保険契約等*3を締結されている場合には、その内容

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項（☆）となります。

*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

△
ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保险金受取人

△
総合生活保険（こども総合補償）において、死亡保险金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保险金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保险金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保险金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

III 参保后的注意事项 ご加入後におけるご注意事項

1 通知义务等

△
[通知事項]

参保委托单等资料中标有☆标记的事项（通知事项）如果内容有变，请立即通知手册等相关资料中记载的咨询处。如未通知，可能会影响到所支付保险金的金额。另，承保产品不同，通知事项也不尽相同。在有的承保产品中，标有☆标记的事项可能不属于通知事项。请查阅前文“Ⅱ-1 告知义务 [告知事项・通知事项一覧]”，确认各个承保产品的通知事项。

[其他需通知事项]

●所有产品通用事项

参保人住址等发生变更时，请立即通知手册等相关资料中记载的咨询处。

[参保后的变更]

在您加入后，合同变更或退保时，请在变更日期・退保日期前联系。另外，在保险期间内，保险人如果失去了本保险合同的加入条件时，需要办理退保手续。但至保险期间结束为止，继续接受补偿的事例也有，因此请您与宣传册等上所记载的咨询处联系。

参保内容变更后未满1个月时，如果提出理赔申请，请同时通知手册等相关资料中记载的咨询处工作人员，以免出现其他问题。

2 解除合同时

△
如需解除保险合同，请通知手册等相关资料中记载的咨询处。

●本公司将根据参保内容及合同解除条件，按照本公司规定的计算方法进行计算后，或退还保险费，或要求支付*1尚未支付的保险费。所退还或所请求的保险金额因保险费支付方法及合同解除原因而不同。

●退还保险费时，原则上所退还金额少于投保人所支付的保险费扣除已承担责任期间*2按月计算保险费后所得数额。

●在期满日前解除合同，或中途参保时，补偿内容及保险费可能发生变更，也有可能无法享受各种服务。

*1 可能会在合同解除日之后通知支付。

*2 是指从起始日（包括当天在内）至合同解除日的已经过去的时间。

3 被保险人申请解除合同

△
在综合生活保险（儿童综合补偿），根据保险对象的申请，有可以解除关于其保险对象补偿的制度。关于制度及手续的详细内容，请与宣传册等上所记载的咨询处联系。另外，关于本内容，请您与为本保险对象的所有人说明。

4 期满时

●[保险期满后限制续约的规定]

●根据理赔情况以及年龄等条件，本公司可能不再予以续约，或对承保条件作出限制。

●如果本公司修改普通保险条款、特别条款或承保相关规定，则续约后的补偿办法将以续约日之时的规定内容为准。其结果可能导致续约后补偿内容等发生变更，或无法续约。

[更新后合同的保险费]

每个商品的保险费是根据更新日当前的保险费率等因素进行计算。因此，该商品在更新后的保险费可能会与更新前的保险费不同。

[确认保险金申请遗漏]

如决定续签，请确认之前的保险合同是否存在遗漏的保险金索赔申请。

如有索赔遗漏或有任何疑问，请立即联系宣传册等所记载的咨询处。

另外，宣传册等所记载的内容是本年度合同更新后的赔偿内容。请注意，与合同更新前的赔偿内容可能有所不同。

1 通知義務等

△
[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなっ

た場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{*1}することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{*2}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

^{*1} 解約日以降に請求することがあります。
^{*2} 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険（こども総合補償）においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があ

ります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

IV 其他需留意事項 その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報処理

请确认在付款处理单背面或Web加入网站上刊登的<個人情報处理指南>。

●为防止因非法签订意外伤害保险等原因而导致事故发生，同时确保保险费恰当、迅速地得到切实支付，意外险公司等机构在签订合同以及发生事故时，针对有关同一被保险人或同一事故的保险合同情况以及保险费支付情况，将通过在一般社团法人日本损害保险协会登记的信息等加以确认。上述确认内容仅用于上述目的。

2 因取消参保、参保无效或重大事由而解除合同

- 在综合生活保险（儿童综合补偿）中，如果被保险人为参保人以外人员，并需要将法定继承人以外的人员指定为死亡保险金领取人，则必须取得该被保险人同意，否则参保无效。
- 保单持有人、被保险人或保险金领取人如果属于黑社会性质组织的相关人员或其他反社会势力，本公司有权解除保险合同。
- 保险合同可能会因其他条款等原因而被取消、判断无效或被解除。

3 关于延期参保手续等的特别措施

由于自然灾害和感染症扩大的影响，在难以办理参保手续等的情况下，关于「更新合同的参保手续」及「保险费相当金额的缴纳」，有时可以使用设置一定宽限期的特别措施。

※关于可以使用的特别措施的详细情况，请联系《咨询处》。

4 保险公司破产时

- 出现承保保险公司破产等情况时，保险金、退款等支付款项可能会在一定时间内被冻结，或其金额受到影响。
- 如果承保保险公司破产，该保险将成为财产损害保险投保人保护机构的补偿对象，保险金、退款等因补偿内容不同而各有不同，具体如下表所示。

保险期限	保险公司破产等情况下的处理方法
1年以内	原则上最高补偿80%（自破产保险公司停止支付保险金起3个月之内所发生的保险事故的保险金补偿比率为100%）。
超过1年	原则上最高补偿90%。但是，破产后如果预计利率等出现变化，则可能低于90%。

5 其他参保时的注意事项

- 本公司代理商基于其与本公司间签订的委托合同，负责保险合同的签订以及合同的管理业务等代理业务。因此，与本公司代理商有效成立的所有合同均视为直接与本公司签订的合同。
- 参保保证是用以确认参保内容的重要依据，参保人收到参保保证后，请确认参保内容是否与参保意向相符。在参保保证送达之前，请妥善保管手册等参保资料以及参保委托单回执等记有参保内容的资料。如有不明之处，请咨询手册等资料中记载的咨询处。另，手册等资料中记有有关参保事宜的重要信息，请仔细阅读，并在保险期限内与参保保证一同妥善保管。
- 如果保险合同为共同保险合同，则各承保公司按照签订合同时确定的承保比率，各自单独承担保险合同中的责任，并非连带责任。作为干事机构的保险公司为其他承保公司代理、代行业务。关于承保公司信息，请查阅手册背面。

6 发生事故时

- 发生事故后，请立即通知手册等相关资料中记载的咨询处。
- 在赔偿责任的补偿事项上，我们强烈建议您在涉及赔偿事故的和解谈判，请务必与我们进行咨询并共同协商。
- 请求理赔时，除提交条款中规定的资料外，有时还需要提交以下资料和证据。
 - ・印章登记证明、居民证或户籍誊本等可以证明被保险人或保险金领取人本人身份的资料
 - ・本公司规定的用以证明伤害或疾病程度、治疗内容及治疗时间等信息的医生（不得为被保险人）诊断书、收据以及诊疗费用明细等（有时可能需要提交本公司指定医生的诊断书或其他医学检验标本等。）
 - ・记载了其他保险合同等的保险金支付内容的支付明细单等本公司用以计算应付保险金金额的资料
 - ・可以确认高额疗养费制度给付金额的资料
 - ・可以确认附加给付支付金额的资料
 - ・用以确认本公司支付保险金时所需必要事项的同意书
- 保险对象或是保险金的领取人，因有原因无法索求保险金，应该领取保险金的保险对象或是保险金领取人的代理人没有时，保险对象或是保险金的领取人的配偶者^{*1}或是3包括父母在内的亲属（总称为「家属」）之中，符合本公司所定条件的人，有作为保险对象或是作为保险金的领取人的代理人来索求保险金情况也有。因此关于本内容，请与您的家属各位进行说明。
^{*1} 法律上只限配偶。
- 保险金申请权具有时效（3年），敬请知晓。
- 如果因发生损害而使被保险人等人员获得了损害赔偿请求权等债权，则当本公司针对该损害支付保险金后，该债权的全部或部分将转移至本公司。
- 签订个人赔偿责任补偿特别条款后，除费用保险金外，仅限在以下情况下，被保险人可以申请赔偿保险金。
 1. 被保险人已向对方支付了损害赔偿
 2. 可以确认到对方已经同意向被保险人支付保险金
 3. 应被保险人要求，将由本公司直接向对方支付保险金

1 個人情報の取扱い

払込取扱票裏面もしくはweb加入サイトに掲載の<個人情報の取扱いに関するご案内>をご確認ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険（こども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすることにご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者

その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。

- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等 △

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。△
 - したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
 - ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受

保険会社については、パンフレット裏面をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいらない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
 - ＊1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- 個人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

本确认事项旨在让我们确认您实际参保的保险产品与您希望参保的产品内容一致，且您已经正确填写参保相关重要事项，以便在一旦发生事故时您能够放心使用保险。因此，烦请再次确认并回答以下问题。

此外，在确认中如有不明之处，请与宣传册等上所记载的咨询处联系。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入をいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願いします。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 请通过手册及重要事项说明确认保险产品以下方面与您所希望参保的产品内容是否一致。

如与您希望的内容不一致，请重新选择参保内容。

- ☐ 支付保险金的主要情况
- ☐ 保险期限
- ☐ 保险金额、免責金額（自付金額）
- ☐ 保险费及保险费的支付方法
- ☐ 被保险人

2. 有关加入委托书等的记载事项等，请确认以下事项。万一，有填写遗漏、错误时，请修改加入委托书等。另外，关于以下事项，如与现在的加入内容有不合之处的话，请与宣传册等上所记载的咨询处联系。

- ☐ 参保委托单等资料中“出生日期”一栏是否已经填写正确？
- ☐ 子女（被保险人）如果持续从事兼职等工作，您是否已经确认她／他不属于下述“属于行业类别B的人员”？
此外，若符合“职业等级B级”的客户，则无法加入。（如果在加入后发现符合此条件，请务必立即与我们联系。）
- （*）各分类（行业类别A或B）相应的职业列举如下。
- 属于行业类别A的人员：
下述行业类别B以外的人员
- 属于行业类别B的人员：
以兼职等形式持续从事以下6类中任一行业的人员
“汽车驾驶员”“建筑施工人员”“农林业工作者”“渔业工作者”“采矿与采石工作者”“木、竹、草、藤制品生产工作者”
- ☐ 参保委托单“其他保险合同等”一栏是否已经正确填写？

3. 是否已经确认重要事项说明的具体内容？

尤其请确认“不予支付保险金的主要情况”、“告知义务与通知义务等”、“重复补偿相关注意事项^{*1}”。

^{*1} 比如，在签订了个人赔偿责任补偿特别条款的情况下，如果您还签订了其他同种类型的保险合同，则补偿范围有可能会重复。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- ☐ 保険金をお支払いする主な場合
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険金額、免責金額（自己負担額）
- ☐ 保険料・保険料払込方法
- ☐ 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

- ☐ 加入依頼書等の「生年月日」欄は正しくご記入いただいていますか？
- ☐ お子様（保険の対象となる方）がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種級別Bに該当する方」に該当しないことをご確認くださいませましたか？
なお、「職種級別Bに該当する方」に該当した場合はご加入いただくことができません。（ご加入後に該当することとなった場合、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。）

（*）各区分（職種級別AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。

- 職種級別Aに該当する方：
下記の職種級別Bに該当しない方
- 職種級別Bに該当する方：
アルバイト等で、継続的に以下の6業種のいずれかに従事される方
「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」
- ☐ 加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認くださいませましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意^{*1}」についてご確認ください。

^{*1} 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

2024年7月作成 24T-000486

有关保险内容的意见和咨询等 保険の内容に関するご意見・ご相談等

Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd. 東京海上日動火災保険株式会社

如对保险内容有何意见或疑问，请咨询手册等资料中所记载的咨询处。

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

指定争议解决机构 指定紛争解決機関

一般社団法人 日本損害保険協会

損保ADR中心

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター

本公司已与金融厅长官依据《保险业法》而指定的争议解决机构一般社団法人日本損害保険協会签订手续实施基本合同。

客户与本公司之间产生争议并无法解决时，可以向该协会提出争议解决申请。详情请查阅该协会的官方网站。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808 <非免费电话 通話料有料>

IP电话请拨打03-4332-5241。

工作时间：工作日 早9:15-晚5:00

（周六日、法定假日、元旦前后休息。）

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）



学研意外险附带学生综合险
(综合生活保险 (儿童综合补偿)) (补偿概要等)

学研災付帯学総 (総合生活保険 (こども総合補償)) (補償の概要等)

补偿概要等将为您介绍条款概要。有的参保类别可能不属于此处的保险金支付范围。关于参保类别的详细介绍，请查阅手册等相关资料。如果因受非保险金支付范围内的身体障碍等影响，导致保险金支付范围内的身体伤害程度加重，则东京海上日动（以下称“本公司”。）将按照去除该影响时的相应金额支付保险金。详细信息请咨询小册子等记载的咨询处。

補償の概要等は約款の概要をご紹介します。ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、パンフレット等をご確認ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

		支付保险金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合	不予支付保险金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約（注1）	死亡保険金	自事故发生日起（包括当天在内）180天以内死亡时 ▶ 全额支付死亡及后遗症保险金。 ※ 单次事故中，如果已经支付了后遗症保险金，在死亡及后遗症保险金额中扣除已经支付的金额后予以支付。	・ 因被保险人的故意或重大过失所致伤害 ・ 因保险金领取人的故意或重大过失所致伤害（该保险金领取人本应领取的金额部分） ・ 因被保险人斗殴行为、自杀行为或犯罪行为所致伤害 ・ 无驾照行驶，酒后驾驶时所受的伤 ・ 脑疾患、疾病或神经错乱以及由此而产生的伤害 ・ 因妊娠、分娩、早产或流产而导致的伤害 ・ 因外科手术等医疗处置（为治疗已经支付保险金的伤害而进行的治疗除外。）而导致的伤害 ・ 因使用冰镐等登山工具登山、驾驶悬挂式滑翔机等危险运动期间发生的事故而遭受的伤害 ・ 因从事摩托车或汽车赛事选手、自行车赛事选手、猛兽相关工作、职业拳手等危险职业期间发生的事故而遭受的伤害 ・ 使用汽车等乘具进行比赛、试车或赛场上自由赛跑时因事故导致的受伤 ・ 颈部鞭打症、腰痛等医学上无法客观诊断的伤害 等
	后遗症保险金	自事故发生日起（包括当天在内）180天以内出现身体上的后遗症时 ▶ 根据后遗症的程度予以支付死亡及后遗症保险金金额的4% -100%。 ※ 单次事故的死亡及后遗症保险金存在金额上限。	・ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・ 無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・ 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・ 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・ 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	住院保险金	因需要医生治疗等原因，自事故发生日起（包括当天在内）180天以内开始住院时 ▶ 住院保险金日额乘以住院天数（实际天数）所得金额为支付金额。但，自事故发生日起（包括当天在内）满180天后住院者，不予支付。且，单次事故予以支付保险金的“住院天数”最多不超过180天。 ※ 支付住院保险金的期间，如果受到其他伤害，不予重复支付住院保险金。	
		医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶ 入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故については180日を限度とします。 ※ 入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても入院保険金は重複してはお支払いできません。	

(注1) 被保险人在所就读学校的管理下*1 因外部的突然、偶发性的外源性事故而受伤*2 时，本公司予以支付保险金。

*1 在学校的管理下是指下列情况。

① 在大学等的正式课程中及参加学校活动期间

② 在学校设施（宿舍除外。）内的时间。但，在大学等所禁止的时间或地点，或正在进行大学等禁止的行为时除外。

③ 在学校设施外从事已经上报至大学等校方的课外活动期间

*2 此处的受伤包括因有毒气体或有毒物质而急性中毒、细菌性食物中毒及病毒性食物中毒*3。另，职业病、网球肩等不满足急剧性、偶发性、外源性中的某一因素或所有因素的情况，不属于保险金支付范围，敬请知晓。

*3 自动搭配细菌性食物中毒等补偿特别条款。

(注1) 保険の対象となる方が在籍する学校的管理下*1 外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

*1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。

① 学校等の正課中および学校行事に参加している間

② 学校の施設（寄宿舎を除きます。）内にいる間。ただし、学校等が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。

③ 学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間

*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食物中毒およびウイルス性食物中毒*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*3 細菌性食物中毒等補償特約が自動セットされます。

		支付保険金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合	不予支付保険金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約（注1） 手術補償基本特約（注1）	手術保険金	以治疗为目的，接受了属于公共医疗保险制度中的医科诊疗报酬点数表所列举的手术费计算对象中的手术＊1或先进医疗＊2的规定手术时 ▶住院保险金日額の10倍（住院期间的手術）或5倍（非住院期间的手術）金額为保险金支付金額。但，单次事故仅限自事故发生日起含当天在内180天以内接受的1次手術。＊3 ＊1 伤口处理、拔牙等有些手術不在保險支付范围内。 ＊2 “先进医疗”是指公共医疗保险制度规定的评估疗养中，厚生劳动大臣指定的先进医疗（仅限在符合厚生劳动大臣针对各项先进医疗所定设施标准的医院或诊所等医疗机构内接受的治疗。）。(详细情况请查阅厚生劳动省官方网站。)。另，截至接受疗养之日，已经成为公共医疗保险制度给付对象的疗养不视为先进医疗（在保险期间内先进医疗的内容有变动的可能性。）。 ＊3 如果因单次事故所致伤害而接受了住院治疗与非住院治疗两种情况的手術，则保险金仅支付住院保险金日額の10倍金額。 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術＊1または先進医療＊2に該当する所定の手術を受けた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りします。＊3 ＊1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ＊2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 ＊3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	・因被保険人の故意或重大过失所致伤害 ・因保险金领取人的故意或重大过失所致伤害（该保险金领取人本应领取的金额部分） ・因被保险入打斗行为、自杀行为或犯罪行为所致伤害 ・无驾照行驶，酒后驾驶时所受的伤 ・脑疾患、疾病或神经错乱以及由此而产生的伤害 ・因妊娠、分娩、早产或流产而导致的伤害 ・因外科手术等医疗处置（为治疗已经支付保险金的伤害而进行的治疗除外。）而导致的伤害 ・因使用冰镐等登山工具登山、驾驶悬挂式滑翔机等危险运动期间发生的事故而遭受的伤害 ・因从事摩托车或汽车赛事选手、自行车赛事选手、猛兽相关工作者、职业拳手等危险职业期间发生的事故而遭受的伤害 ・使用汽车等乘具进行比赛、试车或赛场上自由赛跑时因事故导致的受伤 ・颈部鞭打症、腰痛等医学上无法客观诊断的伤害 等
	通院保険金	因需要医生等的治疗而自事故发生日起含当天在内的180天以内接受门诊治疗（含上门诊疗。时 ▶门诊保险金日額乘以门诊天数（实际天数）所得金額为保险金支付金額。但，自事故发生日起含当天在内满180天后的门诊治疗，不予支付。另，单次事故予以支付保险金的“门诊天数”最多不超过90天。 ※门诊保险金如果重复，则不予支付。另，支付门诊保险金期间，如果受到其他伤害，不予重复支付门诊保险金。 ※没有继续接受门诊治疗，但因医生治疗等原因而为规定的部位＊1长时间以石膏固定的天数也包含在“门诊的天数”内。 ＊1 指石膏、石膏托、半石膏托、夹板、夹板固定、上夹板 外固定器 PTB石膏、PTB支具、线夹板等Hello best。 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等＊1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 ＊1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他見所見のないもの 等

(注1) 被保険人在所就读学校的管理下＊1因外部的突然、偶发性的外源性事故而受伤＊2时，本公司予以支付保险金。
 ＊1 在学校的管理下是指下列情况。
 ①在大学等的正式课程中及参加学校活动期间
 ②在学校设施（宿舍除外。）内的时间。但，在大学等所禁止的时间或地点，或正在进行大学等禁止的行为时除外。
 ③在学校设施外从事已经上报至大学等校方的课外活动期间
 ＊2 此处的受伤包括因有毒气体或有毒物质而急性中毒、细菌性食物中毒及病毒性食物中毒＊3。另，职业病、网球肩等不满足急剧性、偶发性、外源性中的某一因素或所有因素的情况，不属于保险金支付范围，敬请知晓。
 ＊3 自动搭配细菌性食物中毒等补偿特别条款。

(注1) 保険の対象となる方が在籍する学校的管理下＊1 外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ＊2をした場合に保険金をお支払いします。
 ＊1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。
 ①学校等の正課中および学校行事に参加している間
 ②学校の施設（寄宿舎を除きます。）内にいる間。ただし、学校等が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。
 ③学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間
 ＊2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒＊3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
 ＊3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

		支付保険金の主要情况 保険金をお支払いする主な場合	不予支付保険金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合
医療費用補償特約（注2） ＋待機期間の不設定に関する特約（医療費用補償用）	医疗费用补偿特别条款（注2） ＋不設等待期特別條款（医疗费用补偿专用）	投保人在保险期间内因生病或受伤而在日本住院或门诊治疗时 ▶ 本合同将支付被保险人所负担的部分负担金＊1。但，因同一疾病或伤害（含在医学上有着重要关系的疾病或伤害。）而住院＊2或接受门诊治疗＊3时，则仅限因开始住院或开始接受门诊治疗之日起（包括当天）满60天之日所属月份的最后一天期间的住院或门诊治疗而负担的金额。 ※ 基于医生处方，在药店（即医院外药店）支付的药费也在保险金支付范围内。 ※ 如果其他保险合同或共济合同已经支付保险金或共济金，本公司可能减额支付保险金。 ※ 被保险人或其亲属如果还签订了其他与本合同补偿内容相同的保险合同，可能出现补偿重复的情况。参保前请仔细确认补偿内容。 ※ 如果已经接受了下列任一给付等，则支付保险金时将从不被保险人所负担的金额中扣除该给付等的金额。 ● 对公共医疗保险制度作出规定的法律法规应予以支付的高额疗养费 ● 依据对公共医疗保险制度作出规定的法律法规，对于支付了部分负担费用的被保险人，应该在相当于该已支付的部分负担费用的金额范围内予以给付的部分（即“附加给付”＊4） ● 第三针对被保险人已负担的部分负担金所支付的损害赔偿金 ● 为补偿被保险人所遭受的损害而进行的其他给付（相当于其他保险合同或共济合同所支付的治疗费用保险金的保险金除外。） ＊1 是指公共医疗保险制度中的部分负担金、相当于部分负担金的费用、住院期间的食物疗养或生活疗养所需费用中的食物疗养标准负担额或生活疗养标准负担额。事后发生退还金等情况时，将从本人负担金额里扣除。 ＊2 出院后，如果在包括当天在内满180天之日的第二天以后再次住院，则再次住院与上一次住院视为无关的两次住院。 ＊3 如果在自接受门诊治疗之日起包括当天在内满180天之日的第二天以后再次开始接受门诊治疗，则之后的门诊治疗与之前的门诊治疗视为无关的两次门诊治疗。 ＊4 附加给付是指健康保险工会、各种共济工会等依据其章程等规定，针对支付了部分负担金的人员，在该金额范围内予以支付的额外给付。 保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始した場合 ▶ 保険の対象となる方が負担した一部負担金＊1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院＊2または通院＊3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限りです。 ※ 医師の処方箋に基づき、薬局（いわゆる院外薬局）で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※ 次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。 ● 公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ● 公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」＊4） ● 保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ● 保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。） ＊1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。事後に還付金が発生する場合は自己負担額から控除します。 ＊2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 ＊3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。 ＊4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。	・ 地震、火山噴发或由此引发的海啸所导致的疾病住院或门诊治疗 ・ 因被保险人的故意或重大过失所致疾病或伤害而住院或接受门诊治疗 ・ 因保险金领取人的故意或重大过失所致疾病或伤害而住院或接受门诊治疗（该保险金领取人本应领取的金额部分） ・ 因被保险人打斗行为、自杀行为或犯罪行为所致疾病或伤害而住院或接受门诊治疗 ・ 无驾照行驶，酒后驾驶时受伤或生病，而导致住院或接受门诊治疗 ・ 保险对象人产生的精神性障碍，智力障碍，人格障碍，酒精中毒及药物依赖等精神障碍＊1为原因而住院或接受门诊治疗 ・ 因使用毒品，大麻，鸦片，兴奋剂，危险药品，稀释剂等生病或受伤而住院或是接受门诊治疗 ・ 因先天性疾病＊2，住院或者去医院 ・ 因怀孕或者生孩子住院或者去医院。但是「疗养的给付」等的支付对象时，不适用本规定。 ・ 因痔疮、肛裂或肛瘻而住院或接受门诊治疗 ・ 因使用冰镐等登山工具登山、驾驶悬挂式滑翔机等危险运动期间发生的事故所致伤害而住院或接受门诊治疗 ・ 使用汽车等乘具进行比赛、试车或赛场上自由赛跑时因事故导致的受伤而住院或到医院就诊 ・ 为治疗牙科疾病而接受门诊治疗 ・ 因颈部鞭打症、腰痛等医学上无法客观诊断的疾病而住院或接受门诊治疗 ・ 持续本合同的最初的保险合同（称首年度合同）开始启动的时候已经患有的疾病、受伤住院或者接受门诊治疗＊3 等 ＊1 平成27年2月13日总务省告示第35号规定的分类项目中的分类号码F00到F99规定的内容为标准。 ＊2 平成27年2月13日总务省告示第35号规定的分类项目中的分类号码Q00到Q99规定的内容为标准。 ＊3 在首年度合同的保险期限开始时便已经存在的疾病或伤害，自首年度合同的保险期限开始时起满1年（如保险合同的保险期限超过1年，则此处为2年。）后开始接受的住院或门诊治疗也在保险金支付范围内。 ・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気による入院または通院 ・ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院（その方が受け取るべき金額部分） ・ 保険の対象となる方の競争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・ 無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 ・ 保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害＊1を原因として生じた入院または通院 ・ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・ 先天性疾患＊2による入院または通院 ・ 妊娠または出産による入院または通院。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合は、この規定は適用しません。 ・ 痔核、裂肛または痔瘻による入院または通院 ・ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・ 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・ 歯科疾病の治療のための通院 ・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 ・ この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院＊3 等 ＊1 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。 ＊2 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号Q00からQ99に規定された内容に準拠します。 ＊3 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金のお支払いの対象とします。

（注2） 搭配住院各项费用保险金及先进医疗费用保险金不担保特别条款（医疗费用补偿专用）。
（注2） 入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約（医療費用補償用）がセッ
トされています。

	支付保険金の主要情况 保険金をお支払いする主な場合	不予支付保険金の主要情况 保険金をお支払いしない主な場合
关于个人賠償責任补偿特约＋个人賠償責任补偿特约的一部分变更的特约(B)＋只限本人补偿特约(B)＋受人委托品等不承担特约 個人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(B)＋本人のみ補償特約(B)＋受託品等不承担特約	在国内外因类似以下事故、使他人受伤或破坏他人财物（包括记录在情报机器中的情报等）＊1 而须承担法律损害赔偿责任时。 ● 因被视为保险对象的学生在日常生活造成的偶然事故 ※ 关于因学生日常生活造成的偶然事故而成为个人赔偿责任保险对象者，也包括由学生本人的监护人、其他法定监护义务者以及代理监护义务者来承担赔偿责任的情况。 ● 被视为保险对象的学生本人居住用的房子的所有、使用或管理方面造成的偶然事故 ※ 学生本人居住用的房子的所有、使用、管理方面造成的偶然事故而成为个人赔偿责任保险对象，也包括由学生本人的监护人、其他法定监督义务人及代理监督义务人来承担赔偿责任的情况（关于代理监督义务人，仅限于与学生本人有关的故事。）。 ▶ 1 关于事故，将保险金额＊2 为限额，支付保险金。 ※ 仅限在国内的事故（不包括向外国法院提起诉讼的情况等），原则上将由敝公司进行协商交涉。 ※ 请注意，在与敝公司直接谈判也无法获得对方同意的情况或者被视为保险对象者没有损害赔偿责任等情况下，敝公司将无法与对方进行协商交涉。 ※ 在由其他保险契约或者共济契约来支付保险金或互助金的情况下，保险金可能会被扣除。 ※ 除了所记载的保险金以外，关于发生事故时产生的各种费用也可能获得支付保险赔偿。 ※ 如果被视为保险对象者或其家人持有具相同补偿内容的保险契约的话，则补偿可能会重复。请在加入时仔细确认补偿内容。 ＊1 投保人在国内托管的财物（受托物），在国内外住宅内保管或在住宅外临时管理时发生损坏或盗窃导致对托管物享有合法权益人承担法律上的损害赔偿责任的的情况，将支付相应的保险金作为损失额（损害赔偿责任的金额）。但，赔偿金额将限制在时价值的3倍以内。（关于托管物的赔偿责任补偿条款）以下情况不适用于赔偿范围。 ・汽车（包括高尔夫球车）・自行车、船只等・冲浪板、遥控模型・无人机・手机、智能手机、移动Wi-Fi・路由器等・隐形眼镜、眼镜等・票据及其他有价证券等・信用卡、手稿、设计图、账簿等・商品、产品及设备、什物・动物、植物等生物・乘车券、货币等・贵金属、宝石、美术品等 等 ＊2 关于因情报机器等上记录的情报损坏而造成的损害赔偿赔偿责任，赔偿支付限额为500万日元。 ＊3 为从重新购买同样物品所需的金额中扣除因使用而产生的消耗份额后得出的金额。 国内外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）＊1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ● 保険の対象となる学生本人の日常生活に起因する偶然な事故 ※ 学生本人の日常生活に起因する偶然な事故に関し、個人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。 ● 保険の対象となる学生本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ※ 学生本人が居住に使用する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故に関し、個人賠償責任の保険の対象となる方については学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます（代理監督義務者については、学生本人に関する事故に限ります。）。 ▶ 1 事故について保険金額＊2を限度に保険金をお支払いします。 ※ 国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※ 弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※ 他の保険契約または共济契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1 保険の対象となる方が国内で受託した財物（受託品）が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合についても、損害額（損害賠償責任の額）について保険金をお支払いします。ただし、損害額は時価額＊3を限度とします。（受託品に係る賠償責任補償条項） なお、以下のものは補償の対象となりません。 ・自動車（ゴルフ・カートを含みます）・自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型 ・ドローン・携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・商品・製品や設備・什器（じゅうき） ・動物、植物等の生物 ・乗車券、通貨等 ・贵金属、宝石、美術品等 等 ＊2 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。 ＊3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	・ 因保单持有人或被保险人（受委托物品相关赔偿责任补偿条款包括其同居亲属。）等人员的故意所致损害 ・ 因地震、火山喷发或因此而导致的海啸所致损害 ・ 因履行职务（兼职及实习除外。）而直接导致的损害赔偿赔偿责任（工作所致损害赔偿责任＊1）导致被保险人遭到的损害 ・ 被保险人及其同居亲属的损害赔偿赔偿责任导致被保险人遭到的损害 ・ 因与第三方之间的特别约定而加重的损害赔偿赔偿责任所导致的被保险人遭到的损害 ・ 因损坏了借用的财物而对其所有人负有的损害赔偿赔偿责任所导致被保险人遭到的损害（在受委托物品相关赔偿责任补偿条款中则属于支付对象。） ・ 因神经错乱所致损害赔偿赔偿责任而导致的被保险人遭到的损害 ・ 因持有、使用、管理飞机、船舶、车辆＊2＊3或枪械（空气枪除外。）所致损害赔偿赔偿责任所导致的被保险人遭到的损害 < 仅受委托物品相关赔偿责任补偿条款 > ・ 因受委托物品交还委托人后发现的受委托物品的损坏而产生的损害赔偿赔偿责任所导致的被保险人遭到的损害 ・ 致使受委托物品无法使用而产生的损害赔偿赔偿责任（收益减少等）所导致的被保险人遭到的损害 ・ 因被保险人打斗行为、自杀行为或犯罪行为所致损害 ・ 因无照驾驶、吸毒后驾驶、酒后驾驶期间发生的事故所致损害 ・ 因扣押、征用、没收、破坏等国家或地方政府行使公权力而导致的损害 ・ 因受委托物品缺乏通常应具有的性质或性能而导致发生的损害 ・ 因自然消耗或生锈、发霉等原因所导致的损害 ・ 擦伤、划伤、涂料剥落等仅限于外观的损伤且不会导致保险对象所具备的功能丧失或减弱的损害 ・ 因对受委托物品进行加工、修理、检查等操作上的过失或缺少技术而导致的损害 ・ 因电力或机械事故而导致的损害 ・ 因遗忘或丢失受委托物品（包括遗忘或丢失后被盗。）而导致的损害 等 ＊1 被保险人并非以高尔夫球竞技或指导为职业的情况下，在高尔夫球练习、竞技或指导＊4过程中发生的事故所导致的损害赔偿赔偿责任除外。 ＊2 驾驶的高尔夫球车本身的损坏等不在补偿范围内。高尔夫球场内的高尔夫球车除外。 ＊3 受委托物品相关赔偿责任补偿条款中，因持有、使用或管理车辆而产生的损害赔偿赔偿责任所导致的被保险人遭到的损害，属于支付范围内。 ＊4 包括高尔夫球的练习、竞技或指导活动所附带的，在高尔夫球场、高尔夫球练习场区域内正常进行的更衣、休息、用餐或洗澡等行为。 ・ ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・ 職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任＊1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となりません。） ・ 心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 航空機、船舶、車両＊2＊3または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 < 受託品に係る賠償責任補償条項のみ > ・ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・ 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・ 差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・ 受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・ 自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・ すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・ 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・ 電氣的または機械的事故に起因する損害 ・ 受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害 等 ＊1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導＊4中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 ＊2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は、補償の対象となりません。 ＊3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。 ＊4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事は入浴等の行為を含みます。

중요

重要

2025년도용
2025年度用

학생교육연구 재해상해보험에 가입하는 유학생 여러분에게
学研災ご加入の留学生の皆様へ



유학 생활 중 만약을 위해 종합적으로 지원한다면

留学生活中のもしもを総合的にサポートするなら

외국인 유학생을 위한 학연재 부대 학생생활 종합보험

外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険

유학생용 부대 학생생활 종합보험은 유학생을 응원하기 위해 창설했습니다.

학생교육연구 재해상해보험을 도입한 일본 전국 1,181 개교의 유학생을 가입 대상으로 하고 있으며, 본 제도를 채택한 대학의 규모의 경제성을 활용한 단체 할인을 적용하고 있습니다.

留学生向け付帯学総は、留学生を応援するために創設いたしました。

学研災を導入している全国 1,181 校の留学生を加入対象としており、本制度採用大学のスケールメリットを活かした団体割引を適用しております。

배상책임

賠償責任

부상·질병

ケガ・病気

사망·후유장애

死亡・後遺障害



단체 할인

30%

적용

団体割引 30% 適用



수속은 간단하고 편리!

「사이짱 학생 보험 사이트」
를 이용해 주십시오.

お手続きは、便利で簡単!
「サイちゃんの学生保険サイト」を
ご利用ください。

●희망하시는 개시일 전달까지 입금하시기 바랍니다.
입금이 늦어질실 경우 입금하신 다음 날부터 보상이 시작됩니다.

●ご希望の始期日前日までに入金してください。入金が遅れた場合、入金の日から補償開始となります。

<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=003680Y>

KYUSHU UNIVERSITY

공익재단법인 일본국제교육지원협회
公益財団法人 日本国際教育支援協会

학생 생활을 폭넓게 지원합니다!
学生生活を幅広くサポートします!

※보험금을 지급하는 주된 경우, 보험금을 지급하지 않는 주된 경우는 별지 ‘보상 개요 등’ 을 확인해 주십시오.

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、別紙「補償の概要等」をご確認ください。

1 개인 배상 책임 자전거로 주행 중 지나가는 사람과 부딪쳐 부상을 입혔을 때.

個人賠償責任 自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

국내 외에서 학생본인이 우연한 사고로 인해 타인에게 부상을 입히거나, 타인의 물건을 파손시켰을 때, 국내에서 타인에게 빌린 물건 혹은 맡긴 물건 (수탁품)^(*) 을 국내 외에서 파손하거나 도난 당했을 때 등, 법률상 손해 배상 책임을 부담할 경우 보험금을 지불합니다. 개인 배상 책임은 일본 국내 사고에 한하며, 합의 교섭은 원칙적으로 도쿄해상일동화재보험이 실시합니다 (소송이 일본 국외의 법원에 제기된 경우 등 제외).

(*)1 휴대전화, 스마트폰, 자전거, 콘택트 렌즈, 안경 등은 위탁품에 포함되지 않습니다.

※인턴십 중이나 아르바이트 중에도 보상 대상이 됩니다. 단, 그 밖의 직무 수행에 기인하는 사고는 보상 대상에서 제외됩니다.

※자동차 및 오토바이(원동기 장치 자전거 포함) 사고는 보상 대상에서 제외됩니다.

※ ‘합의 교섭 서비스’ 란 피보험자인 학생이 사고와 관련된 손해배상 청구를 받은 경우에 피보험자의 동의를 얻어 보험회사가 피보험자를 위해 절충, 합의 또는 조정 또는 소송 수속을 실시하는 서비스. 国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの(受託品)^(*)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)

(*)1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外となります。

※自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)での事故は補償対象外となります。

※「示談交渉サービス」とは、被保険者である学生が、事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合に、被保険者の同意を得て、保険会社が被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービス。

합의 교섭 서비스 포함!
示談交渉サービス付き!



2 사망 · 후유 장애 만일의 경우나 후유장애가 남았을 때.

死亡・後遺障害 万が一のときや後遺障害が残ったとき。

일본 국내외에서 학생 본인이 급격하고도 우연한 외래 사고로 사망 또는 후유장애를 입은 경우에 보험금을 지급합니다 (단, 정규 과목 중, 학교 행사 중, 학교가 인정한 과외 활동 (클럽 활동) 중 학교 시설 내 (기숙사 제외) 사고는 본 보험의 보상 대상이 아니며, 학생교육연구 재해상해보험의 보상 대상입니다).

지진 또는 분화 또는 이에 따른 해일에 의한 부상도 보상 대상입니다.

国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。(ただし、正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動(クラブ活動)中、学校施設内(寄宿舎を除く)の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。)

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



3 치료비용 (*1) (*2) 학생 본인이 부상이나 질병으로 입원 또는 통원했을 때.

治療費用 (*1) (*2) 学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

국내에서 학생 본인이 부상이나 질병으로 1 일 이상 통원 또는 입원했을 경우 건강 보험 등의 자기 부담분^(*) 을 보험금으로 지불합니다. (치과 질병 치료를 위한 통원, 정신 장애에 의한 입 통원, 치질 · 항문 균열 등 에 의한 입 통원은 제외한다.) 지진 또는 분화 또는 이에 따른 해일로 인한 부상도 보상 대상입니다.

(*)1 치료 비용 보험금의 지급 대상 기간은 통원 또는 입원을 개시 한 날로부터 그 날을 포함하여 60 일을 경과 한 날이 속하는 달의 말일까지입니다.

초진 일 : 2025/4/15 일 경우

60 일을 경과 한 날 : 2025/6/13

60 일을 경과 한 날이 속하는 달의 말일 : 2025/6/30

2025/4/15~2025/6/30 치료가 지불 대상

(*)2 보험기간 개시 전에 발증한 질병, 발생한 상해는 보상 대상이 아닙니다. (단, 보험기간 개시 시부터 2년(보험기간이 1년 이하인 경우 및 그것을 갱신한 경우에는 '1년') 이 경과한 후 개시한 입원 또는 통원은 보험금 지급 대상입니다.)

(*)3 본인 부담분에 대한 자세한 내용은 <보상 개요 등>을 참조하십시오.

国内で学生本人がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分^(*)を保険金としてお支払いします。(歯科疾病治療のための通院、精神障害による入通院、痔核、裂肛等による入通院は除く。)地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

(*)1 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

初診日 : 2025/4/15 のケース

60日を経過した日 : 2025/6/13

60日を経過した日の属する月の末日 : 2025/6/30

2025/4/15 ~ 2025/6/30 の治療が支払対象

(*)2 保険期間の開始時に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。(ただし、保険期間の開始時より2年(保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合)は「1年」)を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。)

(*)3 自己負担分の詳細については、<補償の概要等>をご参照ください。

의료 기관 창구에서 본인이 부담한 비용을 보상합니다.
医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

권장 포인트
おすすめポイント

통원 첫날부터 보장
通院1日目から補償

구분	負担金	負担
3	4,380	4
金額	消費税率等	税



4 입원 보험 (*1) · 수술 보험 (*2) · 통원 보험 (*3) 학생 본인이 부상으로 입원 또는 통원했을 때.

入院保険 (*1) · 手術保険 (*2) · 通院保険 (*3) 学生本人が、ケガで入院または通院したとき。

학교 관리 아래 외부에서 학생 본인이 부상을 당해 입원, 통원한 경우에 입원 · 통원 1 일당 보험금 일비를 지급합니다. 또한 수술을 받게 된 경우에도 보험금을 지급합니다.

지진 또는 분화 또는 이에 따른 해일로 인한 부상도 보상 대상입니다.

(*)1 사고일로부터 180 일이 경과한 후의 입원은 지급할 수 없습니다. 또한 사고 1 건에 대해 180 일을 한도로 합니다.

(*)2 사고일로부터 180 일 이내에 받은 수술에 한합니다. 또한 상처 처치 및 발치 등 지급 대상 외의 수술이 있습니다.

(*)3 사고일로부터 180 일이 경과한 후의 통원은 지급할 수 없습니다. 또한 사고 1 건에 대해 90 일을 한도로 합니다.

学校管理下外で学生本人がケガをされ、入院、通院された場合に、入院・通院1日につき保険金日額をお支払いします。また、手術を受けられた場合も保険金をお支払いします。

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

(*)1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払はできません。また、1事故について180日を限度とします。

(*)2 事故の日から180日以内に受けた手術に限りです。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

(*)3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払はできません。また、1事故について90日を限度とします。



가입 유형 ご加入タイプ

			A 타입 (* 1)	B 타입	C 타입
보험금額	1	개인 배상책임(*2) 個人賠償責任(*2)	사고 1 건당 일본 국내 : 1 억 엔 일본 해외 : 1 억 엔 한도 1 事故 国内 : 1 億円 国外 : 1 億円 限度		
	2	사망・후유장애(*3) 死亡・後遺障害(*3)	100 만 엔	100 만 엔	100 만 엔
	3	치료 비용(*4) 治療費用(*4)	치료 비용 실비 治療費用実費	대상 외	대상 외
		치료 비용(*4) 治療費用(*4)			
	4	상해 정액(*3) (입원 일비(*5)) (통원 일비)	대상 외	대상 외	입원 일비 5,000 엔 통원 일비 3,000 엔
		傷害定額(*3) (入院日額(*5)) (通院日額)			

보험료(卒業までの一括払) 保険料(卒業までの一括払)	보험 기간 保険期間	1개월 1ヶ月	—	390 엔	2,170 엔
		2개월 2ヶ月	—	560 엔	3,070 엔
		3개월 3ヶ月	—	710 엔	3,930 엔
		4개월 4ヶ月	6,170 엔	870 엔	—
		5개월 5ヶ月	7,300 엔	1,030 엔	—
		6개월 6ヶ月	7,860 엔	1,110 엔	—
		7개월 7ヶ月	8,420 엔	1,190 엔	—
		8개월 8ヶ月	8,970 엔	1,260 엔	—
		9개월 9ヶ月	9,540 엔	1,350 엔	—
		10개월 10ヶ月	10,110 엔	1,430 엔	—
		11개월 11ヶ月	10,660 엔	1,500 엔	—
		1년간 1年間	11,220 엔	1,580 엔	—
		2년간 2年間	19,640 엔	2,770 엔	—
		3년간 3年間	28,070 엔	3,970 엔	—
		4년간 4年間	36,490 엔	5,160 엔	—
		5년간 5年間	44,900 엔	6,340 엔	—
		6년간 6年間	50,510 엔	7,130 엔	—

(*1) 건강보험 가입자에 한해 가입할 수 있습니다(채류 기간 3개월 이내에서 건강보험 미가입자는 B・C 유형에서 선택해 주십시오.)
(*2) 정보 기기 내의 데이터 손괴는 사고 1 건당 500만 엔 한도입니다.
(*3) 교육 연구 활동 중의 사고는 본 보험의 보상 대상이 아니며, 학생교육연구 재해상해보험의 보상 대상입니다.
(*4) 지급 대상 기간은 통원 또는 입원을 개시한 날부터 그날을 포함하여 60일이 경과한 날이 속한 달의 말일까지입니다.
(*5) 수속 보험금 지급액은 입원 보험금 일비의 10배(입원 중의 수술) 또는 5배(입원 중 이외의 수술)입니다. 상처 처치 및 발지 등 지급 대상 외의 수술이 있습니다.
위 보험료는 일본 전국의 보험 대상자 인원수가 10,000명 이상인 경우의 할인율 [30%]가 적용되어 있습니다. 보험 기간은 첫날의 오전 0시부터 보험 기간 마지막 날 오후 4시까지입니다.
예) 6년간인 경우 2025년 4월 1일 오전 0시부터 2031년 4월 1일 오후 4시까지 6년간
보험료는 1월 단위로 설정되어 있습니다. 월 도중에 유학이 종료되는 경우에도 보험 증가(보험이 끝나는 시기)는 매월 1일입니다.
예 1) 유학 기간이 4월 1일~5월 31일인 경우, 보험 기간은 '4월 1일~6월 1일'로 '2개월' 보험료입니다.
예 2) 유학 기간이 4월 15일~5월 31일인 경우, 보험 기간은 '4월 15일~6월 1일'로 '2개월' 보험료입니다.
예 3) 유학 기간이 4월 15일~5월 15일인 경우, 보험 기간은 '4월 15일~6월 1일'로 '2개월' 보험료입니다.
1년간을 초과하는 경우로, 상기 이외의 보험 기간이 되는 경우에는 개별적으로 문의해 주십시오.
본 팸플릿에 기재된 가입 유형은 직종 급별 A에 해당하는 분(지속적으로 직업에 종사하지 않는 학생 등)을 의미합니다.
다음에 해당하는 직업에 지속적으로 종사하고 있는 분들은 직종등급 B가 되어 가입하실 수 없습니다.
(가입 후에 해당 사항이 발생한 경우, 지체 없이 연락해 주시기 바랍니다.)
「자동차 운전자」, 「건설 작업자」, 「농림업 작업자」, 「어업 작업자」, 「채광・채석 작업자」, 「나무・대나무・풀・연꽃 제품 제조 작업자」 (이상 6개 직종)
(* 1) 健康保険加入者のみご加入できます。(滞在期間3ヶ月以内で健康保険未加入の方は、B・Cタイプからお選びください。)
(* 2) 情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。
(* 3) 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
(* 4) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
(* 5) 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が10,000人以上の場合の割引率[30%]が適用されています。保険期間は、始期日の午前0時より、保険終期日の午後4時までとなります。
例) 6年間の場合 2025年4月1日午前0時より 2031年4月1日午後4時まで6年間
保険料は1ヶ月単位となっております。月の途中で留学が終了される場合でも、保険終期は毎月「1日」となります。
例1) 留学期間が、4月1日~5月31日の場合、保険期間は「4月1日~6月1日」で「2ヶ月」の保険料となります。
例2) 留学期間が、4月15日~5月31日の場合、保険期間は「4月15日~6月1日」で「2ヶ月」の保険料となります。
例3) 留学期間が、4月15日~5月15日の場合、保険期間は「4月15日~6月1日」で「2ヶ月」の保険料となります。
1年間を超える場合で、上記以外の保険期間となる場合には、個別にお問合せください。
本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない学生等)用です。以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種級別Bとなりご加入いただくことができません。
(ご加入後に該当することとなった場合、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。)
「自動車運転者」「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上6職種)

가입 방법 ご加入方法

입학에서 졸업까지 수속은 한 번만! 졸업까지 안심! 入学から卒業まで、手続きは1回だけ! 卒業まで安心!

스마트 폰이나 PC 에서 Web 가입 スマートフォンやPCからのWeb加入

①팸플렛 표지의 QR코드로 사이트에 액세스
팸플렛 등에 기재된 URL을 입력하면 PC로부터의 액세스도 가능합니다.
①パンフ表紙のQRコードでサイトへアクセス
パンフ等に記載されたURLを入力することで、PCからのアクセスも可能です。

②사전 등록
사전 등록을 하려면 이메일 주소가 필요합니다.
②事前登録
事前登録にはメールアドレスが必要です。

③가입 내용 입력
③加入内容の入力

④가입 유형 선택
④加入タイプの選択

⑤편의점 선택
⑤コンビニの選択

⑥편의점에서 보험료 입금
편의점 납부 수수료는 가입자가 부담합니다.
⑥コンビニで保険料振込
コンビニ払い手数料は加入者負担です。

※ Web 가입할 수 없을 경우 ➡ 우체국에서 신청 ※ Web加入が出来ない場合➡郵便局でのお申込み

①팸플릿에서 희망하는 보상 내용을 선택한다.
보험 기간은 선택할 수 없습니다. 졸업까지의 일시 불입입니다.
パンフレットより希望の補償内容を選ぶ。保険期間は選べません。卒業までの一括払いです。

②보험료를 확인하고 동봉된 「납부 취급표」에 필요 사항을 기입한다.
빠짐 없도록 최대한 알기 쉽게 기입해 주십시오. 「납부수취표」는 가입 의뢰서를 겸하고 있습니다. 꼭 기입 예에 따라 기입해 주십시오.
保険料を確認し、同封の「払込取扱票」に必要な事項を記入する。漏れの無いよう、できるだけ丁寧に細字でご記入ください。「払込取扱票」は加入依頼書を兼ねております。必ず記入例に従って記入ください。

③요청 은행 또는 우체국에서 보험료를 송금한다.
송금 수속으로 신청은 완료됩니다. 또한 송금 수수료는 송금자가 부담합니다.
ゆうちょ銀行または郵便局から保険料を振込む。振込手続きをもってお申込みは完了します。なお、振込手数料は振込人負担です。

가입 수속 후 2개월 후를 목표로 가입자증을 발송.
가입자증이 도착하지 않았다더라도 보상 개시일 이후의 사고는 보상되므로 안심해 주십시오. 가입자증이 도착할 때까지는 수령증을 보관해 주십시오. * 가입자증은 「납부 취급표」에 기재된 일본 국내의 주소로 송부합니다.
加入者証は、2ヶ月後を目途に加入者証をお送り。加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者証到着までは受領証を保管してください。* 加入者証は「払込取扱票」に記載の日本国内の住所へ送付します。
※ QR 코드는 (주) 연수 웨이브의 등록 상표입니다. ※ QRコードは(株)アンソーウェーブの登録商標です。
※ 실수로 잘못 보험료를 입금하신 경우 (신규 신청・변경), 반환시의 입금 수수료는 수취인 부담이 됩니다. 반환 보험료 < 송금 수수료가 되는 경우에는 반환하지 않으므로 양해 바랍니다.
※誤って多く保険料をお振込みいただいた場合(新規申込・変更)、返戻時の振込手数料は受取人負担となります。返戻保険料<振込手数料となる場合には返戻いたしませんのでご容赦ください。

사고 시의 대응에 대해 事故の際のご対応について

(공익재단법인)일본국제교육지원협회 HP에서 '사고 보고서' 파일을 다운로드하여 사고 상황을 입력해 주십시오。
(公財) 日本国際教育支援協会HPより、「事故報告書」ファイルをダウンロードし、事故の状況を入力してください。

※ 입력은 '영어' 또는 '일본어'로 부탁드립니다。
※ 대리점 영업 시간 외에 개인 배상 책임 보상에 관한 사고가 발생하였을 경우 (일상 생활에 기인한 우연한 사고로 타인에게 상처 등을 입히거나 타인의 재물을 파손시켰을 경우)는 사고 접수 창구 (도쿄 해상 닛동 안심 110번) '0120-720-110'에 연락을 부탁드립니다。

주) 사고의 전파인 경우 「증권 번호」・「사고의 개요」를 알려주십시오。
※ 입력は、「英語」または「日本語」でお願いします。
※ 個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合に限り、「事故受付センター」(東京海上日動あんしん110番) (0120-720-110)へお電話でご連絡いただくことも可能です。
注) 事故のお電話の際は、「証券番号」・「事故の概要」をお伝えください。

입력한 '사고 보고서' 파일을 첨부하여 아래의 메일 주소로 메일 전송을 부탁드립니다。
入力をした「事故報告書」ファイルを添付し、以下のメールアドレスまで、メール送信をお願いします。

※ 메일 건명명 「INSCCLAIM 가입자 번호」로 해 주십시오 (가입자 번호를 모르는 경우에는 가입하지 않아도 됩니다)。
※ 입력은 '영어' 또는 '일본어'로 부탁드립니다。
※ 메일의件名は「INSCCLAIM 加入者番号」としてください。(加入者番号が不明な場合は、記入不要です)。
※ 入力は「英語」または「日本語」でお願いします。

사고를 접수하고 담당자가 결정되면 담당자가 필요 서류 연락이나 승부를 합니다。
事故受付し、担当者が決まりましたら、担当者より、必要書類のご連絡や送付をいたします。

※ 당사자 연락하는 경우에는 사고 보고를 한 메일 주소로 '영어' 또는 '일본어'로 전송합니다 (영어로 사고 보고서를 기재한 경우에는 영어로 메일을 전송합니다)。
그때 당사에서 연락하는 메일 주소는 「사고 보고 전용 주소」와는 다르므로 주의해 주십시오。
※弊社よりご連絡をする場合には、事故報告を頂いたメールアドレスへ、「英語」または「日本語」で送信いたします。(英語で事故報告書を記載頂いた場合には、英語でメールをいたします)。
その際、弊社からご連絡するメールアドレスは、「事故報告専用アドレス」とは異なりますので、ご注意ください。

【사고 보고서 게재 URL】 【事故報告書掲載URL】
<http://www.jees.or.jp/gakkensai/inbound.htm>

【사고 보고 전용 주소】 【事故報告専用アドレス】
<배상책임> 【賠償責任】
<기타(치료 비용 등)> 【その他(治療費用等)】
insclaim.futaigakuso@tmnf.jp

- ① 사고 통지: 사고가 발생한 경우에는 즉시 위 '사고 보고 전용 주소'로 메일로 연락해 주십시오。
- ② 보험금 청구권에는 시효(3년)가 있으므로 주의해 주십시오。
- ③ 부상이나 질병에 걸렸을 때 이미 존재하고 있던 부상 및 질병의 영향 등으로 부상이나 질병의 정도가 가중된 경우에는 지급하는 보험금이 삭감될 수 있습니다。
- ④ 부상이나 질병에 걸린 경우의 치료 비용 보험금을 청구할 때에 병원 등이 발행한 영수증 등이 필요합니다。또한 그 밖의 실비를 지급하는 보험금도 부담한 비용을 확인하는 영수증 등이 필요합니다。보험금 청구까지 반드시 보관해 두십시오。
- ⑤ 배상 사고의 경우, '상대방의 이름', '연락처'를 반드시 확인하고 기록해 두십시오。
또한 손해배상책임의 전부 또는 일부를 승인하려고 할 때는 반드시 사전에 인수 보험회사와 상담해 주십시오。인수 보험회사가 승인하지 않는 경우, 보험금을 삭감하여 지급할 수 있으므로 주의해 주십시오。

- ① 事故の通知: 事故が発生した場合には、直ちに上記「事故報告専用アドレス」までメールにてご連絡ください。
- ② 保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ③ ケガや病気に被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- ④ ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。保険金のご請求まで、必ず保管しておいてください。
- ⑤ 賠償事故の場合、「相手方の名前」、「連絡先」を、必ず確認し、控えておいてください。また、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

가입 시의 주의 사항 ご加入にあたってのご注意点

보험 대상자의 범위

이 보험 대상자는 본교에 재적 중인 학생교육연구 재해상해보험에 가입한 학생에 한 합니다(퇴학 등의 경우에는 원칙적으로 중도 탈퇴 수속이 필요하므로 인수 보험회사에 연락해 주십시오)。

해약, 계약내용 변경, 오입금 시 반환보험료의 처리

해약, 계약내용 변경, 오입금 시에 있어서 반환보험료가 있었을 경우 도쿄해상일동의 정해진 방법으로 보험료를 반환해드립니다。반환보험료를 오입금하여 반환보험료가 발생했거나 입금자의 계좌가 일본 국외의 계좌인 경우 고객님의 계좌로 송금하기 위한 송금 수수료는 고객님의 부담하에 합니다。송금 수수료가 반환 보험료를 초과하는 경우 보험료는 반환하지 않습니다。

보험의 대상となる方の範囲

この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります(退学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください)。

解約・契約内容変更・誤振込時の返還保険料の取扱い

解約・契約内容変更・誤振込時において返還保険料があった場合、東京海上日動の所定の方法で保険料を返還します。保険料を誤振込されて返還保険料が発生した場合や振込先の口座が日本国外の口座となる場合、お客様の口座へ送金するための振込手数料はお客様負担とします。振込手数料が、返還保険料を上回る場合、保険料は返還しません。

그 밖의 주의 사항 その他ご注意いただきたいこと

이 보험계약은 아래의 보험회사를 통한 공동 보험계약으로, 도쿄해상일동화재보험(주)이 다른 인수 보험회사의 대리・대행을 실시합니다。

각 인수 보험회사는 계약 체결 시에 결정하는 인수 비율에 따라 연대 없이 단독 개별적으로 보험계약상의 책임을 집니다。

또한 각 인수 비율은 (공익재단법인)일본국제교육지원협회에 확인해 주십시오。

<인수 보험회사> 도쿄 해상 일동 화재 보험(주)(간사 보험회사) 아이오이 님에이 도와 손해보험(주), 손보 재팬(주), 미쓰이 스미토모 해상 화재 보험(주)

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

なお、各引受割合については(公財)日本国際教育支援協会にご確認ください。

(引受保険会社) 東京海上日動火災保険(株) (幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険(株) 損害保険ジャパン(株) 三井住友海上火災保険(株)

이 팸플릿은 학생교육연구 재해상해보험 부대 학생생활 종합보험(종합생활보험(어린이 종합 보상))의 개요를 설명한 것입니다。가입할 때는 반드시 '중요 사항 설명서'를 잘 읽어 주십시오。자세한 내용은 계약자인 단체의 대표자에게 고부하고 있는 보험 약관에 따르거나, 공공한 점이 있으면 아래의 '일반 조회 전용 주소'로 문의해 주십시오。

또한 가입 후에는 '학생교육연구 재해상해보험 부대 학생생활 종합보험(종합생활보험(어린이 종합 보상))'을 확인해 주십시오。

본 보험계약의 모든 권리 및 의무는 종합생활보험 보통보험 약관 및 특약의 일본어판에서 규정되어 있습니다。일본어판의 번역은 참조만을 목적으로 제공되고 있습니다。

このパンフレットは、学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償))の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりすが、ご不明の点がございましたら、下記「一般照会専用アドレス」までお問い合わせください。

なお、ご加入後は「学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償))補償の概要等」をご確認ください。

本保険契約の全ての権利および義務は、総合生活保険普通保険約款および特約の日本語版で規定されています。日本語版の翻訳は、参照のみを目的で提供されています。

학생교육연구 재해상해보험 부대 학생생활 종합보험은 종합생활보험(어린이 종합 보상)의 애정입니다。

이 보험은 (공익재단법인)일본국제교육지원협회를 계약자로 하고 (공익재단법인)일본국제교육지원협회 산하 회원 대학에 재적 중인 학생을 보험 대상자로 하는 학생교육연구 재해상해보험 부대 학생생활 종합보험 단체 계약입니다。보험 증권을 청구하는 권리, 보험계약을 해약하는 권리 등은 원칙적으로 (공익재단법인)일본국제교육지원협회가 소유합니다。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険(こども総合補償)のペイトネームです。

この保険は(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし(公財)日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)日本国際教育支援協会が有します。

웹 가입 절차에 관한 자주 묻는 질문(문의 사항)을 우측 URL 및 QR 코드에 게시하였으므로 확인해주시기 바랍니다。
Web 加入手続きに関するよくあるご照会を右記のURL・QRコードに掲載していますのでご確認ください。



<https://www.jees.or.jp/gakkensai/inbound.htm>

<기타 일반적인 조회에 대해>

사고 보고 이외의 가입에 관한 조회나 계약 변경에 관한 조회는 아래의 일반 조회 전용 주소로 연락해 주십시오(「영어」 또는 「일본어」로 부탁드립니다)。

<その他 一般的なご照会について>

事故報告以外の、加入に関するご照会やご契約の変更に関するご照会につきましては、以下の一般照会専用アドレスへご連絡ください。(「英語」または「日本語」でお願いします)。

メールの際は、「[大学名]」、「お名前」、「学籍番号」を必ず、記載ください。

【이메일 문의처】 【照会アドレス】 futaigakuso.inbound@tmnf.jp

문의처 お問合せ先	Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd. Inbound futai-gakuso 조회창구 東京海上日動火災保険株式会社 インバウンド付帯学総 照会窓口	【사고 접수】 【事故受付】 insclaim.futaigakuso@tmnf.jp ※ 대리점 영업 시간 외에 개인 배상 책임 보상에 관한 사고가 발생하였을 경우 (일상 생활에 기인한 우연한 사고로 타인에게 상처 등을 입히거나 타인의 재물을 파손시켰을 경우)는 사고 접수 창구 (도쿄 해상 닛동 안심 110번)에 연락을 부탁드립니다。 주) 사고의 전파인 경우 「증권 번호」・「사고의 개요」를 알려주십시오。 ※ 個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合に限り、「事故受付センター」(東京海上日動あんしん110番) (0120-720-110)へお電話でご連絡いただくことも可能です。 注) 事故のお電話の際は、「証券番号」・「事故の概要」をお伝えください。
취급 대리점 取扱代理店	Tokio Marine & Nichido Anshin Consulting Co., Ltd. 東京海上日動あんしんコンサルティング(株)	〒104-0033 Chichibu Building 6F, 1-8-6 Shinkawa, Chuo-ku, Tokyo 東京都中央区新川 1-8-6 秩父ビルディング6階
인수 보험회사 引受保険会社	Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd. (담당과 지사) Financial Institutions & Government Sector Division,Fukuoka Chuo Branch 東京海上日動火災保険株式会社 (担当課支社) 福岡支店 金融公務チーム	〒812-8705 3-3 Fukuoka TOKIO MARINE NICHIDO Building 7F, Tsunaba-machi, Hakata-ku,Fukuoka-shi,Fukuoka 福岡市博多区綱場町 3-3 福岡東京海上日動ビル7階

중요 사항 설명서

[계약 개요 · 주의 환기 정보의 설명]

重要事項説明書 [契約概要・注意喚起情報のご説明]

가입 전에 반드시 이해해 주셨으면 하는 중요한 정보를 기재하고 있습니다. 반드시 마지막까지 읽어 주십시오

※가족 등을 보험 대상으로 하는 경우에는 본 내용을 보험 대상자 전원에게 설명해 주십시오.

※문의 사항이나 의문점이 있으시면, 팸플릿 등에 기재된 문의처로 연락해 주십시오.

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[마크 설명]
[マークのご説明]

계약 개요
보험 상품의 내용을 이해하기 위한 사항
契約概要
保険商品の内容をご理解いただくための事項

주의 환기 정보
가입할 때 고객에게 불이익이 되는 사항 등 특히 주의해 주셨으면 하는 사항

注意喚起情報
ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I 가입 전의 확인 사항 ご加入前におけるご確認事項

1 상품 구조

이 보험은 (공익재단법인) 일본국제교육지원협회를 계약자로 하고, (공익재단법인) 일본국제교육지원협회 산하 회원 대학교에 재적중인 학생을 보험의 대상자로 하는 단체 계약입니다. 보험증권을 청구하는 권리, 보험계약을 해약하는 권리 등은 원칙적으로 계약자가 소유합니다. 계약자가 되는 단체나 기본 보상, 가입자의 신청에 의해 임의로 가입할 수 있는 특약 등은 팸플릿 에 기재된 바와 같습니다.

이 보험은 가입자가 단체의 구성원 일 경우만 가입 조건으로 하고 있습니다. 가입할 수 있는 보험 대상자 본인의 범위 등은 팸플릿 등을 확인해 주십시오. 가입할 수 있는 보험의 대상자 본인의 범위에 해당하지 않을 경우, 가입이 해제되는 경우가 있습니다.

2 기본이 되는 보상 및 주요 특약의 개요 등

기본이 되는 보상의 “보험금을 지급하는 주된 경우”, “보험금을 지급하지 않는 주된 경우” 및 주요 특약의 개요 등은 팸플릿 등을 확인해 주십시오.

3 보상 중복에 관한 주의

아래의 특약을 계약하는 경우로, 보험 대상자 또는 그 가족이 보상 내용이 같은 보험계약*1 을 별도로 계약하신 경우에는 보상이 중복되는 경우가 있습니다. 보상이 중복되면 대상이 되는 사고에 대해 어느 계약에서도 보상되지만, 어느 한쪽의 계약에서는 보험금이 지급되지 않는 경우가 있습니다. 보상 내용의 차이나 보험 금액을 확인한 후에 특약 등의 필요 여부를 검토해 주십시오*2.

●개인 배상책임 보상 특약 ●구조자 비용 등 보상 특약 ●의료 비용 보상 특약

*1 종합생활보험(어린이 종합 보험) 이외의 보험계약에 설정되는 특약이나 도쿄해상 일동(이하 ‘당사’ 라 합니다) 이외의 보험계약을 포함합니다.

*2 1의 계약에 한해 설정하는 경우, 장래에 그 계약을 해약했을 때나 동거에서 별거로 변경되는 등의 사유에 따라 보험 대상자가 보상 대상에서 제외되었을 때 등은 보상이 없어질 수 있으므로 주의해 주십시오.

4 보험 금액의 설정

이 보험의 보험 금액은 미리 규정된 유형 중에서 선택하게 됩니다. 유형에 관한 자세한 내용은 팸플릿 등을 확인해 주십시오. 보험 금액 등의 설정은, 고액 요양비 제나 산재 보험 제도등의 공적 보험 제도를 근거로 검토해 주십시오. 공적 보험 제도의 개요에 대해서는, 금융청의 홈페이지(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 등을 확인해 주십시오.



(금융청 홈페이지)

5 보험 기간 및 보상 개시 · 종료 시기

가입하는 보험계약의 보험 기간 및 보상 개시 · 종료 시기는 팸플릿 등을 확인해 주십시오. 보험 종류에 따라서는 신규 가입의 경우, 보험금 지급 대상이 아닌 기간이 있으므로 자세한 내용은 팸플릿 등에서 확인해 주십시오.

6 보험료 결정 구조와 납부 방법 등

(1) 보험료 결정 구조

보험료는 가입하는 유형 등에 따라 결정됩니다. 보험료는 팸플릿 등을 확인해 주십시오.

(2) 보험료 납부 방법

지불 방법에 관하여서는 팸플릿등을 확인하시기 바랍니다.

7 만기 반환금 · 계약자 배당금

이 보험에는 만기 반환금 · 계약자 배당금은 없습니다.

1 商品の仕組み

この保険は、(公財) 日本国際教育支援協会をご契約者とし、(公財) 日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただきますことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1 を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●救済者費用等補償特約 ●医療費用補償特約

*1 総合生活保険(こども総合補償) 以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動(以下、「弊社」といいます。) 以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったときは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額等はあらかじめ定められたタイプの中から選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)

5 保険期間および補償の開始 · 終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始 · 終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金 · 契約者配当金

この保険には満期返れい金 · 契約者配当金はありません。

Ⅱ 가입 시의 주의 사항 ご加入時におけるご注意事項

1 고지 의무

가입 의뢰서 등에 ★나 ☆ 마크가 붙은 사항은 가입에 관한 중요한 사항(고지 사항)이므로 정확하게 기재해 주십시오(당사의 대리점에는 고지 수령권이 있습니다). 답변해 주신 내용이 사실과 다르거나 고지 사항에 대해 사실을 기재하지 않은 경우에는 가입을 해제하고, 보험금을 지급할 수 없는 경우가 있습니다.

※고지 사항과 통지 사항에는 ☆ 마크가 붙어 있습니다. 통지 사항은 후기 'Ⅲ-1 통지 의무 등'을 참조해 주십시오. 또한 가입 후에 가입 내용 변경으로 보상을 추가하는 경우에도 마찬가지로 변경 시점에서 아래의 사항이 고지 사항입니다.

[고지 사항・통지 사항 일람]

☆: 고지 사항과 통지 사항

- 보험 대상자 본인이 업무에 종사하고 있는 경우, 그 직업・직무 등*1
- 보험 대상자 본인이 가입하는 공적 의료보험 제도*2

★: 고지 사항

- 보험 대상자 본인의 생년월일
- 다른 보험계약 등*3을 체결한 경우에는 그 내용

*1 새로 직장에 취직했거나 취직할 직장을 그만둔 경우를 포함합니다.

*2 의료 비용 보상 특약을 설정한 경우에 한한 고지 사항과 통지 사항(☆)입니다.

*3 이 보험 이외에 계약한 이 보험과 전부 또는 일부에 대해 지급 책임이 동일한 보험계약이나 공제 계약을 말합니다. 다른 보험계약 등이 있는 경우, 그 계약내용에 따라서는 당사에서 보험 인수가 불가능한 경우가 있습니다.

2 쿨링 오프

가입하는 보험은 쿨링 오프 대상이 아닙니다.

3 사망 보험금 수령인

종합생활보험(어린이 종합 보상)에서 사망 보험금 수령인을 특정한 분으로 지정하는 경우에는 반드시 보험 대상자의 동의를 얻어 주십시오(지정하지 않은 경우, 사망 보험금은 법정상속인에게 지급합니다). 동의를 없는 상태에서 가입한 경우, 가입은 무효입니다.

사망 보험금 수령인을 특정한 분으로 지정하는 경우에는 보험 대상자의 가족 등에게 이 보험 가입에 대해 설명해 주시도록 부탁드립니다.

사망 보험금 수령인의 지정을 희망하는 경우에는 번거롭겠지만, 팸플릿 등에 기재된 문의처로 신청해 주십시오.

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

☆: 告知事項かつ通知事項

- 保険の対象となる方ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・職務等*1

- 保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度*2

★: 告知事項

- 保険の対象となる方ご本人の生年月日

- 他の保険契約等*3を締結されている場合には、その内容

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項(☆)となります。

*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人

総合生活保険(こども総合補償)において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

Ⅲ 가입 후의 주의 사항 ご加入後におけるご注意事項

1 통지 의무 등

[통지 사항]

가입 의뢰서 등에 ☆ 마크가 붙은 사항(통지 사항)에 내용 변경이 발생한 경우에는 지체 없이 팸플릿 등에 기재된 문의처로 연락해 주십시오. 연락하지 않은 경우에는 지급하는 보험금이 삭감될 수 있습니다. 또한 통지 사항은 인수하는 상품별로 다르고, 인수하는 상품에 따라서는 ☆ 마크가 붙은 사항이 통지 사항에 해당하지 않는 경우도 있습니다. 인수하는 상품별 통지 사항은 전술한

'Ⅱ-1 고지 의무 [고지 사항・통지 사항 일람]'을 참조해 주십시오.

[그 밖의 연락해 주셔야 할 사항]

●모든 상품 공통

가입자의 주소 등을 변경한 경우에는 지체 없이 팸플릿 등에 기재된 문의처로 연락해 주십시오.

[가입 후의 변경]

가입 후, 가입 내용 변경이나 탈퇴를 하실 경우에는, 변경 날짜・탈퇴 날짜 전에 연락해 주시기를 바랍니다. 또한, 보험기간 중에 본 보험 계약의 가입대상 외로 되었을 경우에는, 탈퇴 절차를 밟으실 필요가 있습니다만, 보험기간 종료 시까지 보장이 계속될 경우가 있사오니, 팸플릿 등에 기재된 문의처로 연락해 주십시오.

가입 내용 변경을 한 후 1개월 이내에 보험금 청구 연락을 하신 경우에는 만일을 위해 팸플릿 등에 기재된 문의처의 담당자에게 그 취지를 말씀해 주시도록 부탁드립니다.

2 해약할 때

가입을 해약하는 경우에는 팸플릿 등에 기재된 문의처로 연락해 주십시오.

・가입 내용 및 해약 조건에 따라서는 당사 소정의 계산 방법으로 보험료를 반환 또는 미납 보험료를 청구*1 할 수 있습니다. 반환 또는 청구하는 보험료 금액은 보험료의 납부 방법이나 해약 이유에 따라 다릅니다.

・반환하는 보험료가 있더라도 원칙적으로 납부한 보험료에서 이미 경과 기간*2에 대해 '월할'로 산출한 보험료를 차감한 금액보다 적어집니다.

・만기일을 기다리지 않고 해약하고, 새로 가입하는 경우, 보상 내용이나

보험료가 변경되거나 각종 서비스를 받을 수 없게 되는 경우가 있습니다.

*1 해약일 이후에 청구하는 경우가 있습니다.

*2 시기일부터 그날을 포함하여 해약일까지 이미 경과한 기간을 말합니다.

3 보험 대상자의 신청을 통한 해약

종합 생활 보험(어린이 종합 보장)에서는 보험의 대상으로 되는 분으로부터의 신청에 의하여 그 보험의 대상으로 되는 분에 관한 보장을 해약할 수 있는 제도가 있습니다. 제도 및 절차에 관한 자세한 내용에 관해서는 팸플릿 등에 기재된 문의처로 연락해 주십시오. 본 내용에 관해서는 보험 대상으로 되는 분 전원에게 설명해 주시도록 부탁드립니다.

4 만기를 맞이할 때

[보험 기간 종료 후 갱신을 제한하는 경우]

●보험금 청구 상황 및 연령 등에 따라서는 다음 번 이후의 갱신을 거절하거나 인수 조건을 제한하는 경우가 있습니다.

●당사가 보통보험 약관, 특약 또는 보험 인수에 관한 제도 등을 개정할 경우에는 갱신 후의 보상은 갱신일의 내용이 적용됩니다. 이 결과, 갱신 후의 보상 내용 등이 변경되거나 갱신할 수 없는 경우가 있습니다.

[계약갱신 후 보험료]

상품별 보험료는 현재 갱신된 보험료 비율 등에 따라 갱신일을 기준으로 산정합니다. 따라서 상품의 갱신 후 보험료는 갱신 전 보험료와 다를 수 있습니다.

[미청구 보험금 유무 확인]

가입갱신 시에는 갱신 전의 미청구 보험금이 있는지 확인을 부탁드립니다. 미청구 보험금이 있으시거나 공급한 점이 있으시면 팸플릿에 기재된 문의처로 연락해 주십시오. 또한 팸플릿등에 기재된 내용은 본 연도 재계약 후 보상에 관한 내용입니다. 갱신 전의 보상 내용과는 다른 경우가 있으므로, 주의해 주십시오.

1 通知義務等



[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約されるとき



ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



総合生活保険（こども総合補償）においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき



[保険期間終了後、更新を制限させていただく場合]

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

●弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

Ⅳ 그 밖의 유의해 주셨으면 하는 사항 その他ご留意いただきたいこと

1 개인정보 취급



납부 취급표 뒷면 혹은 web 가입 사이트에 게재의 <개인 정보의 취급에 관한 안내>를 확인해 주십시오。

●손해보험회사 등의 사이에서는 상해 보험 등에 대해 부정 계약의 사고 초래 발생을 미연에 방지하는 동시에 보험금의 적정하고도 신속・확실한 지급을 확보하기 위해 계약 체결 및 사고 발생 시 동일한 보험 대상자 또는 동일 사고와 관련된 보험계약 상황이나 보험금 청구 상황에 대해 일반사단법인 일본손해보험협회에 등록된 계약 정보 등을 통해 확인하고 있습니다。 이러한 확인 내용은 위 목적 이외에는 이용하지 않습니다。

2 가입 취소・무효・중대 사유에 따른 해제에 대해

- 종합생활보험(어린이 종합 보상)으로, 가입자 이외의 분을 보험 대상으로 하는 가입에 대해 사망 보험금 수령인을 법정 상속인 이외의 분으로 지정하는 경우에서 그 보험 대상자의 동의를 얻지 않은 경우, 가입은 무효로 처리됩니다。
- 계약자, 보험 대상자 또는 보험금 수령인이 폭력단 관계자 및 그 밖의 반사회적 세력에 해당하는 것으로 인정된 경우에는 당사는 가입을 해제할 수 있습니다。
- 그 밖의 약관 등에 따라 가입이 취소・무효・해제되는 경우가 있습니다。

3 가입 계속 등의 유예에 관한 특별 조치에 대해서

자연 재해나 감염증 확대의 영향으로 가입 수속 등을 실시하는 것이 곤란한 경우 “경신 계약의 가입 수속” 및 “보험료 상당액의 지불”에 관하여 일정한 유예 기간을 마련하는 특별 조치를 이용하실 수 있습니다。
※이용할 수 있는 특별 조치의 상세에 대해서는 “문의처”까지 연락해 주십시오。

4 보험회사 파탄 시의 취급 등



- 인수 보험회사의 경영이 파탄된 경우 등에는 보험금, 반환금 등의 지급이 일정 기간 동결되거나 금액이 삭감되는 경우가 있습니다。
- 인수 보험회사의 경영이 파탄된 경우에는 이 보험은 ‘손해보험계약자 보호 기구’의 보상 대상이 되고, 보험금, 반환금 등은 보상 내용별로 아래의 표와 같습니다。

보험 기간	경영이 파탄된 경우 등의 취급
1년 이내	원칙적으로 80%(파탄 보험회사의 지급 정지로부터 3개월이 경과할 때까지 발생한 보험 사고와 관련된 보험금은 100%)까지 보상됩니다。
1년 초과	원칙적으로 90%까지 보상됩니다。 단, 파탄 후에 예정 이율 등이 변경된 경우에는 90%를 밑도는 경우가 있습니다。

5 그 밖의 가입에 관한 주의 사항

●당사 대리점은 당사와의 위탁 계약에 따라 보험계약의 체결・계약 관리 업무 등의 대리 업무를 실시하고 있습니다。 따라서 당사 대리점과 유효하게 성립한 계약은 당사와 직접 체결된 것이 됩니다。



●가입자표는 가입 내용을 확인하는 중요한 것입니다。 가입자표가 도착하면 의향과 같은 가입 내용으로 작성되어 있는지 확인해 주십시오。 또한 가입자표가 도착할 때까지 팸플릿 등 및 가입 의뢰서 부분 등 가입 내용을 알 수 있는 것을 보관하도록 부탁드립니다。 불분명한 점이 있으면 팸플릿 등에 기재된 문의처로 연락해 주십시오。 또한 팸플릿 등에는 가입상의 중요한 사항이 기재되어 있으므로 한 번 읽은 후 가입자표와 함께 보험 기간 종료 시까지 보관하여 이용해 주십시오。

●계약이 공동 보험계약인 경우, 각 인수 보험회사는 각각의 인수 비율에 따라 연대 없이 단독 개별적으로 보험계약상의 책임을 집니다。 또한 간사 보험회사가 다른 인수 보험회사의 대리・대행을 실시합니다。 인수 보험회사는 팸플릿 뒷면을 확인해 주십시오。

6 사고가 발생했을 때

- 사고가 발생한 경우에는 즉시 팸플릿 등에 기재된 문의처로 연락해 주십시오。
- 배상책임에 관한 보상에 있어서 사고 배상에 관한 합의 교섭은 반드시 저희와 상담하시면서 진행할 것을 권합니다。

- 保険金を 청구할 때는 약관에서 규정한 서류 외에 아래의 서류 또는 증거를 제출해야 하는 경우가 있습니다.
 - ・인감등록증명서, 주민표 또는 호적 등본 등의 보험 대상자, 보험금 수령인임을 확인하기 위한 서류
 - ・당사가 규정한 상태 또는 질병의 정도, 치료 내용 및 치료 기간 등을 증명하는 보험 대상자 이외의 의사의 진단서, 영수증 및 진료 보수 명세서 등(당사가 지정한 의사의 진단서 및 그 밖의 의학적 검사 대상이 된 표본 등의 제출을 요구하는 경우가 있습니다.)
 - ・다른 보험계약 등의 보험금 지급 내용을 기재한 지급 내역서 등 당사가 지급해야 하는 보험금의 금액을 산출하기 위한 서류
 - ・고액 요양비 제도에 따른 급부액을 확인할 수 있는 서류
 - ・부가 급부의 지급액을 확인할 수 있는 서류
 - ・당사가 보험금을 지급하기 위해 필요한 사항을 확인하기 위한 동의서
- 보험의 대상으로 되는 분 또는 보험금 수령인에게 보험금을 청구할 수 없는 사정이 있어, 보험금을 받아야 할 보험의 대상으로 되는 분 또는 보험금 수령인의 대리인이 없는 경우에는 보험의 대상으로 되는 분 또는 보험수령인의 배우자 * 1 또는 3촌의 친족 (아울러 "가족"이라고 합니다) 중 폐사 소정의 조건에 해당하는 분이, 보험의 대상으로 되는 분 또는 보험금 수령인의 대리인으로서 보험금을 청구할 수 있는 경우가 있습니다. 본 내용에 관해서는 가족 여러분들에게 설명해 주시도록 부탁드립니다.
 - * 1 법적 배우자에 한정합니다.
- 보험금 청구권에는 시효(3년)가 있으므로 주의해 주십시오.
- 손해가 발생하여 보험 대상자 등이 손해배상 청구권 및 그 밖의 채권을 취득한 경우로, 당사가 그 손해에 대해 보험금을 지급했을 때는 그 채권의 전부 또는 일부는 당사로 이전합니다.
- 개인 배상책임 보상 특약에서 보험 대상자가 배상책임 보험금 등을 청구할 수 있는 것은 비용 보험금을 제외하고 아래의 경우에 한정됩니다.
 1. 보험 대상자가 상대방에게 이미 손해배상 변제를 한 경우
 2. 상대방이 보험 대상자에 대한 보험금 지급을 승낙했다는 것을 확인할 수 있는 경우
 3. 보험 대상자의 지시에 따라 당사가 상대방에게 직접 보험금을 지급하는 경우

1 個人情報の取扱い

払込取扱票裏面もしくはweb加入サイトに掲載の＜個人情報 の取扱いに関するご案内＞をご確認ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いせん。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険（こども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするとご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに

下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80％（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100％）まで補償されます。
1年超	原則として90％まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90％を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、パンフレット裏面をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

*1 法律上の配偶者に限ります。

- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- 個人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

가입 내용 확인 사항(의향 확인 사항) ご加入内容確認事項(意向確認事項)

본 확인 사항은 만일의 사고 시에 안심하고 보험을 이용할 수 있도록 가입하는 보험 상품이 고객의 희망에 일치한 내용이고 가입하는 데 특히 중요한 사항을 올바르게 기입하셨는 지 여부 등을 확인하기 위한 것입니다. 번거롭겠지만, 아래의 각 질문 사항에 대해 다시 확인하도록 부탁드립니다.

또한, 확인하면서 의문사항 등이 있으시면, 팸플릿 등에 기재된 문의처로 연락해주시시오.

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入をいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 보험 상품이 아래의 사항에서 고객의 희망에 일치한 내용임을 팸플릿・중요 사항 설명서에서 확인해 주십시오.

만일 희망에 일치하지 않는 경우는 가입 내용을 다시 검토해 주십시오.

- ☐보험금을 지급하는 주된 경우
- ☐보험 기간
- ☐보험 금액, 면책 금액(본인 부담액)
- ☐보험료・보험료 납부 방법
- ☐보험 대상자

2. 가입 의뢰서 등의 기재사항 등에서, 다음 점에 대하여 확인하기 바랍니다. 만일 기재누락, 기재오류가 있으면 가입 의뢰서 등을 정정해 주십시오. 또한, 하기사항에 관하여, 현재의 가입 내용에 오류가 있으시면, 팸플릿 등에 기재되어 있는 문의처로 연락해주시시오.

- ☐가입 의뢰서 등의 '생년월일' 란은 올바르게 기입되어 있습니까?
- ☐자녀(보험 대상자)가 아르바이트 등에 지속적으로 종사하는 경우에는 아래의 '직종 급별 B에 해당하는 분'에 해당하지 않는다는 것을 확인했습니까?
또한, '직종등급 B에 해당하는 분'에 해당되는 경우 가입하실 수 없습니다.(가입 후에 해당되는 경우에는 지체 없이 연락해 주시기 바랍니다).

(*)각 구분(직종 급별 A 또는 B)에 해당하는 직업 예는 아래와 같습니다.

- ☐직종 급별 A에 해당하는 분:
아래의 직종 급별 B에 해당하지 않는 분
- ☐직종 급별 B에 해당하는 분:
아르바이트 등으로 지속적으로 아래의 6개 업종 중 하나에 종사하는 분
'자동차 운전자', '건설 작업자', '농림업 작업자', '어업 작업자', '채광・채석 작업자', '나무・대나무・풀・덩굴 제품 제조 작업자'
- ☐가입 의뢰서의 '다른 보험계약 등' 란은 올바르게 고지되어 있습니까?

3. 중요 사항 설명서의 내용에 대해 확인했습니까?

특히 '보험금을 지급하지 않는 주된 경우', '고지 의무・통지 의무 등', '보상 중복에 관한 주의*1'에 대해 확인해 주십시오.

*1 예를 들어 개인 배상책임 보상 특약을 계약하는 경우로, 이 밖에 동종의 계약을 했을 때 등 보상 범위가 중복되는 경우가 있습니다.

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐保険金をお支払いする主な場合
- ☐保険期間
- ☐保険金額、免責金額(自己負担額)
- ☐保険料・保険料払込方法
- ☐保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

- ☐加入依頼書等の「生年月日」欄は正しくご記入いただいていますか?
- ☐お子様(保険の対象となる方)がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種級別 Bに該当する方」に該当しないことをご確認くださいませ?
なお、「職種級別 Bに該当する方」に該当した場合はご加入いただくことができません。(ご加入後に該当することとなった場合、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)

(*)各区分(職種級別 Aまたは B)に該当する職業例は下記のとおりです。

- ☐職種級別 Aに該当する方:
下記の職種級別 Bに該当しない方
- ☐職種級別 Bに該当する方:
アルバイト等で、継続的に以下の6業種のいずれかに従事される方
「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」
- ☐加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?

3. 重要事項説明書の内容についてご確認くださいませ?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

2024年7月作成 24T-000486

보험 내용에 관한 의견 및 상담 등 保険の内容に関するご意見・ご相談等

Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd. 東京海上日動火災保険株式会社

보험 내용에 관한 의견・상담 등은 팸플릿 등에 기재된 문의처에서 접수합니다.

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

지정 분쟁 해결 기관 指定紛争解決機関

일반사단법인 일본손해보험협회

손해보험 ADR 센터

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター

당사는 보험업법에 따른 금융청 장관의 지정을 받은 지정 분쟁 해결 기관인 일반사단법인 일본손해보험협회와 수속 실시 기본계약을 체결하고 있습니다.

당사와의 문제를 해결할 수 없는 경우에는 동 협회에 해결 신청을 실시할 수 있습니다.

자세한 내용은 동 협회의 홈페이지를 확인해 주십시오(<https://www.sonpo.or.jp/>).

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 <통화료 무료 通話料有料>

IP 전화인 경우는 03-4332-5241 을 이용해 주십시오.

접수 시간: 평일 오전 9시 15분~오후 5시

(토・일・공휴일・연말연시는 휴무입니다.)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日 午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)



학생교육연구 재해상해보험 부대 학생생활 종합보험
(종합생활보험 (어린이 종합 보상)) <보상 개요 등>
学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））〈補償の概要等〉

보상 개요 등은 약관의 개요를 소개한 것입니다. 가입 유형에 따라서는 보험금 지급 대상이 아닌 경우가 있습니다. 가입 유형에 관한 자세한 내용은 팸플릿 등을 확인해 주십시오. 보험금 지급 대상이 아닌 신체에 발생한 장애 영향 등에 따라 보험금을 지급해야 하는 부상의 정도가 중대한 경우에는 도쿄해상일동화재 보험(이하 ‘당사’ 라 합니다)은 그 영향이 없었을 때에 상당하는 금액을 지급합니다. 자세한 내용은 팸플릿 등 기재된 문언까지 연락해 주십시오.

補償の概要等は約款の概要をご紹介します。ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、パンフレット等をご確認ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

		보험금을 지급하는 주된 경우 保険金をお支払いする主な場合	보험금을 지급하지 않는 주된 경우 保険金をお支払いしない主な場合
상해 보상 기본 특약 (주1) 傷害補償基本特約（注1）	死亡 保険金 死亡保険金	사고일로부터 그날을 포함하여 180일 이내에 사망한 경우 ▶사망・후유장애 보험 금액의 전액을 지급합니다. ※사고 1건에 대해 이미 지급된 후유장애 보험금이 있는 경우에는 사망・후유장애 보험 금액에서 이미 지급된 금액을 차감한 금액을 지급합니다.	・보험 대상자의 고의 또는 중대한 과실로 발생한 부상 ・보험금 수령인의 고의 또는 중대한 과실로 발생한 부상(그분이 수령해야 하는 금액 부분) ・보험 대상자의 투쟁 행위, 자살 행위 또는 범죄 행위로 발생한 부상 ・무면허 운전, 음주 운전을 한 경우에 생긴 상처 ・뇌 질환, 질병 또는 심신 상실 및 이로 인해 발생한 부상 ・임신, 출산, 조산 또는 유산으로 발생한 부상 ・외과적 수술 등의 의료 처치(보험금이 지급되는 부상을 치료하는 경우 제외)로 발생한 부상 ・피켓 등의 등산 용구를 사용하는 산악 등반, 행글라이더 탑승 등의 위험한 운동 등을 하는 도중에 발생한 사고로 입은 부상 ・오토바이・자동차 경주 선수, 자전거 경주 선수, 맹수 취급자, 프로 복서 등의 위험한 직업에 종사하는 도중에 발생한 사고로 입은 부상 ・자동차 등 승용구를 이용하여 경기, 시운전, 경기장에서의 프리 주행 등을 하다가 발생한 사고로 인한 부상 ・재찍 중후군 및 요통 등으로 의학적 타각 소견이 없는 것 등
	후유장애 保険金 後遺障害保険金	사고일로부터 그날을 포함하여 180일 이내에 신체에 후유장애가 발생한 경우 ▶후유장애의 정도에 따라 사망・후유장애 보험 금액의 4%~100%를 지급합니다. ※사고 1건에 대해 사망・후유장애 보험 금액이 한도입니다.	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの等
	입원 保険金 入院保険金	의사 등의 치료를 필요로 하고, 사고일로부터 그날을 포함하여 180일 이내에 입원한 경우 ▶입원 보험금 일비에 입원한 일수(실제 일수)를 곱한 금액을 지급합니다. 단, 사고일로부터 그날을 포함하여 180일이 경과한 후의 입원은 지급할 수 없습니다. 또한 지급 대상이 되는 ‘입원한 일수’는 사고 1건에 대해 180일을 한도로 합니다. ※입원 보험금이 지급되는 기간 중, 또 다른 부상을 입더라도 입원 보험금은 중복하여 지급할 수 없습니다.	
		医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても入院保険金は重複してはお支払いできません。	

(주 1) 보험 대상자가 재적 중인 학교의 관리 아래 *1 이외의 급격하고도 우연한 외래 사고로 부상*2를 입은 경우에 보험금을 지급합니다.
*1 학교의 관리 아래란 다음에 기재한 동안을 말합니다.
①대학 등의 정규 과목 중 및 학교 행사에 참가하는 동안
②학교 시설(기숙사 제외) 내에 있는 동안. 단, 대학 등이 금지한 시간 또는 장소에 있는 동안 또는 대학 등이 금지한 행위를 한 경우를 제외합니다.
③학교 시설 밖에서 대학 등에 신청한 과외 활동을 하고 있는 동안
*2 부상에는 유독 가스 또는 유독 물질로 인한 급성 중독, 세균성 식중독 및 바이러스성 식중독*3을 포함합니다. 또한 직업병, 테니스 어깨(어깨 관절 통증)와 같은 급격성, 우연성, 외래성 중 하나 또는 모두가 결여된 경우는 보험금 지급 대상이 아니므로 주의해 주십시오.
*3 세균성 식중독 등 보상 특약이 자동 설정됩니다.

(注 1) 保険の対象となる方が在籍する学校の管理下*1 外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。
*1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。
①学校等の正課中および学校行事に参加している間
②学校の施設（寄宿舎を除きます。）内にいる間。ただし、学校等が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。
③学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間
*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
*3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

		보험금을 지급하는 주된 경우 保険金をお支払いする主な場合	보험금을 지급하지 않는 주된 경우 保険金をお支払いしない主な場合
상해 보상 기본 특약 (주1) 傷害補償基本特約 (注1)	수술 보험금 手術保険金	치료를 목적으로 공적 의료보험 제도에 따른 의과 진료 보수 점수표를 통해 수술비의 산정 대상으로 열거된 수술*1 또는 선진 의료*2에 해당하는 소정의 수술을 받게 된 경우 ▶입원 보험금 일비의 10배 (입원 중의 수술) 또는 5배 (입원 중 이외의 수술)의 금액을 지급합니다. 단, 사고 1건에 대해 사고일로부터 그날을 포함하여 180일 이내에 받은 수술 1회에 한합니다.*3 *1 상처 처치 및 발치 등 지급 대상 외의 수술이 있습니다. *2 '선진 의료'란 공적 의료보험 제도에서 규정된 평가 요양 중 후생노동 대신이 규정한 선진 의료 (선진 의료별로 후생노동 대신이 규정한 시설 기준에 적합한 병원 또는 진료소 등에서 실시되는 것에 한함)를 말합니다 (자세한 내용은 후생노동성의 홈페이지를 참조해 주십시오). 또한 요양을 받은 날 현재, 공적 의료보험 제도의 급부 대상인 요양은 선진 의료로는 간주되지 않습니다 (보험 기간 중에 대상이 되는 선진 의료는 변동할 가능성이 있습니다.). *3 사고 1건에 따른 부상에 대해 입원 중과 입원 중 이외의 양쪽 수술을 받은 경우에는 입원 보험금 일비의 10배 금액만 지급합니다. 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍 (入院中の手術)または5倍 (入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療 (先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます (詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません (保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	・보험 대상자의 고의 또는 중대한 과실로 발생한 부상 ・보험금 수령인의 고의 또는 중대한 과실로 발생한 부상 (그분이 수령해야 하는 금액 부분) ・보험 대상자의 투쟁 행위, 자살 행위 또는 범죄 행위로 발생한 부상 ・무면허 운전, 음주 운전을 한 경우에 생긴 상처 ・뇌 질환, 질병 또는 심신 상실 및 이로 인해 발생한 부상 ・임신, 출산, 조산 또는 유산으로 발생한 부상 ・외과적 수술 등의 의료 처치 (보험금이 지급되는 부상을 치료하는 경우 제외)로 발생한 부상 ・피켓 등의 등산 용구를 사용하는 산악 등반, 행글라이더 탑승 등의 위험한 운동 등을 하는 도중에 발생한 사고로 입은 부상 ・오토바이·자동차 경주 선수, 자전거 경주 선수, 맹수 취급자, 프로 복서 등의 위험한 직업에 종사하는 도중에 발생한 사고로 입은 부상 ・자동차 등 승용구를 이용하여 경기, 시운전, 경기장에서의 프리 주행 등을 하다가 발생한 사고로 인한 부상 ・채찍 중후군 및 요통 등으로 의학적 타각 소견이 없는 것 등
	통원 보험금 通院保険金	의사 등의 치료를 필요로 하고, 사고일로부터 그날을 포함하여 180일 이내에 통원 (왕진 포함)한 경우 ▶통원 보험금 일비에 통원한 일수 (실제 일수)를 곱한 금액을 지급합니다. 단, 사고일로부터 그날을 포함하여 180일이 경과한 후의 통원은 지급할 수 없습니다. 또한 지급 대상이 되는 '통원한 일수'는 사고 1건에 대해 90일을 한도로 합니다. ※입원 보험금과 중복하여 지급할 수 없습니다. 또한 통원 보험금이 지급되는 기간 중, 또 다른 부상을 입더라도 통원 보험금은 중복하여 지급할 수 없습니다. ※통원하지 않는 경우에도 의사 등의 치료에 의해 소정의 부위의 깁스 등*1을 상시 장착한 일수에 대해서도 "통원한 일수"에 포함합니다. *1 깁스·캐스트, 깁스 시네, 깁스 샬레, 부자·시네·스프린트 고정, 장외 고정기, PTB 캐스트, PTB 브레이스, 선 부자 등 및 헬로 베스트를 말합니다. 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院 (往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数 (実日数) を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプ스等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ (その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置 (保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等

(주 1) 보험 대상자가 재적 중인 학교의 관리 아래*1 이외의 급격하고도 우연한 외래 사고로 부상*2를 입은 경우에 보험금을 지급합니다.

*1 학교의 관리 아래란 다음에 개재한 동안에 말합니다.

①대학 등의 정규 과목 중 및 학교 행사에 참가하는 동안

②학교 시설 (기숙사 제외) 내에 있는 동안. 단, 대학 등이 금지한 시간 또는 장소에 있는 동안 또는 대학 등이 금지한 행위를 한 경우를 제외합니다.

③학교 시설 밖에서 대학 등에 신청한 과외 활동을 하고 있는 동안

*2 부상에는 유독 가스 또는 유독 물질로 인한 급성 중독, 세균성 식중독 및 바이러스성 식중독*3을 포함합니다. 또한 직업병, 테니스 어깨 (어깨 관절 통증)와 같은 급격성, 우연성, 외래성 중 하나 또는 모두가 결여된 경우는 보험금 지급 대상이 아니므로 주의해 주십시오.

*3 세균성 식중독 등 보상 특약이 자동 설정됩니다.

(注 1) 保険の対象となる方が在籍する学校の管理下*1 外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ*2をした場合に保険金をお支払いします.

*1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます.

①学校等の正課中および学校行事に参加している間

②学校の施設 (寄宿舎を除きます。)内にいる間。ただし、学校等が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。

③学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間

*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

		보험금을 지급하는 주된 경우 保険金をお支払いする主な場合	보험금을 지급하지 않는 주된 경우 保険金をお支払いしない主な場合
의료비용보상특약(조2) + 대기기간의 비설정에 관한 특약(의료비용보상용) 医療費用補償特約(注2) + 待機期間の不設定に関する特約(医療費用補償用)	치료비용대입금 治療費用保険金	보험 대상이 되는 분이 병이나 상처에 의해 보험 기간중에 국내에서 입원 또는 통원을 개시했을 경우 ▶보험 대상자가 부담한 일부 부담금*1을 지급합니다. 단, 동일한 질병이나 부상(의학상 중요한 관계가 있는 질병이나 부상 포함)에 따른 입원*2 또는 통원*3에 대해 입원 또는 통원을 개시한 날부터 그날을 포함하여 60일이 경과한 날이 속한 달의 말일까지 입원 또는 통원으로 부담한 금액에 한합니다. ※의사의 처방전에 따라 약국(이른바 원외 약국)에서 지불한 약값도 지급 대상입니다. ※다른 보험계약 또는 공제 계약에서 보험금 또는 공제금이 지급된 경우에는 보험금이 차감될 수 있습니다. ※보험 대상자 또는 그 가족이 보상 내용이 같은 보험계약을 별도로 계약하신 경우에는 보상이 중복되는 경우가 있습니다. 가입할 때는 보상 내용을 충분히 확인해 주십시오. ※다음 중 하나의 금부 등이 있는 경우에는 그 금액을 보험 대상자가 부담한 금액에서 차감합니다. ●공적 의료보험 제도를 규정한 법령에 따라 지급되어야 하는 고객 요양비 ●공적 의료보험 제도를 규정한 법령의 규정에 따라 일부 부담금을 지급한 보험 대상자에 대해 그 지급한 일부 부담금에 상당하는 금액의 범위 내에서 실시되어야 하는 금부(이른바 '부가 금부'*4) ●보험 대상자가 부담한 일부 부담금에 대해 제3자를 통해 지급된 손해배상금 ●보험 대상자가 입은 손해를 보전하기 위해 실시된 그 밖의 금부(다른 보험계약 또는 공제 계약에 따라 지급된 치료 비용 보험금에 상당하는 보험금 제외) *1 공적 의료보험 제도의상의 일부 부담금, 일부 부담금에 상당하는 비용, 입원 시의 식사 요양 또는 생활 요양에 든 비용 중 식사 요양 표준 부담액 또는 생활 요양 표준 부담액을 말합니다. 사후에 환부금이 발생할 경우 등 시, 자기 부담액에서 공제합니다. *2 퇴원 후 그날을 포함하여 180일이 경과한 날의 다음 날 이후에 재입원한 경우에는 재입원은 이전의 입원과 다른 것으로 간주합니다. *3 통원일로부터 그날을 포함하여 180일이 경과한 날의 다음 날 이후에 재통원한 경우에는 이후의 통원은 이전의 통원과 다른 것으로 간주합니다. *4 부가 금부란 건강 보험 조합, 각종 공제조합 등이 그 규약 등으로 규정한 바에 따라 일부 부담금을 지불한 자에게 그 금액의 범위 내에서 지급하는 추가 금부를 말합니다. 保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始した場合 ▶保険の対象となる方が負担した一部負担金*1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院*2または通院*3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限りです。 ※医師の処方箋に基づき、薬局（いわゆる院外薬局）で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。 ●公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ●公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」*4） ●保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。） *1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。事後に還付金が発生する場合等は自己負担額から控除します。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 *3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。 *4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。	・ 지진・분화 또는 이것에 의한 쓰나미에 의해 발생한 병으로 입원 또는 통원 ・ 보험 대상자의 고의 또는 중대한 과실로 발생한 질병이나 부상에 따른 입원 또는 통원 ・ 보험금 수령인의 고의 또는 중대한 과실로 발생한 질병이나 부상에 따른 입원 또는 통원(그런데 수령해야 하는 금액 부분) ・ 보험 대상자의 투쟁 행위, 자살 행위 또는 범죄 행위로 발생한 질병이나 부상에 따른 입원 또는 통원 ・ 무면허 운전, 음주 운전을 한 경우에 발생한 질병이나 부상으로 인한 입원 또는 통원 ・ 보험 대상자가 입은 정신 장애, 지적 장애, 인격 장애, 알코올 및 약물 중독 등의 정신 장애 *1을 원인으로 생긴 입원 또는 통원 ・ 마약, 대마, 아편, 각성제, 위험 드래그, 신나 등의 사용으로 인한 질병이나 부상으로 인한 입원 또는 통원 ・ 선전성 질환 *2 에 의한 입원 또는 통원 ・ 임신 또는 출산으로 인한 입원 또는 통원. 그러나 「요양의 금부」 등의 지급 대상이 되는 경우에는 이 규정을 적용하지 않습니다 ・ 치핵, 항문 열창 또는 치루에 따른 입원 또는 통원 ・ 피질 등의 동산 용구를 사용하는 산악 등반, 앵글라이더 탑승 등의 위험한 운동 등을 하는 도중에 발생한 사고로 입은 부상에 따른 입원 또는 통원 ・ 자동차 등 승용구를 이용하여 경기, 시운전, 경기장에서 프리 주행 등을 하다가 발생한 사고로 인한 부상으로 입원 또는 통원치료한 경우 ・ 치과 질병의 치료를 위한 통원 ・ 재직 중후군 및 오톤 등으로 의학적 타각 소견이 없는 것에 따른 입원 또는 통원 ・ 이 계약이 지속 되어온 최초 보험 계약 (초년도 계약이라고합니다.)의 보험 임계 시점에서 이미 알고있는 질병이나 부상으로 인한 입원 또는 통원 *3 등 *1 헤이세이 27년 2월 13일 총무성 고시 제35호에 정해 진 분류 항목 중 의 분류 번호 F00 부터 F99에 규정 된 내용에 준거합니다. *2 헤이세이 27년 2월 13일 총무성 고시 제35호에 정해 진 분류 항목 중 의 분류 번호 Q00부터 Q99에 규정 된 내용에 준거합니다. *3 초년도 계약의 보험 첫 시작시기 시점에서 이미 결린 질병이나 부상도 초년도 계약의 보험 첫날로부터 1년(보험 기간이 1년을 초과하는 계약인 경우에는 2년)이 경과한 후에 개시한 입원 또는 통원은 보험금 지급 대상으로 합니다. ・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気による入院または通院 ・ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院（その方が受け取るべき金額部分） ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・ 無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 ・ 保険の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害*1を原因として生じた入院または通院 ・ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・ 先天性疾患*2による入院または通院 ・ 妊娠または出産による入院または通院。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合は、この規定は適用しません。 ・ 痔核、裂肛または痔瘻による入院または通院 ・ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・ 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・ 歯科疾病の治療のための通院 ・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 ・ この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院*3等 *1 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。 *2 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号Q00からQ99に規定された内容に準拠します。 *3 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金のお支払いの対象とします。

(주2) 입원 제반 비용 보험금 및 선진 의료 비용 보험금 부담보 특약(의료 비용 보상용)이 설정되어 있습니다.

(注2) 入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約（医療費用補償用）がセットされています。

	보험금을 지급하는 주된 경우 保険金をお支払いする主な場合	보험금을 지급하지 않는 주된 경우 保険金をお支払いしない主な場合
개인배상책임보상특약 + 개인배상책임보상특약의 일부變更に関する特約(B) + 本人のみ補償特約(B) + 受託品等不担保特約	국내 외에서 다음과 같은 사고로 인해 타인에게 부상을 입히거나 타인의 재물(정보기기 등에 기록된 정보를 포함합니다.) *1 을 파손시켜 법률상 손해 배상 책임을 부담할 경우 ●보험 대상이 되는 학생 본인의 일상생활에 기인하는 우연한 사고 ※학생 본인의 일상생활에 기인하는 우연한 사고로 인해 개인 배상 책임 보험 대상자인 학생 본인의 친권자, 그 외의 법정의 감독 의무자 및 대리 감독 의무자가 손해 배상 책임을 부담할 경우도 있습니다. ●보험의 대상이 되는 학생 본인이 거주에 사용하는 주택의 소유, 사용 또는 관리로 인한 우연한 사고 ※학생 본인이 거주에 사용하는 주택의 소유・사용・관리에 기인하는 우연한 사고에 관하여, 개인 배상 책임의 보험의 대상이 되는 분에 대해서는 학생 본인의 친권자, 그 외의 법정의 감독 의무자 및 대리 감독의무자가 배상책임을 지는 경우도 포함합니다(대리감독의무자에 대해서는 학생 본인에 관한 사고에 한합니다.). ▶ 1 사고에 대해 보험금액*2 를 한도로 보험금을 지불합니다. ※국내에서의 사고(소송이 해외의 법원에 제기된 경우 등을 제외합니다.)에 한해 당사자 간의 합의 성의는 기본적으로 당사자 실시합니다. ※당사와의 직접접촉에 대해 상대방의 동의를 얻을 수 없는 경우나 보험의 대상이 되는 분에게 손해 배상 책임이 없는 경우 등에는, 당사는 상대방과의 합의 교섭을 할 수 없으므로 주위에 주십시오. ※다른 보험계약 또는 공제 계약에서 보험금 또는 공제금이 지급된 경우에는 보험금이 공제될 수 있습니다. ※기재하고 있는 보험금 이외에 사고 시에 발생하는 다양한 비용에 대해 보험금을 지불하는 경우가 있습니다. ※보험 대상자 또는 그 가족이 보상 내용이 같은 보험 계약을 별도로 계약하였을 경우에는 보상이 중복하는 경우가 있으므로 가입 시에는 보상 내용을 충분히 확인하시기 바랍니다. *1 보험 대상이 되는 분이 국내에서 수탁한 재물(수탁품)이 국내외에서의 주택내에 보관 또는 일시적으로 주택외에서 관리되고 있는 동안에 손해・도치됨에 의해, 수탁품에 대해 정당한 권리를 가진 분에 대하여 법률상의 손해배상 책임을 지는 경우에 대해서도 손해액(손해배상 책임의 액)에 대해서 보험금을 지불합니다. 단 손해액은 시가액*3을 한도로 합니다. (수탁품에 관련된 배상 책임 보상 조항) 또한 다음은 보상 대상이 되지 않습니다. ・자동차(골프 카트 포함) ・자전거, 선박 등 ・서핑보드, 라디콘 모형 ・드론 ・휴대폰, 스마트폰, 모바일 와이파이 라우터 등 ・콘택트 렌즈, 안경 등 ・수표 및 기타 유가증권 등 ・신용카드 및 원고, 설계도, 장부 등 ・상품 ・제품 및 설비 ・집기 ・동물, 식물 등의 생물 ・승차권, 통화 등 ・귀금속, 보석, 미술품 등 *2 정보기기 등에 기록된 정보의 손해로 인한 손해배상 책임에 대해서는 500만 엔이 지불 한도액이 됩니다. *3 같은 것을 새로 구입하는데 필요한 금액에서 사용에 의한 소모분을 공제해 계산한 금액을 말합니다. 国内外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。) *1 を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●保険の対象となる学生本人の日常生活に起因する偶然な事故 ※学生本人の日常生活に起因する偶然な事故に関し、個人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。 ●保険の対象となる学生本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ※学生本人が居住に使用する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故に関し、個人賠償責任の保険の対象となる方については学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます(代理監督義務者については、学生本人に関する事故に限ります。) ▶ 1 事故について保険金額*2を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他に ご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 * 1 保険の対象となる方が国内で受託した財物(受託品)が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合についても、損害額(損害賠償責任の額)について保険金をお支払いします。ただし、損害額は時価額*3を限度とします。(受託品に係る賠償責任補償条項) なお、以下のものは補償の対象となりません。 ・自動車(ゴルフ・カートを含みます) ・自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型 ・ドローン ・携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・商品・製品や設備・什器(じゅうき) ・動物、植物等の生物 ・乗車券、通貨等 ・貴金属、宝石、美術品等 * 2 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。 * 3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	・ 契約者 또는 보험 대상자(수탁품과 관련된 배상책임 보상 조항은 그 동거 친족도 포함) 등의 고의로 발생한 손해 ・ 지진・보화 또는 이에 따른 해일로 발생한 손해 ・ 지무(아르바이트 및 인턴쉽 제외) 수행에 직접 기인하는 손해배상책임(업무상의 손해배상책임*1)에 따라 보험 대상자가 입는 손해 ・ 보험 대상자 및 그 동거 친족에 대한 손해배상책임에 따라 보험 대상자가 입는 손해 ・ 제 3자 간의 특별한 약정에 따라 가중된 손해배상책임에 따라 보험 대상자가 입는 손해 ・ 빌린 재물의 손괴에 따른 주인에 대한 손해배상책임에 따라 보험 대상자가 입는 손해(수탁품과 관련된 배상책임 보상 조항은 지금 대상) ・ 심신 상실에 기인하는 손해배상책임에 따라 보험 대상자가 입는 손해 ・ 항공기, 선박, 차량*2*3 또는 총기(공기총 제외) 소유, 사용 또는 관리에 기인하는 손해배상책임에 따라 보험 대상자가 입는 손해 < 수탁품과 관련된 배상책임 보상 조항만 해당 > ・ 수탁품이 위탁자에게 인도된 후에 발견된 수탁품의 손괴에 기인하는 손해배상 책임에 따라 보험 대상자가 입는 손해 ・ 수탁품을 사용할 수 없게 만든 사실에 기인하는 손해배상책임(수익 감소 등)에 따라 보험 대상자가 입는 손해 ・ 보험 대상자의 투쟁 행위, 자살 행위 또는 범죄 행위에 따른 손해 ・ 무면허 운전, 마약 등을 사용한 운전, 음주 운전을 하는 도중에 발생한 사고에 따른 손해 ・ 압류, 수용, 몰수, 파고 등 국가 또는 공공 단체의 공권력 행사에 기인하는 손해 ・ 수탁품이 통상 가진 성질이나 성능이 결여된 사실에 기인하여 발생한 손해 ・ 자연적인 소모 또는 녹・곰팡이 등에 따른 손해 ・ 스낵 흡점, 금연 흡점, 도로 버거점 등의 단순한 외관상의 손상으로 그 보험 대상이 가진 기능의 상실 또는 저하를 동반하지 않는 손해 ・ 수탁품에 대한 가공 및 수리・점검 등 작업상의 과실 또는 기술적인 결렬함에 기인하는 손해 ・ 전기적 또는 기계적 사고에 기인하는 손해 ・ 수탁품의 유실 또는 분실(유실 또는 분실 후의 도난 포함)에 기인하는 손해 등 *1 보험 대상자가 골프 경기 또는 지도를 직업으로 삼고 있는 분 이외의 경우, 골프 연습, 경기 또는 지도*4 중에 발생한 사고에 따른 손해배상책임은 제외합니다. *2 골프장 구내의 골프 카트를 제외하지만, 운전하는 골프 카트 자체의 손괴 등은 보상 대상이 아닙니다. *3 수탁품과 관련된 배상책임 보상 조항은 차량의 소유, 사용 또는 관리에 기인하는 손해배상책임에 따라 보험 대상자가 입는 손해는 지금 대상입니다. *4 골프 연습, 경기 또는 지도에 부속하여 골프장, 골프 연습장 부지 내에서 통상 실시되는 탈의, 휴식, 식사 또는 입욕 등의 행위를 포함합니다. ・ ご契約者または保険の対象となる方(受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。)等の故意によって生じた損害 ・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・ 職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害(受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。) ・ 心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 航空機、船舶、車両*2*3または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 < 受託品に係る賠償責任補償条項のみ > ・ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 受託品を使用不能にしたこと起因する損害賠償責任(収益減少等)によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・ 無免許運転、麻薬等を使用する行為の運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・ 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・ 受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・ 自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・ すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・ 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・ 電氣的または機械的事故に起因する損害 ・ 受託品の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 等 * 1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*4中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 * 2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は、補償の対象となりません。 * 3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。 * 4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

이 팜플릿은 종합생활보험(어린이 종합 보상)의 개요를 소개한 것입니다. 가입할 때는 반드시 ‘중요 사항 설명서’를 잘 읽어 주십시오. 문의 사항 등이있는 경우에는 팜플렛 등 기재된 문의처까지 연락해 주십시오.

このパンフレットは総合生活保険(こども総合補償)の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。